第五編　廳治時代

第一章　官治時代

第一節　北海道廳の設置

廢縣置廳

明治十九年一月二十六日札幌函館根室三縣を廢し、更に北海道廳を置き、全道の施政竝に集治監及屯田兵開墾授産の事務を統理せしめ、道廳を札幌に置き、支廳を函館根室に置く、時に伊藤博文內閣を總理し、山縣有朋內務大臣たり、而して開拓時代札幌會議の後、明治六年開拓大判官を罷免せられたりし當年の札幌本廳主任岩村通俊、司法大輔より轉じて北海道廳長官となり、二月二十七日再び札幌に來り、三月一日を以て南一條西三丁目の假廳舍に於て開廳式を擧行せり、茲に於て札幌の地は再び北海道十一州を統轄すべき首府の地となれり。

北理由

當時廢縣置廳の布告に曰く『北海道ハ土地廣漠住民稀少ニシテ富庶ノ事業未タ普ク邊隅ニ及フコト能ハス今全土ニ通シテ拓地植民ノ事業ヲ擧クルカ爲ニ從

世界の大勢

前置ク所ノ各廳分治ノ制ヲ改ムルノ必要ヲ見ル』と願ふに當時世界の大勢と本道の形勢とは本道の施政に一大改新を爲さゞるべからざる機運に際會したりき、外は當時既に事業進行中なりしパナマ運河、及明治十七年露國皇太子親臨して浦鹽斯德に起工式を擧げたりし西伯利亞鐵道は、共に十有餘年以內に於て其開通を見るべく豫期せられ、而して其開通の曉に於て、東西強大國の航路の中心たるべき地勢を有する者は實に我北海道なりとして憂國家の警論する所となり內は開拓使時代の粗放急激なる施設、及縣治時代の徒らに內地府縣に模倣したる制度等は、漸くにして種種憂慮すべき結果を生じ、速に何等かの改新を斷行するにあらずんば、遂に收拾すべからざる悲境に沈淪するも知るべからざるの狀態なりき。曾つて開拓使の當時本道の收稅額は擧げて開拓經營の費に窮するや、國庫下附の十箇年定額は一定して動かすべからざれば、道民に植民地不適當の重斂を課し其費を補充するの途に出でたるを以て、縣治時代に入り北海道民は實に全國第一の重稅を負擔するの奇現象を呈せり、卽ち國稅地方稅協議費賦金等を合し、本道三縣の總額百十四萬五千五十圓、人口一人平均

本道の形勢

全國第一の重稅

四圓六十三錢に當り、當時全國に於て最も多額の負擔を爲したりし滋賀縣の、人口一人平均三圓五十錢に比するも、尙一圓五錢の高率を示し、內地府縣に於て最も少額を負擔する鹿兒島縣の人口一人平均一圓六十錢に比せば、其多き事實に三圓三錢、東京府の一人平均二圓二十四錢に比せば、實に二圓三十九錢の多額を負擔したりき。又曾つて明治五年開拓使の規定したる土地賣買規則は、官吏華族等開拓の志なくして莫大の土地を買受け、何等施設する所なく、唯地價の騰貴を待つて奇利を僥倖せんとするのみとなれり、蓋し該規則は上地千坪に付一圓五十錢、中地一圓下地五十錢の割を以て一人十萬坪を限りて拂下げ、其拂下後の制裁として唯漠然『土地賣下ノ後開墾其他共、上ノ地ハ十二箇月、中ノ地ハ十五箇月、下ノ地ハ二十箇月ヲ過キ、不下手者ハ上地申付ル事』と規定せしに過ぎざれば其拂下を受けたる者は、或は僅に十數本の樹木を伐採し、或は僅に一二段歩を開墾するも、其他の大地積は假令ば皆荒蕪地の儘なるも敢て、農夫支配人等を其地に置かざるも、毫に其所有權を固守し得るを以て、道路鐵道線路沿及市街附近の肥沃なる要地は、皆概ね空しく其徒の占領に歸し、新移良民の開墾事業を妨ぐる事少少にあらず。又曾つて開

土地の買占

移民の離散

拓使以來扶助募集したる移住民は漸く益〻疲弊の窮境に陷りて遂に離散逃亡せんとするの慘狀を呈せり、蓋し開拓使の移民を招致するや、豫め移民收容の設備を爲さゞりき、卽ち道路の通ずるあるにあらず、排水の渠あるにあらずして、漫に移住民を密林荊棘の裡に投じて拓殖の成果を擧げんとせしを以て、堅忍不拔の精神を懷く者は先づ其初めは永住土著を期して容易に離散するなしと雖も其秋收の產物は交通不便の爲に消流の途なく新墓は忽ち荒廢して人馬其上を往來し、墓標顚倒荊棘繁茂して其何人の墳墓たるを辨ずべからざらしむる等物質的精神的の兩面に於ける悲慘の境遇は、益〻彼等に悲觀の念を生せしめ、遂に離散の逆境に陷らしめたり。又三縣分治の時北海道事業管理局を置きて開拓使の官營事業を繼承せしめ、縣廳をして專ら民治行政を司らしめしと雖も、經費徒らに多くして事功擧らざりき。蓋し開拓使時代本道に要する經費一年平均百五十二萬九千餘圓なりしに、三縣時代に於ては實に二百三十八萬七千餘圓に達し、其多きこと實に每年八十五萬八千餘圓官吏の數亦實に二倍せり、而して其官營工業は其原料品の供給動力及器械の設備に伴はず、空しく休業半歲の長きに亙るものあり、又敢て別に何等有益

官營非業の不振

形式的施設

の新事業を起すにあらずして、當に民業の發達を阻止するあるのみ。又縣治行政は徒らに內地府縣を模倣して唯其及ばざらんを是れ恐れ、徒らに形式に走り小學校、病院、郡衙、警察等の建築物等、內地府縣に於て最大重稅を賦課せられつゝありたる國に於て其比を見ざる者多きも、其人民は全く、其明治初年以來の開拓の功を全滅せざらんが爲め、道政上の革新を要するや、極めて切なり、而して北海道廳の設置は實に此の時勢の要求に應じたる者なりしが、其北海道廳長官は勅任にして內閣に直隷し、各省主管の事務に就ては各省大臣の指揮を受け、北海道拓地植民に關する事務を總轄し、其權限は開拓使長官の各省卿同位にあるに比せば稍〻縮少せりと雖も、兵馬指揮權及司法權の外、全道の政務を統一したり、然れども其經費は初年度二百五十萬圓にして、三縣時代に於ける全道總經費より實に四十三萬圓を減せり。

時勢の要求

長官の權限

第二節　岩村長官の施設

北海道廳の設置は既に時勢の要求に應じ、初期長官岩村通俊又曾つて開拓使當

初より明治六年に至る迄本道に在り、頗る拓殖經營の事務に經驗を有す、其長官の任命を受くるや『京洛名利地營營又擾擾學歐米言語弄庭園花鳥較之守北門鎖鑰氣宇孰大孰小』と歌ひ、銳意熱心本道施政の改新に從事したるが、其年夏內務大臣山縣有朋外務大臣井上馨又本道を巡視し、岩村長官の意見を聽き、閣僚の同意を得て、本道施政の大方針を決定したり。而して二十年五月郡區長諮問會の席上に於ける、岩村長官の演述は頗る當時の施政方針を審にすべき本道歷史上の一大文字たり、今其要を摘記すれば左の如くなり。

植民地適切の政治

一　三縣分治以來本道の施政は率ね模型を內地に取り、事事物物繁縟に流れ、不急の虛式に拘泥して無用の時日と莫大の費用を消費し開拓の實業に至りては却つて觀るべき者なし、因つて北海道廳の施政は單純簡易の構造を尊び、內地同一の制度に模倣するを止め、植民地適當の政治を施し、虛飾文具の事務と費用とを減じて拓地興產の緊要なる事業を起すを方針とす。

支廳廢止

二　區廳の始め函館根室兩支廳を置きたるも本支廳の併立は全道政治の統一に妨害あるを以て、兩支廳を廢し一歲凡そ十二萬圓の費用を省き、之を拓殖事業費に移用する事、吏員を減じ事務取扱は極めて簡易となし、不急の費途は儀錄と雖も之を省減して有益の事業に移すべき事。

三　本道政治上の構成は、內地と同一なるを要せず、然るに、荏漠寥闊たる本道の曠野に於て布

郡區町村吏員と警察吏員の兼任

綿に一聚落を爲すの地には必ず郡役所警察署を設置し、兩衙權限を論じて拮抗相下らざるの勢あるは、拙の拙なるものなるを以て、兩衙を同所に置き、郡區長をして警察署長を兼ねしめ、郡書記警部を廢止し、更に各町村戶長役場を以て警察分署に充て、每分署に巡査凡そ二名を配置し、戶長を警部補に兼任して、分署長となし、以て警察設備の普及を期する事。

教育程度低下

四　縣治時代に於て內地府縣の制に模擬し、學校の設備普及に過ぎ、學科又高尙に流れ、教育費は町村費額十分の六七を占むと雖、元來本道の狀勢は全力を殖產興業に盡し、民力を培養して早く獨立を期すべし、故に教育の如きは率ね卑近簡易なるものに止め、教科は適切の者を選び、授業時間を短縮し、又適切の時機を選び、午前若くは午後二三時間以內となすを方針とし、已に小都會を爲したる六七所の外は皆總て簡易學校と爲す事。

官營工場拂下

五　開拓使の當初より、凡百の工作製造場を設置し、試驗の用に供して既に二十年に亞とし、其試驗既に經驗を積みたり、然るに依然凡百の事業を官營となし、人民は之に競爭する力なくして、自暴自棄に陷り一人の能く農工製造業に資本を投じて、一大事業を企設する者あるなく、官廳も亦之を不熟練なる官吏の手に處理せしめ、收支相償はざる結果を生ぜり、因つて、官營事業は漸次人民に拂下げ又は貸下げ、以て民業を奬勵し、其事業の大小難易深淺に應して相當の保護を與ふる方針に出づる事。

減稅

六　北海道の水產稅は各地不平均なるのみならず概して重劇の負擔たるに、其徵收法亦繁雜不便を極め、加ふるに出港稅を以てす、本道內部の開拓機に其緖に就き、產產の旺盛前途遠遠なるに當

貸付金棄捐
三角測量
植民地選定
地質調査
築港
沿海道路
中央道路

りては、沿海漁業の奬勵保護を圖る事最も急務なれば、水産稅を輕減し出港稅を全廢する事、但し該恩典記念の爲め其輕減の幾分を公共の蓄積と爲し凶歉に備ふべき事。

七 開拓使以來の人民に對する貸金は當時の總額百十九萬四千百六十餘圓にして其債務者總數七千五百十六人の所在八郡八十八箇村、一會社に亙れり、然るに該貸付金は當初保護奬勵の意にて出で其後種種の變故に遭遇して運納し能はざる者に屬し事情惻然の者もあれば實際徵收の目途なき者は悉く之を棄捐し徵收したる部は陸海殖産の資本に充用すべき事。

八 開拓使の中途にして中止したる三角測量の殘餘周圍大約七千百十五里の測量を約五箇年を期して全く結了すべき事。

九 五箇年を期して全道の植民適地を選定し、其圖誌を製して移民の來て其需むるを待たんとする事。

十 十箇年を期し全道の地質を踏察通測して礦産地の測量を爲す事。

十一 本道沿海は天然の良港に乏しくして、未だ岬角に燈臺の設けなきを以て、先づ釧路其他の港灣を相し、其可なるを選び之を修築して船舶碇泊所となし、燈臺は先づ襟裳崎神威崎白神崎三所の築造に著手し以て航海の安全を計り、船舶の來往出入を自由ならしむる事。

十二 全道の內部及沿海殆んど人造の道路なし、因つて先づ沿海險惡の山道を平夷し、全道を一周するの道路を通ずべし、又全道の前途大經營に至つては內部の中央に道路を貫穿し、四方の支道に連絡して各地の交通を開くべし、先づ第一札幌根室間、第二樽戶增毛間、第三釧路網走間とし、其間道路橋梁谷地排水等移民に便益を與ふべき施設を爲す事。且つ東京皆森間の鐵道は數年の後功

な竣ゆるを以て、本道も亦漸め札幌函館間の鐵道を起工して、之に連絡するの計畫を爲すべき事

十三 移民手引草を平易簡略に記載して移住民の便覽に供する事。

十四 渡航費を給して無賴の徒を招き本道を貧民の淵藪と爲す如きは策の得たる者にあらず、貧民を求めずして富民を招き、人民の移住を求むべし、固つて馬耕農業保護法を設け、一個人又は一會社にして滿五年以內に二十町歩以上の土地を墾成したる者には其費用二段歩七圓の割を以て墾成後十箇年間其注入資金に對する利子を下付する事、又工作製造事業は其成績有望の者にして資本金三萬圓以上を投じたる者には、六箇年間年五朱以下の利子の保證を爲す事。

十五 水產物製造の改良及び販路の擴張を爲す事。

十六 人民森林共有の法を設け、非制限を立て、一村の公有となし濫伐を禁じ、野火を警め、及樹苗を種植せしむべき事。

十七 埋葬地火葬場を選定し、其取締方法を設け、以て移住民の思想を安慰せしむる事。

十八 開拓使は曾つて牝馬を購はず、又牡馬を官設農場に飼養し、雜種の蕃殖を計るを目的とし民間に著しき功績なかりしを以て、更に乘用農用各種の牝牡四十七頭を外國より購入し、漸次產馬地方に貸與し、大に馬種改良を圖る事。

十九 車馬運傳を自由營業となし、其價值を低下し、旅宿は其宿泊料を減じ、行旅の便を圖りて移民を誘導すべき事。

此施政の方針は實に本道拓殖政策の一大革新にして當時頗る輿論の贊同を博し、岩村長官の之を實施するや、快刀亂麻を斷の概ありて、札幌市街經營の如きも亦當時早く既に規畫する處ありき、札幌の發達は前後岩村通俊に負ふ所甚多し。

第三節　時勢の變遷と經營者

開拓使時代の形勢

北海道廳の時代は之を開拓使時代に比するに、帝國の時勢は殆ど一變したり。本道開拓の廟議決定は、實に明治元年德川慶喜親征の詔勅發布の後十日なるが、爾後明治十年西南の役に至る迄、各種の内亂相繼ぎ、朝鮮臺灣に對する外交問題又紛擾を極め、國庫の財政は窮迫を告げ、廢使置縣の際に至りては、國會請願の民論實に沸騰其極に達したる時なりき。然るに明治十四年立憲政體の大詔煥發以來國内漸次靜穩に歸し、平和的各種の施設皆著著として進捗するの時代となり、殊に帝國教育の發達は頗る長足の進歩を爲し、或は海外諸國に遊學して新智識を養ひたる者或は帝國の高等專門教育を修了したる者續續輩出するに至れり。茲を以て開拓使と北海道廳との本道經營上の差異は開拓使の顧問ケプロン以下七十有餘名の外人を招聘し、其智識を藉りて經營したるに反し、北海道廳時代は邦人の智識を以て之が經營を爲したり。因つて開拓使時代の如き隔靴搔痒の慨なかりき。固より北海道廳時代と雖も、技藝其他必須の雇外人を雇聘せざるにあらずと雖も、開拓使時代の如く經營の大局を顧問するが如き事あらず、又其雇人も僅に港灣工師英人メーク、札幌農學校教師米人ヘート及ブリガム、札幌病院長獨人グリンム、麥酒釀造師獨人ボールマン、製糖教師孛人クリスチャン、グレムメ、獨人デースラー、製麻教師白人ッイフレット、製麻會社機關士白人エヅモン、同佛人ルイ、同英人リツチ、同佛人チエフリー、農業教師グナラ及シーマス等に過ぎず、技術者職工多きを占む。而して若し海外の學理實驗等の參考に資すべき者あれば進んで官吏學生を彼地に派遣するの途に出でたりき。即ち屯田兵本部長少將永山武四郎、少佐荒城重雄、大尉栃内元吉は、殆ど滿一年歐米露清を巡視して、屯田兵授産及植民事業を調査し。理事官湯地定基、農學士小野兼基は殆ど二年間、米獨兩國に於て農業牧畜林務教育衛生拓地植民の調査を爲し。理事官佐藤秀顯は、農業水産貿易及地方製度取調の爲め、北米合衆國及英領加奈陀、英國濠洲印度等の諸國に

立憲大詔以後

教育の振起

經營衆の差異

雇外人

海外派遣

海外留學

札幌居住學士

派遣せられ。理事官橋口文藏農學士堀宗一又甜菜培養製糖事業調査の爲め、獨佛兩國に出張し。農學士伊藤一隆又水產事業調査の爲め米國に至り。技師吉田健作、横田萬壽之助、又製麻事業調査の爲め佛國に出張し。又札幌農學校卒業生農學士荒川重秀、佐藤昌介、宮部金吾、渡瀨庄三郎、廣井勇、新渡戸稻造等米國に留學せしめたり。而して是れ皆岩村長官の時代に斷行したる者なるが、明治二十二年、十月には、札幌區内在住の學士數實に農學士三十二名、醫學士二名、工學士六名、林學士四名理學士二名、農藝化學士一名、獸醫學士一名合計四十八名に達し、其内米國理學博士獨逸技藝師、米國科學博士の學位を併有する者各一人あり。帝國中當時新智識に富むこと東京以外札幌を以て第一と爲すに至れり。されば縣治時代の寂寥を過ぎて、此積極時代に入り、本道の首府として、本道經營の策源地たる我が札幌當時の盛況實に想ふべきものありたり。

第四節　長官交迭永山長官

北海道廳長官は明治二十三年の官制改革により、内閣の所屬を離れて内務大臣

内閣の交迭と長官

永山長官

黒田内閣

山縣内閣

の監督を受くる事となりたりしも、尚内閣の交迭と共に長官の交迭をも見るの慣例を生じたり。岩村長官は伊藤内閣に於て、首相以下山縣内相、井上外相等の後援あり、著著施政の革新創業に從事せしが、明治二十一年六月突然元老院議官に轉任し、屯田兵本部長陸軍少將永山武四郎道廳長官を兼任する事となれり。先是二月伊藤内閣は井上伯條約改正失敗の責を負ふて辭職し元の開拓長官黒田清隆内閣を組織したるを以て、往年札幌會議以來相容れざる黒田首相の下に、岩村長官の轉任を見るは蓋し止むを得ざる所なり。然れども北海道に對する施政の大方針は之が爲めに何等變動する所なかりき。多く岩村長官の施政を踏襲也、且つ本道文武の行政權を統一し、縉に歐米諸國を巡視して得たる新智識と、黒田内閣の聲援とに因り、益々本道の開發に盡し、明治二十二年一月大に屯田兵費を增加もせ三十六年迄に二十中隊を募集するの政策を建てたるが、其他上川離宮地の豫定炭鑛會社の設立、室蘭鐵道の敷設、本道御料地の設定等皆永山長官の時代に入りて成れり。黒田内閣又大隈伯條約改正の失敗に依り、二十二年十二月辭職して、山縣内閣の成立を見たりしが、山縣首相は曾て明治十九年井上伯と共に本道を巡視の際屯田兵

の成績を觀て、從前北海道に施設したる各事業中、其成績屯田兵の右に出づる者なしと感歎し、其年十二月屯田兵增置の議を閣議に提出し、『本大臣等ハ此度親シク琴似山鼻江別及根室ノ屯田兵移住地ヲ巡視シ其演習開墾ヨリシテ兵屋構制勞働規律等ニ至ル迄一一就テ之ヲ視察シタルニ實ニ成績粲然トシテ頗ル本大臣等ヲシテ滿足セシメタリ云云』と鼓吹せし程なれば、屯田開拓主義の永山長官の交涉を爲さゝりき。

薩人の全盛

然れども當時維新の功藩薩長土肥の藩閥中、土肥兩藩は既に漸く其衰內を遊かり。薩長兩藩閥獨り全盛を極め、兩藩閥亦各其分野ありて本道は當時薩人全盛の狀況を呈したりしかば、明治二十三年帝國議會の開設と共に、民權の思想大に勃興するや、藩閥政府攻擊の聲頗る熾にして永山長官失政非難の聲亦漸く大ならんとせり。時に山縣內閣は明治二十四年五月を以て辭職し、松方內閣成立せしが、該內閣は內務大臣品川彌二郎最も重を爲し、同年六月永山長官の兼任を解き、滋賀縣知事渡邊千秋を擧げて其後任と爲したり。會て本道經營の經歷なくして長官と爲れる者、千秋を以て其初めと爲す。渡邊長官の其職に就くや直ちに大に本道の弊

松方內閣

渡邊長官

害を摘抉し、赴任と共に各種消極的改革を厲行したり。然れども本道に於ける積極的開發の方針事業は、皆既に岩村永山兩長官の時代卽ち帝國議會開設前に於て確定實施せられたる者甚だ多し。札幌の經營に於ても亦然り。

施政革新と札幌

第五節　岩村永山兩長官の札幌經營

岩村長官は既に本道全體に對する施設革新の大方針を確定し、著著實行の途に進みたるが、由來開拓使の施設は、札幌本府の經營を重視し、札幌縣治時代も亦札幌市街の整齊に最も注意する所ありたるを以て、岩村長官の施設革新する所、自ら札幌に於て其大部分を占めざるを得ず。茲に於て乎札幌の地は、恰も開拓使當初の札幌經營に髣髴たるものありたりき。當時札幌區行政の當局者は、初め開拓使以來札幌區長たりし山崎清躬其任に當りしが、郡區長をして警察署長を兼ねしむるの改革と共に、二十年一月非職と爲り淺羽靖根室支廳詰理事官より札幌區長に轉じて道廳理事官を兼ね、二十一年一月道廳理事官專任と爲り、古川浩平室蘭郡長より轉じて其後を承け、二十二年六月永山長官の時非職となり、辰野宗城浦河郡長よ

區行政當局者

區長

總代人

り入りて札幌區長と爲りしが、又二十四年三月を以て非職と爲れり。當時の區總代人は石川正臭、牛越寅之助、薮惣七、岡口貞二郎、大岡助右衞門、堀内龍太郎、池田新七、伊藤辰造にして、後二十年三月三日改選の結果、第一部石川正臭、伊藤辰造。第二部佐藤金治、新田由平。第三部池田惣兵衞、牛越寅之助。第四部綱島右源太、谷吉三。第五部對馬嘉三郎、後藤半七。第六部大岡助右衞門、田中重兵衞。第七部本郷嘉之助、齋藤斧三郎となり。二十一年五月半數改選の結果。石川、佐藤、牛越、谷、大岡、對馬本郷留任し、伊藤辰造、柴田與次右衞門、工藤梅次郎、池田新七、村松盛藏、新田織之助、堀内龍太郎當選し。同年十二月大岡、石川辭職、薮惣七、石川の後任、田中重兵衞、大岡の後任と爲る。

岩村長官の札幌經營方針

岩村長官の札幌經營は先づ開拓使以來札幌に存在する各種の工場を人民に拂下げ、又新に製麻製糖の二大會社を起さしめて之を保護する等大に民業の發達を奬勵し、又土木工事を起し、琴似新道、新屯田道路、定山渓道路、雁來新道等を開鑿若くは修繕して、附近村落と札幌との交通を便にし、札幌原野を排水して移民を植ゑる區内の道路を開鑿して大下水を開設し、豐平橋を架換して堅牢ならしめ、又札幌の東北豐平川に東橋を架し、區内に新町を設け、北海道廳廳舍を新築し、札

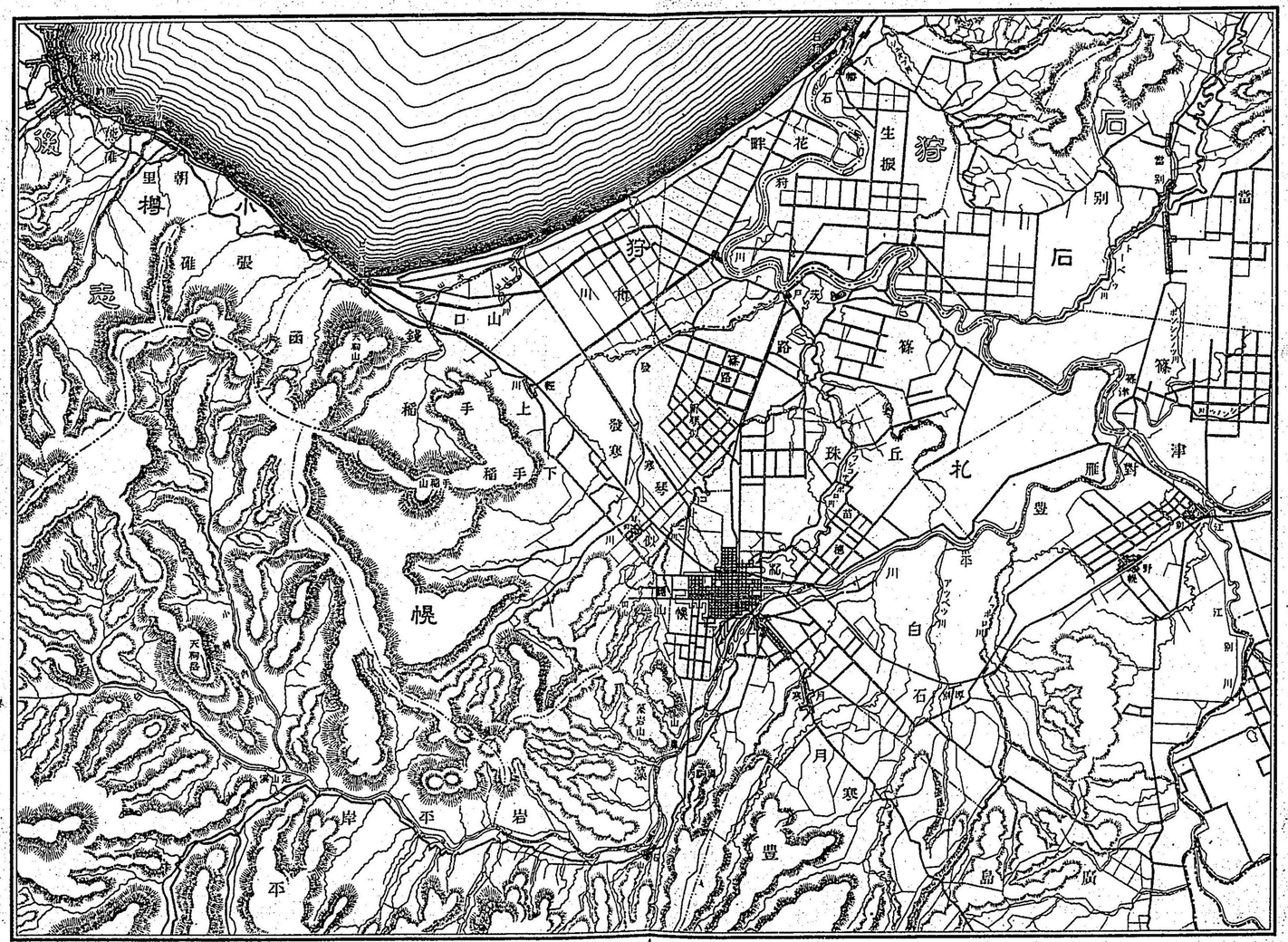

（札幌近傍管理局實測圖ニ據ル）

明治四十三年札幌附近ノ圖

幌農學校を擴張し、北海道尋常師範學校を札幌に置き、札幌一等測候所を置き、又中島遊園地を設置し、北海道廳構內の果樹を今の大通道遙地に移し、手宮幌內間の鐵道運賃を改正低下する等、百花一時に開くの概ありしが、永山長官又其事業を繼承して著々實效を奏し、又札幌附近に屯田兵村を設け、又炭鑛鐵道會社の設立を保證する等種種の施設を爲せり。

永山長官の經營

第六節　札幌附近の道路開鑿及橋梁架設

縣治時代札幌附近は、道路交通の便を缺き、物產消流の途なく農村の困憊甚だし。因つて時の札幌縣令は道路開鑿の建議を政府に奉りたりしも、未だ其採擇を得るに至らざりしが廳治時代となるや、岩村長官は直に其開鑿に著手したり。而して其各種の道路は、二十三年に至り概ね竣工したるが、其經過左の如し。

琴似新道

琴似新道　琴似村屯田の北一里強宇家族村の近傍に琴似發寒兩川の間に位し樹木鬱蒼土壤頗る膏腴、地勢平夷にして卑濕なる方十五六町の地あり。二十年度屯田兵を此地に移すの計畫を立て、十九年五月二十日起工、其東南琴似屯田より、西北

創成川下流字落合に至て、茨戸新道に接續し、篠路若くは茨戸より石狩に達するを得しめたり。道幅各三間、其左右兩側に排水渠を穿ち、其掘採せし土泥を取て直に築路の用に供せり。其年九月竣工、延長一里十四町五十間、工費金五千百五十圓九十錢を要せり。

新屯田道路　前記の新屯田の中央より、東南茨戸新道に至りて、札幌に達するものなり。十九年八月起工、九月二十一日竣工、延長二十一町十五間、工費金一千三百五十七圓八十六錢、其方法琴似新道に同じ。

定山溪道路　**定山溪新道**　定山溪溫泉に達する者なり。沿道肥沃の地多く、且つ噴火灣に聯絡すべき本願寺街道漸次荒廢せしを以てなり。工を字穴ノ澤に起し、十九年五月七日起工、其年十一月十一日竣工、里程四里十五町三尺、橋梁大小二十、工費金二萬六百二十六圓、道幅十間、中央三間を車道となして砂利を塡む、車馬を驅るに足る。

雁來新道　明治十八年七月札幌縣治時代に於て始めて工を起し、半途にして罷めたるを道廳之を繼續して十九年五月起工、其年十一月竣工したるが、道幅三間乃至五間、左右に排水渠を穿ち延長三里九町五十一間、工費總計一萬五千七百五十八圓餘を要せり。蓋し雁來村は其位置對雁を經て、樺戸若くは空知幌內に達するの要路に當るに拘らず、從來の道路豐平川の西岸に沿ひ、地形屈曲且卑濕にして氷雪の融解に際すれば河水漲溢して交通を絶つを以て、豐平川の西岸に沿ひ、本村を中斷して對雁村に達せしめたり。

平岸村眞駒內間道路改築　平岸村及眞駒內間は車馬の往來頻繁にして、字穴ノ澤產出の軟石は、札幌近傍諸般の建築用材に適するを以て、其運搬を便にするため、幅四間延長四千七百七十三間を改築し、左右に下水を穿ち、玉石を敷き、工費三千六百三圓餘を費し二十一年九月竣工せり。

幌內道路修繕　札幌幌內間縣道中、雁來對雁間道路泥濘歩行殆と難きを以て、延長七千二百八間に、幅三間乃至四間悉く砂利を布きたり。二十年四月著手、七月竣工、工費金五千四百八十八圓五十四錢八厘。

茨戸新道重修　札幌茨戸間新道未だ砂利を施さゝるを以て、二十年幅三間延長五千五百六十四間に砂利を布く。四月起工六月竣工、工費金三千二百五圓十錢。

鴨鴨里道開鑿　南七條西一丁目及豐平橋近傍より字鴨鴨に至るの間從來道路

の設けなきを以て、延長九百二十七間幅八間の里道を開鑿したり。二十年六月著手八月竣工、工費金一千五百五圓四十九錢五厘とす。

江別道路

札幌江別間道路開鑿　北一條東四丁目に起り、上白石及白石村を經て江別村に至る。長九千七百二十八間四分三厘、道幅三間乃至十一間、白石村從來の道路修築に係るもの、千八百十六間六分六厘なり。板橋長二十尺乃至四十二尺、土橋長六尺乃至十尺、幅各十二尺十箇を架し、又豐平川に長百三十一尺五寸の釣橋及二百五十六尺五寸の板橋連綴の橋梁を架せり、東橋是なり。道路の中央二間に砂利を布く。

東橋

二十二年八月著手、降雪の爲め休工し、翌二十三年十一月竣工す、其工費金二萬二千二百五十六圓七十三錢二厘とす。

豐平橋

札幌附近道路の開鑿及重修は、此の如くなるが、札幌の東南を繞る豐平川に對する架橋工事及堤防等の施設なかるべからず、豐平橋は架橋後既に十有餘年を經過し、全體漸く腐朽して稍、危險なるを以て、二十年先づ五千圓を支出して、木材の準備を爲し、二十一年度に至り、其構造は總て舊形に法り、長二百八尺幅十五尺の木造釣橋を架せり。十二月竣工、其工費總額一萬二千八百十七圓七十一錢八厘なり。又

對雁橋

對雁村は札幌より幌內に達する縣道線に係り、豐平川の石狩川に合する所にして從來渡舟ありしも、往來不便なるを以て、二十年六月架橋工事を起し、長百二十尺、幅十四尺の『ハウトラス』形木橋を架し、其前後に長三十尺及六十尺の高欄付板橋を連繼せり、對雁橋是なり。十月竣工、其費額二千四百二十八圓九十七錢四厘なり。

豐平川堤防

又豐平川堤防工事は、豐平橋の下流は河心屈曲水勢激衝して、河岸及畑地を崩壞し民家に延及せんとするを以て、二十一年八月起工、豐平橋下より雁來鐵橋に至る延長千五百四十間中、危急の箇所に粗朶工を施し、流心を一定して崩壞を防ぎ、翌年三月竣工し、同年六月更に接續して、沈床三千三百七十六坪五合上層四百九十五坪を設置し、既設堤防長四十間石垣八十坪、沈床五百十坪五合を修築し、十二月竣工せり。又二十三年五月起工、既成部分の損所を修理し、更に接續工事に著手し、沈床延長二百三十七間幅五間此坪數千二百二十八坪、單床延長八十七間幅四間此坪數三百四十八坪、上層延長四十間幅二間三尺此坪數一千坪、護岸石張敷幅三尺、馬踏三尺法、高九法一割五分、延長百間を築造せり。又堰堤石垣二十間幅三間護岸石垣二十一間法高三間三尺上層十三箇所、延長百五十三間、各所沈床合坪數

百二十四坪水門一箇所を修理し、尚河岸二千二百間の伐木を爲し、同年十月竣功せしが、其工費三箇年通計三萬八千八百二十六圓二十八錢一厘なり。又其水源方面に對しては、二十三年一月起工、徑四尺乃至十五尺の岩石二十七箇を、水平面下二尺以下に破碎し、以て上流よりの流材に支障なからしめたり。三月末竣工、工費八百七十八圓二十錢を要したり。又錢函方面の發寒川にも二十二年中既に木製釣橋を架せり。

岩石破碎

發寒橋

其他直接札幌に聯絡せずと雖も、江別新道二十九町二十間當別高岡新道一千二百間、漁村道路延長千百間、空知樺戸間延長九千九百八十七間、江別幌向兩村道路幌向岩見澤間道路當別樺戸間道路等間接札幌に聯絡すべき道路の大工事も亦十九年九月既に著手せられたるを以て、札幌は益〻交通の便益を得て、縣治時代と殆ど隔天の感を爲すに至れり。

第七節　札幌原野の排水及排水沿道路

札幌以北の札幌原野は、古來一面卑濕なる平夷の谷地にして、排水を爲すにあらずんば、以て農耕の地となすべからず。開拓使の時明治六年琴似川の流木を除去したりしと雖未だ排水工事を施すに至らざりしを以て、其位置札幌市街に鄰りし頗る至便の地たるに拘らず、數千萬歩の沃土擧げて空しく草萊に遺棄して顧さりき、因つて岩村長官は排水工事を先つ此地に企て、明治十九年早く已に其工事に著手せしが二十三年八月に至り皆竣功を告げたり。

札幌北部の卑濕

排水工事

琴似川流域　琴似川は札幌原野を迂曲して其中央を貫流する者なるを以て、直線の新河道を開鑿し、創成川に合して直ちに茨戸の上流に至り、發寒川に會して石狩川に入るべき疏水渠を開設し、之を琴似新川と稱せり、又創成川を西に距る凡そ千間の地に創成川と並行して琴似舊川に入るべき者及創成川の西に接して琴似舊川に注ぐべき二排水を開鑿し前者を第一疏水渠、後者を第二疏水渠と稱し、又琴似新川に沿ひ幅四間の新道を開設し、之を茨戸新道と稱せり、其延長二里二十六町五十間舊道に比し二十七町五十八間を減したるが、新川開鑿の延長一里、二十町十間、舊川の浚疏開擴合計一里十町八間、疏水渠延長、二里十三町二十六間にして其工費二萬千九百一圓二十六錢二厘なり

琴似川流域

琴似新川

疏水渠

茨戸新道

小樽内札幌間本線

札幌接續支線

輕川支線・發寒輕川支線

札幌村近傍

花畔輕川間

小樽内札幌間　小樽内川より琴似川に至るを本線とし、排水渠の延長三千四百三十五間、之に沿ふて幅四間延長六千百四十九間の道路を築き、片側に下水を通じ、又支線を設けたり、其札幌接續の支線道路は幅三間延長千五十八間にして、左右に下水を穿ち。其輕川に通ずる支線道路は幅三間延長千六百二間にして、左側に下水を通し、右側に排水渠を設け、又發寒川邊より輕川字追分に通ずる支線排水渠は延長一千八百九十八間の左右に大下水を鑿通せしが翌八月竣工、其工費五萬八千七百十圓七錢六厘なり。

札幌村近傍　明治二十年五月起工、創成川兩側に五線の排水渠を通したるが、其延長三千四百二十九間にして、道路の修築一千二百七十六間あり、降雪に會して休工し、翌年八月に亙りて竣工せしが、其工費五萬八千七百十餘圓なり

花畔輕川間　此間の排水及道路は明治二十一年八月起工し翌年八月竣工、工費一萬四千百六十三圓七十四錢九厘を要せしが、其工費は花畔より輕川に至る一直線の排水渠にして、延長四千五百三十九間一尺、幅三間五尺乃至四間五尺餘、深一間餘乃至一間一尺餘、全線を甲乙丙三區とし、甲は輕川より東流し小樽内排水渠に注ぎ、乙は丙の境より西向し、同く小樽内排水渠に注ぎ、丙は乙の境より東流し、花畔に至り石狩川に入る、又道路は延長四千七百八十九間一尺、幅三間排水溝に沿ひて築造し、片側に幅七尺乃至九尺の下水を設け、又琴似村と札幌桑園間及輕川に於て延長三百九十五間幅三間の道路を開築し、舊道路と聯絡し、又茨戸新道一千間に砂利を布く

札幌輕川間

篠路排水

野幌排水

厚別川排水

月寒川排水

苗穗排水

篠路村排水渠　前工事と合併し、幅五尺、延長七千三百四十九間なり

野幌排水渠　延長四千六百二十三間六分六厘、深平均六尺八寸八分三厘、敷幅平均十一尺三寸法一割二分

厚別川排水渠　延長二千七百七十七間六分六厘、深平均四尺二分五厘、敷幅十二尺法一割五分

月寒川排水渠　延長二千二百四十七間、深平均五尺四寸四分五厘、敷幅十一尺、法一割五分

苗穗排水渠　延長千百六十四間六分六厘、深平均六尺三寸五分二厘、敷幅十五尺、法一割二分

琴似花畔間排水渠　延長四千九百四間、深平均四尺五分五厘乃至八尺二寸六分三厘、敷幅四尺五寸乃至十六尺法一割二分、又渠に沿ふて道路延長二千百二十七間道幅三間にして其間に長十二尺乃至三十六尺幅各十二尺の橋四箇を架せり

レツレツプ排水渠　延長四千四百七十一間五分、上幅八尺乃至八尺三寸、下幅五尺深三尺五分乃至三尺六寸、又渠に沿ふて道路延長二千九百九十一間、幅三間を築造し、在來の排水渠九千八百二十八間五分を浚渫し、道路一千間を修理し、長九尺幅十二尺の土橋十箇を架せり、其他花畔輕川間道路に長四十二尺同長三十尺幅各十二尺の橋梁二箇を架し、茨戸新道六千間を修理する等野幌排水渠以下皆二十三年の著手に屬し、工費金二萬二千六百六十四圓三十五錢五厘を要し、レツレツプ排水渠の外、悉く其年十二月を以て竣工せしが、札幌の北部及東部の札幌原野は實に斯の如く先つ幾多の排水工事及道路を敷設して移民の來るを待ち此等工事の竣工と共に札幌附近の面目を一新せり。

札幌附近面目一新

第八節　札幌市街の設備

道路開鑿修繕

岩村長官の札幌經營は先つ札幌原野に排水工事を施して札幌を圍むべき農村の基礎を立て、此等の諸村落と聯絡すべき道路の開鑿を爲したるが、同長官は同時に札幌市街自身の設備を怠らず、著著として施設する所ありたりき、而して其重なる者は市街道路の開鑿、大下水開通、新町設置、中島遊園地の開設等にして、永山長官亦其後を承けて之を竣工せり。

市街道路の開鑿及修繕

明治二十年五月先つ札幌市街の東北部卽ち創成川以東の大通北一條、二條、三條、四條、五條等七條に縱横二十箇町の街路開鑿及鴨鴨水道に達する道路の開鑿に著手せしか各土地の繁閑便否を斟酌し、幅四間より十五間に至る延長六千五百間を其歳十二月に竣工し、工費金一萬三百圓六十六錢四厘を要し、又翌二十一年は五月起工して市街の南部及西部道路の改修に著手し、南一條二條、三條、四條、七條、北二條、三條、四條、五條等創成川以東各街の小路等をも合し、延長七千八百五十三間餘を改修し、道幅四間乃至十一間に砂利を布き六月既に竣工せり。而して二十三年には市街の北部創成川以西各町及新に桑園内の道路を開鑿せり、卽ち北五條六條間西六丁目、北六條西三丁目、北二條、三條、四條西十一丁目より

東北部

西南部

西北部

大下水開鑿

四三丁目線

四二丁目線

東二丁目線

西十五丁目迄、北一條北五條間西十二丁目西十三丁目西十四丁目又東一丁目の內大通と北一條との中央長六十間、西一丁目より西六丁目迄北七條北八條間、北八條西一丁目より西六丁目迄西七丁目北六條北七條間合計千九百四十二間一分六厘道幅十一間にして、長四間幅十五尺及長六間幅三間の橋二を架し、長九尺幅十二尺の土橋五を架せり、又西一丁目西八丁目間南北各條に於て、延長三千四百八十四間餘、幅三間乃至八間に砂利を布きたるが、當時雨日泥濘の道路忽ち變じて砂礫の巷となり、行人或は玉石大なる爲め、晴時步行の困難を訴ふる者ありしが、翌春融雪後皆平坦の良路となれり。

大下水の開鑿　札幌市街の下水は皆鴨鴨水道より豐平川の流水を引く者なるが、明治二十年先づ人家稠密の所より溝渠の鑿通及浚疏の工事を起し、之を三線に分ちて著手せり、卽ち第一線は西三丁目を大通に折れて創成川に通じ、其延長七百五十二間にして、樋二十一を假せり、又第二線は西二丁目に達し、其延長五百六十四間樋十四を假せ、同町道路の中央を貫流せる膽振川二百四十四間を埋塡せり、第三線は南五條を東二丁目に折れ、其延長四百四十五間、樋三十八を假せり、溝渠皆板柵

四五丁目線

四八丁目線

新川の稱

東部横切下水

區內町名新設

本廳敷地跡

を造り、板蓋を被ひ、五月著手し十二月竣工、工費八千八百七十九圓三十二錢三厘を要せり。又二十一年に於て開鑿したる大下水は五月起工し、北一條西五丁目より北行し、北四條に至り西折して西八丁目に出で、北折して北五條に至り復西折して琴似川支流に注入せり、此延長五百十四間、石造或は板柵の溝側を作り、又北一條及北五條共、西八丁目を直線に延長二百八十間を堀割り、板柵を設け、西八丁目に在る在來の下水百六十九間を埋塡せり、該工事は歲を跨へて竣工せしが、其工費一萬二千三百九十九圓十四錢八厘にして、其西五丁目を通するを新川と俗稱して今に至れり、蓋し明治初年大友堀を開鑿して之を新川と稱せしが、當時の市民多く離散して其名を記する者なく今該下水板蓋なく、且西五丁目通の中央を流るゝを以て此名あるに至れる所以なり。又二十二年度に於ては東一丁目東五丁目間。南各條に横切下水を三十七箇所に設けたり、該工事は其歲五月著手せしも降雪に及んで休工せしが工費豫算は金四千九百八十三圓十錢七厘なりき。

區內町名新設　道路開鑿及大下水の開通既に此の如し、町名の新設なかるべからず、因つて明治二十年七月北三條西四丁目一番地、開拓使本廳敷地跡、及其裏地に

官營事業場跡

豐平川埋立地

元桑園内

連亙して、北二條は西三丁目より西八丁目に至る各町、北三條は西五丁目より西七丁目西八丁目に至る各町北四條及北五條は西五丁目より西八丁目に至る各町を新設し、又二十一年一月二十四日には、創成川以東に大通東四丁目(木挽場木園堀あ)る一區、北一條東三丁目(麥酒釀造場裏新開道路)、北二條東三丁目(同以東苗穗村界に至る南側)、北三條東三丁目(元札幌病院跡より以東、苗穗村界迄北は鐵道線に至る)、北六條東三丁目(元監獄支署裏より以東南は鐵道線北は伏籠川迄)等の町名を新設せり、又同時に元第三部所屬地鏄物所脇を南一條東四丁目に、同所表口創成川沿を大通東一丁目に、大通東二町目通を新設道路に掛け、之を東三丁目に、大通東三丁目通新設道路左右に掛け之を東三丁目に、又紡織場南側新設道路を北一條に、何れも編入したり。又翌二十三年十一月、豐平橋脇より豐平川に沿ひ北方に至る舊河川跡を埋めて新市街を設け、南一條南二條は東五丁目より東六丁目迄の各町南三條は東五丁目、及南四條を新設し、又元桑園内に、北一條二條三條四條及五條に、西九丁目より西二十丁目に至る各町、及大通西九丁目より西二十丁目に至る各町を設け、又元農園内に、北八條西一丁目より西五丁目に至る各町、東一町目より東二町目に至る各町、を新設し、又元綿羊場内に南一條、二條西十二丁目より西十九丁目に至る各町及大通西九丁目より西二十丁目に至る各町を新設せり。又同時に中島遊園豫定地を南七條西一丁目に、篠路通を北八條東一丁目及二丁目に編入したり。

元綿羊場跡

中島遊園地内

中島遊園地

中島遊園地の開設　今の中島公園の地は原と山鼻村に屬し、字鴨鳴中島と稱し豐平川の支流其間を貫流し、密樹蓊鬱たるの間開拓使時代に於て木園池に充用したる元右衞門堀と稱する二廢池あるの外荊棘茂生して、人の敢て至るあるなし、然れとも其地勢高燥にして且つ豐平川に沿ひ、又インカルシベ山を望み自ら天然の風致を備ふ、因つて明治十五六年の交總代人及有志者等交、公園豫定の意見を當局に陳して、該地の賣買貸與を停止せしめたりしに、明治十七年に至り、山鼻村は該地其村内に屬するを以て、山鼻公立小學校學田地として其全部の拂下を出願したり、因つて時の區長山崎清躬此報を得るや、同年五月直に總代人會を招集して議する所あり、六月二十六日札幌縣令に對し、該地を擧けて札幌公園豫定地に編入を請ふの意見を上申し、七月二日其公認を得、翌十八年九月に至り公園豫定を取消し更に遊園豫定と心得へき名義變更の示達を受けたり、札幌區民の中島公園設置の希望

公園豫定

公園を遊園と改む

區民の希望

を懐くや其敢て一日にあらさるを知るべし、而して今や明治四年既に偕樂園を開設したる岩村長官の鋭意札幌の經營に著手するに會す、此に於て札幌區總代人會は中島遊園地開園の設計を立て、道廳と交渉の結果、有志の寄附及共有金の繰替を以て追て貸地料を以て返還の見込著手の順序を定め、同年十月該土地處分監督の認可を受け、續て其年十二月該地積十六萬四千六百十八坪を札幌區に編入替せられたり、因つて翌二十年融雪の候を待ち、先つ其道路開鑿に著手せしに岩村長官四月二十四日總代人等と共に騎馬其地を相し、此歳開設の北海道物産共進會の位置を中島遊園内に定むるの内議あり、道路架橋修繕費に充て、工費として金五千圓を札幌區に交付し鴨鴨以北の土木全部の事業を委託せり、因つて有志の寄付を停め該交付金を以て直に工事を起し、八月上旬其豫期の工事を竣工し、豫算外支出百三十一圓餘を共有金より支出したりしが、道廳起工の共進會場も亦夙とに竣工し、育種場内の競馬場も亦該遊園内に移され其南部に五ハロングの新馬場を築造し馬見場等一切を整へ物産共進會は七月二十五日より八月三日に至る七日間、二區五十二郡より千九百八十五點の出品を集めて、來觀者一萬百六十八人を招き、又八月二日三日の両日の屯田兵招魂祭には秋季札幌競馬會を始めて此地の新馬場に開催して幾萬の觀客を集め、以て明治四年偕樂園設置以來、札幌の北部に收集したる諸遊園的設備を擧けて悉く札幌の南部に移轉したり。

道路開鑿
岩村長官巡視
交附金
共進會場
競馬場

遊園地設備

該遊園地は同年一月更に堤防敷地二萬三千三百六十六坪四合三勺を編定地に編入せられ貸地規則を定め、園内に於ては和洋料理店、温泉、茶湯水店、碁會所、玉突、室内射的、大弓、新聞閲覽所、寄席興行其他公衆の遊戯に供すべき諸業を營む者に貸與し、又南七條西一二丁目に接したる創成川沿の區域は、市街地に準し二十三年九月區畫を八十餘區に分ち、二箇年期限を以て一箇年金八圓より一錢五厘迄の貸地料を徴して貸付けたり、該遊園地設計は木園堀を改修したる園池を中心としたる者なるが東京庵、大中、大正等の料理店其池中又は池に沿ひて營業を開始し、池に端艇を浮べ櫻梅其他の植樹を爲し又二十二年には岡田佐助面積三町歩を借受けて岡田花園を作り、各種の花草樹木を植へ、池を繞ちて金魚緋鯉を放ち茶亭を設けて遊覽に便せり今の岡田花園即ち是なり。

岡田花園

墓地の設定

墓地の設定　明治十年十一月中札幌區共葬墓地を東本願寺の北鄰四千三百七十五坪に設定したりしが、地積漸く狹隘を告げ且其位置市街に接し、將來墓地に不適當の地なるを以て、新墓地設定の議あり、二十年中今の豐平町共葬墓地の拂下を受け、同年九月其管理を中央寺小松萬宗本願寺別院太田嶺觀、經王寺松井寛義新善光寺大谷玄超の四名に囑託し、同年十一月十四日限り舊墓地を廢し、十五日より總

豐平共葬墓地

管理者

區畫

で新共葬墓地に埋葬せしめたり墓地總面積一萬四千四百坪あり、其區畫を普通墓地、傳染病死者墓地、行旅病死者墓地に分ち、尚普通墓地を三等に分ち、其面積は上等二千二百九十坪中等千三百三十六坪、下等二千七百一坪とし、又傳染病死者墓地行旅病死者墓地各四百四十八坪となし、中央に道路を開き、埋葬區域を一八一坪とし中央に葬儀所を建設し、(後現位置に移し其地も墓地に充つ)墓地入口右側に管理者事務室を設置し、南東の一角に火葬場及胞衣燒棄場を置きたり、當時火葬場公設の議ありしも、既に前墓地に於て個人に火葬場設置を許可しありたるを以て、區指定の設計及料金の制度を遵守せしむる事として駒崎小兵衛に、新墓地内に其建設を許可したり。又當時生存者に豫定墓地の賣渡を許したりしに、恰かも岩村長官土著永住を鼓吹し、官吏は成るべく本道在籍者を擧用する等の方針を立たる際なりしかは、理事官佐藤秀顯等其賣渡を受けて標杭を建つる者多かりき。

火葬場等

第九節　敎育の振起

岩村長官は既に其施設方針に於て、從來の小學校は其學科程度高尚に渉り、植民地の敎育に適せざるを以て之を改正すべきを訓示し、小樽根室江差の三市街に尋常小學校を置きたるの外、全道の各小學校を悉く簡易小學校となしたりしも、函館札幌福山三市街には特に高等科尋常科併置の小學校を置きたりしが當時札幌に置ける一般敎育の施設は、全道の程度低下に反し、獨り大に振起する者ありたりき、卽ち札幌農學校は大に擴張して工學科、兵學科、農藝傳習科等を置き、師範學校は縣治時代の札幌函館兩師範學校生徒を併せて北海道尋常師範學校を札幌に置き、又私立札幌女子職業學校の新設を補助し小學校は創成藻巖豐水の三校を併合して公立創成を本校となし、其他の二校を分校とし、又別に女子小學校を新設して女生徒を分離し、幼稚園を設置し、又高等科に英語科を置く等札幌に於ける各種の敎育、皆縣治時代に比し、一段の進歩整齊を爲したり

札幌に於ける敎育施設

札幌農學校　札幌農學校は廳治の初道政の改革に際し、其存廢論頗る囂しかりき、縣治の末道政視察の爲め來道したる制度取調局諸員既に其廢止を論ずるあり、時に同校第一期卒業生にして海外留學中の佐藤昌介十九年九月歸朝し、大に植民地に高等專門敎育を必要とする理由を開陳して岩村長官の採擇する所となり、益

札幌農學校

擴張の施設

擴張の議を決し、同年十二月官制を改革して、校長森源三の退官を許し、理事官佐藤秀顯に校長事務取扱を命じ二十年三月敎授佐藤昌介を幹事に兼任して校長の職務を代理せしめ、同月校則を改正して、農學科の外更に工學科を置き、土木工學に關する學術を敎授し、學生の優等者を撰び校費生となし、且つ學力優等才能拔群のものは卒業後一年以上三年以下更に學資を給して研究生となし、此等校費生及研究生は卒業の後北海道廳の採用を受くる時は、四年間奉職し、八年間其身分進退に就て長官の認可を受けしむる事とななし。又農藝傳習科を置き、其生徒を本道農家及本道に於て開墾起業の目的あるもの丶子弟より募集し、專ら實地に就き模範農業を習はしむる事となし、該卒業生は卒業後滿五年間其身分進退に就て北海道廳長官の認可を受けしむる事となしたり。又二十二年には官制を改正し、生徒中より屯田兵士官出身志願者を選定し、軍事に關する學術技藝を敎授する事となし、校則を改定して、農工學科の外新に兵學科を置き、軍事に關する學術を授け、豫科を置き普通學科を敎へ、其學年を五箇年とし、農工學科は前三學年は學術を敎授し、後一學年は實務を練習せしめ、兵學科は農學科二學年の課程を卒へたる學生屯田兵士官出身志願者を養成する事とし、又獸醫養生の爲め須藤義右衞門を敎授となし、農藝傳習科卒業生十六名を選拔し內十二名を給費生四名を私費生となし、獸醫學の大要を習はしめ卒業を六箇月とし、獸醫開業試驗を受けしめたり尙農工學科を卒へたる者は學士と稱するを得せしめ又高等試驗を要せず、行政官試補に採用するを得せしむる事となしたり。同校職員は二十一年十二月橋口文藏道廳三等技師を以て校長を兼任し、敎授は海外留學中の宮部金吾は植物學を廣井勇は土木工學を、新渡戶稻造は農學を專攻して、前後皆業成り歸朝して敎授の職に就き、ブルックス、ブリカムベート等の雇外人敎師期滿ちて歸國し、漸次邦人の力を以て同校專門敎育を爲し得るに至り、又十九年より二十三年に至る迄農學科に於て四十三人、兵學科に於て、屯田兵曹長を免じ特命を以て入學せし別科生二十四人、農藝傳習科に於て、八十九名の卒業生を出し。又其生徒數は二十三年現在農學科四十一人、工學科十四人、兵學科本科四名別科十八名に達し、又其入學者は二十三年度農藝傳習科生徒二十五名を募集したるに四十六人、又豫科に於て四十七名を募集したるに百三十二名の應募者を出したりき。又附屬農園は札幌區に於て既に九十一町餘歩あ

工學科

兵學科

農藝傳習科

卒業生

生徒

入學者

附屬農園

模範農村
牧畜

書籍館
植物園
博物館

るの外、二十年更に平岸村簾舞に於て五百餘町歩の農場開墾に著手し、二十二年又茨戸新道に沿ひ、三百二十餘町歩を增加し、又同校卒業生同窓會の請を容れ、農園及簾舞の內成墾地凡百六十八町歩を貸下げ、荒地凡六百四十五町餘歩を貸與し、以て泰西農法により模範農村を開かしめ、二十三年又新に夕張郡に於て約四百萬坪の學田地を得て各其開墾に著手したり、又農園內の牧畜狀態は二十三年現在、牛は、エーアシャー短角雜種合計三十九頭、馬は二囘雜種一囘雜種、退却雜種、南部種合計十五頭、羊は、メリノー、サウスダウン、コッウオルト合計六十頭、豚は、チエスタホワイト、雜種支那雜種四十九頭、吐綬鷄雌雄各一羽家鷄雌九羽雄三羽を飼養せり。其他書籍館は圖書を增加し建物を增築し、植物園は明治十九年溫室接續の地一萬六千百五十四坪を增加して試驗園樹本及灌木園に充て、博物館は元假博物場と稱し、偕樂園內にありしを、明治十四年現在の地位に移し、新館を建築し、札幌博物場と稱し、同年陛下御巡幸に際し、臨御の榮を辱ふしたる者なるが、十七年七月農學校所屬となり、十九年同校博物標本室を合併し、本邦博物館の嚆矢たる東京芝山內開拓使假博物場陳列品の大半を合し、後ブラッキストン採集の鳥類標本をも併せたり。二十三

存廢論

年には其標本數八千七百八十品に達せり。札幌農學校の廳治時代に入り、岩村永山兩長官の時其面目を一新したる夫れ此の如くなりしと雖も、後同校の存廢に就て朝野の論議頗る囂しく、幾度か危機に瀕したりしが、其能く今日の基礎を當時に置きたるもの、佐藤昌介の力與りて大に功あり。

師範學校

北海道尋常師範學校　置廳の初札幌縣師範學校の外、函館にも師範學校ありたりしが、二校併立の必要なきを以て之を廢し、十九年九月十七日更に北海道師範學校を札幌に設置し、札幌師範學校の敷地校舍財產等の引渡を受け、敎師は多く兩校敎員を採用し、兩校生徒六十六人を合して假入學を許し、翌二十一年一月其內四十五名に本入學を許す。四學級を編制し、別に尋常の外簡易科を置き、其學年を短縮して管內簡易科小學校の用に供する事とし、十月一日開校せり、時に森有禮文部大臣となり學制の改革を斷行し、敎育令を廢して大學令、師範學校令、小學令を發布し、各府縣に尋常師範學校一箇所を設置せしむることゝなしたるを以て、二十年四月北海道尋常師範學校と改稱し、函館師範學校廢止の際、其養成したる女子師範生徒の爲め、姑く函館に特置せし分校を廢し、創設以來の校長心得茨城正收を敎諭專任と

兩校の廢止併合

刷新整理

なし、齋藤一馬を校長に任じ、又簡易科を設置し、森文部大臣の英語奬勵の旨趣を奉じ、米人スミスを英語教師に聘し、附屬小學校の經濟を分離し、訓導俸給の幾分を補給する外悉く授業料を以て支辨せしめ、生徒定員を七十名、經費を一萬五千餘圓と し、大に秩序の整頓と教則の改良を圖り、殆んど舊來の面目を一新し、二十一年二月第一回卒業生五名を出し、二十二年には第二回卒業生十九名を出し、二十三年には第三回卒業生十五名を出し、二十三年には職員校長以下十九名生徒四十七名、附屬小學校生徒三百十九人(內男二百四十三人女七十六人)あるに至り、明治二十二年六月　兩陛下の御眞影を下賜せられたり。校長齋藤一馬は二十三年四月駒場農林學校教授に轉じ、山名次郎其後を承けたり。

卒業生

職員生徒

御眞影

三校統一

授業料

裁縫科

小學校

小學校　明治十九年四月區內公立小學校を合一して教育費途を一にすべきの令達あり、因つて公立創成學校を本校となし、公立藻岩學校を創成第一分校となし、公立豐水小學校を創成第二分校と稱して統一したり、又同時に家政上止むを得ざる者は、父兄の申出により授業料を減額して、大に就學者に便宜を與へ、裁縫教師を增加して分校女生徒の裁縫志願者は本校に於て修業せしむることゝなし、區內の小學教員の爲めに晝學講習會を開き、初等六級生徒に唱歌を課し、又石川正臣の建議により八歲以上の男生徒に豐平川に於て水泳術を學ばしめ、二十年五月改正小學校令に基き、初等中等高等の三科を廢し、高等科四年尋常科四年となし、教則を改正し、教科書を變更し、編入試驗を施行して各生徒を適當の級に編入し、又高等第一第二、第三學年級に英語を課する事とし、又翌二十一年本校構內に附屬幼稚園を設立し、八月三十一日開園式を擧ぐ、蓋札幌幼稚園の嚆矢にして、東京師範學校卒業生西川かめ其保姆たり。後二十二年札幌女子小學校開校に付幼稚園及本校及各分校の女生徒を悉く分離して該校に編入せしめ。同時に第一分校を廢止し、男生徒及教員を本校に合し、簡易科生徒三十三名を師範學校附屬小學校の簡易科に送り二十三年六月本校に大修繕を加ふ、五月第二分校自火燒失(二十四年四月一日新築竣工)同年七月校長北村暎吉僻職し、福山松城小學校長小林到轉して校長となり、九月十三日　兩陛下の御眞影を奉藏し、同年十一月又教育勅語の奉謄式を行ひたり

晝學講習會

水泳

教則改正

幼稚園

第一分校廢止

第二分校燒失

御眞影

女子教育

女子教育　帝國に於ける維新以後の女子教育は開拓使に於て既に先鞭を著けたりき、今や廳治の施設再び札幌の教育を振起するに當り、女子教育亦之を等閑に

職業學校

スミス女學校

付すべきにあらず、二十年七月十一日を以て、北一條西四丁目に私立札幌女子職業學校の設立あり、蓋し當時の區長師範學校長、敎育課長、學務委員及波佐谷みち、山口エイ等の發起に係り、裁縫西洋洗濯等女子必要の業を授け、傍ら文學を敎ゆるの組織にして、十二歳以上の女子に入學を許し、學期を三期に分ち一期を六箇月とし、創立初期は器械備品代として千六百三十圓、第二年及第三年目は千二百圓宛の補助を受け、第四年目より純益金を以て維持の計畫を立てたる者なり、三吉笑吾校長となり、洋服裁縫科二名、和服科二名、西洋洗濯科二名、編物科一名、洋食科一名、及文學科敎師を置き、二十一年末には通學生三十七名寄宿生十三名あり、官吏子女の外區內の農工商家の婦女子及各郡よりも漸次入學者あり、開拓使當時の札幌女學校の如き失敗なく漸次規模を擴張して普通女學校となすの計畫ありしも、同年十月三十日火災に罹り、假敎場を大通西五丁目に移し敎授中、公立札幌女子小學校設置あるを以て、之を廢し、更に札幌女學校を該小學校內に置きたり。又先是米國人エス、シー、スミス師範學校英語敎師に聘せられ、北一條西六丁目の官邸に住するや、其附屬厩舍を改修して敎室に充て、女子に英語を授けしに、生徒漸く增加して狹隘を

女子小學校

感するに至りたるを以て、二十年夏岩村長官は、其構內に小校舍を建て之を同人に貸與せり、因て始めてスミス女學校と稱し、スミスの外邦人二名の敎師あり、次て裁縫科を置き、又幼稚園を設け生徒四十二名に達し二十二年スミス師範學校を辭するや、專心校事を經營し、田中ヒデを校主として學校設立の認可を受け、同時に外國傳道會社の補助を受くる事となりたり、時に生徒六十餘名、幼稚園兒童二十名翌二十四年より高等普通學科を授くる事となしたり。

又女子小學敎育は二十二年三月札幌區總代人會に於て創成本校及各分校の女生徒を分離して、女子小學校を創立するの議を決し、北一條西四丁目道廳官舍敷地中千五百四十坪一合二勺の拂下を受け(內五百坪は無代價其他は一坪五十一錢の割)、又養蠶場建物一棟(代金百五十圓)及道廳假廳舍第三部室一棟、舊裁判所所屬一棟(以上無代價)の拂下を受け、工費家屋敷地拂下費共二千五十七圓五十四錢九厘を投し、之を移築改修し、五月起工して、七月に至り、延建坪三百四十六坪二合二勺(內二階建坪百八坪三合三勺)の校舍を竣工し、尋常高等兩科併置の認可を受け札幌女子小學校と稱し創成小學校長北村暎吉を校長兼任に東京高等師範學校女子卒業生波

佐谷みちを首席訓導に、其他職員皆女教員を任用し、七月十五日開校式を擧行せり、

札幌女學校

尙同時に同校内に設置せし札幌女學校は、修學年限を六箇年とし、別に手藝專習科を置き第五年級を除くの外、兩校生徒を混合して教授し、其職員も亦英語、編物、洋服、囑託教師の外、高等科資格教員をして悉く兩校教員を兼ねしめたり、故に校名異なれども、其實は同一校なりき、時に生徒數尋常科四百八名、高等科百三名、札幌女學校生徒二十五名計五百三十六名なり、二十三年七月北村校長辭職、小林到之に代る、此歳始めて高等科卒業生六名尋常科卒業生五十六名を出す

村落小學校

附近村落小學校　札幌區内の教育振起に反し、山鼻、豐平、白石、苗穗其他附近村落各小學校は皆簡易科に編入せられたるも、更に上級の教育を受けんとするものは、區内の創成小學校札幌女子小學校及師範學校附屬小學校に於て收容したるを以て、敢て其不便を感せざりき。

中等教育

中學豫備科

中等教育　當時中等教育の設備未だ起らず、二十一年三月三吉笑吾畑一歩の建議により、創成小學校内に中學豫備科を設け、生徒二十六名を募集し專ら讀書、算術、地理、歷史、理科英語の六科を教授せしが、維持の方法立たずして其年十月解散せし

も、札幌農學校豫科入學の豫備を兼ね、中等教育を施せし私立北海英語學校私立敬業塾は益、隆盛に赴きたり。北海英語學校は二十年五月校長大津和多理辭職せしを以て當時道廳第三部長たりし淺羽靖校長の囑託を受け、翌二十一年北四條西一丁目舊巡査合宿所を借受けて寄宿生を置き、續て同舍所在宅地九百坪(百八十圓)及建物無償の拂下を受け、直に新校舍を建築し、廿二年二月同所に移轉してより生徒益、増加して百七十余名に達し、敎則を改正して本科の上に撰科を置き、追て私立中學校設立の目的を以て二十三年三月又北四條西五丁目に於て三千二百四十坪を千坪一圓の割を以て拂下を受くるに至れり(校有財産は小平元勞、淺羽靖、平野保作の名義なりしが、二十四年十二月新校主橋本左五郎、平野保作、中根壽の名義とせり)。又私立敬業塾は明治十四年中大谷發私立敬業館なる私塾を開き、十七年中一旦廢止したるを、二十一年三月に至り敬業塾と改稱して再び創設せしものにして、漢英數學を教授し、修業年限を三年とし、學級を八級に分ち、生徒百三十餘名に達し、始め南三條西六丁目に其校舍を設けしが、創成第一分校廢止後其校舍を借受け、更に寄宿舍を設け、一段の擴張をなしたりき。

各種學校

各種學校　當時又各種の私立學校續設立せられたるが、其重なる者獨逸學講習所は二十一年九月設立、玉井喜作其校長にして生徒十名あり、札幌藥學校は二十二年五月設立、勝山忠雄校長にして、化學、物理、生藥、調劑、製藥化學等を教授し、全學修期二箇年、教員二名生徒十五名あり、育成夜學校は同年十二月設立せられ、安田貞謹校主にして漢英數等の諸科を教授し、全學期六箇月生徒二十八名あり、時習館は二十三年の設立にして宮所廣吉其校長たり、小學卒業生を收容して官立學校に入學せんとする者に豫備學科を教授す、其他二十二年八月湯地定基家村住義等首唱して看護講習會を興し、續て堀田某產婆學校を設立せしが、獸醫學校も亦當時既に其設立ありたりき。

第十節　官營事業の拂下

拂下方法

官營事業の拂下は、開拓使の末葉に於て天下の物議を喚起し遂に政界の大波瀾を現出せし大問題なりしが岩村長官は十九年五月先づ適宜の便法を設け卽金又は年賦にて賣下け、或は期を約し、料金を定め、又は定めざる等實際の情況酌量の上臨機專決處分を爲すの稟議を經て、著著平穩の裡に於て悉く其拂下及貸下處分を完了せり、蓋し其政策當を得たるは論なしと雖も、抑も亦時勢の變遷の然らしむる所なり、今其拂下及貸下を了したる官營工場の顚末を擧くれば左の如し。

鐵工場

鐵工場　は二十年五月貸料純益百分の五徵收を約し、三箇年間對馬嘉三郎に貸下け翌二十一年九月又煉鐵場、製鐵器械所、鑄造場等鐵工場內の土地家屋器械貯藏品等一切を擧げ、代金六百八十二圓四十五錢六厘六毛卽納を以て同人に賣下けたり。

製絲場

木工場　は二十年五月每年純益金百分の五徵收を約し、三箇年間對馬嘉三郎に貸下け翌二十一年十一月更に代金千七百八四七十一錢五厘卽納を以て、水車蒸汽兩器械所、木工所、土地家屋器械貯藏原料製品等一切、木工場內を擧げ同人に拂下けたり。

製粉場　は十九年九月其器製粉場を純益金百分の五徵收を約し、二十三年三月迄官原景雄に貸付せしが、二十年五月に至り、土地、家屋、器械、所藏原料、製品等一切を代金九百七十一圓七十五錢三厘、二十年六月より二十二年五月迄據置き、同年六月より十箇年賦徵收の條件を以て同人に拂下け、又新製粉場は、十九年十一月、土地家屋器械所藏原料製品等一切を代金一萬八千八百八圓二箇年據置き、二十二年十二月より十箇年賦完納の約を以て、同しく官原景雄外六名に拂下何れも二十三年に至り年賦割引法により一時に上納せしめたり。

製絲場　は匠廳後十九年、蒸汽器械破損して運轉充分ならざるを以て、座繰器械に換へて繰絲せしに、二十年の買收繭三百九十餘石にして、創業以來最も多額を產し其製絲も亦上等は海外に輸出し下等は機織用に充てしが、同年九月に至り三箇年間無料を以て足立民治に貸付し、尙三箇年間金

二千二百二十一圓六十七錢を補給して特別保護を與へ製品原料は滿期後時價或は現品にて返濟せしむる事となしたりしが、翌二十一年に至り、土地家屋器械其他原料製品等一切を擧げ、金六千九百二十三圓五十九錢卽納を以て同人に拂下けたりき。

機織場　は十九年十月純益金百分の五徴收を約し、安田德治に五箇年間貸附し、其製品の絲織紬機、太織、昆拭及び帶地類等は産額多からざるを以て、他に販賣せず二十年函館に取次所を設けて始めて販賣し、翌二十一年に至り無料貸付に改め、尙其歲十一月機織場一切を擧げて、代金二百四十一圓八十九錢六厘卽納を以て同人に拂下けたり。

製網場　は置廢後事業を中止せしが、二十年十月永山盛榮より、麻苧を以て製網し、亞麻實を以て製油を爲さん爲め、拂下の出願ありたり、因つて代金千五百二十五圓十四錢七箇年賦にて、土地家屋器械等一切を同人に拂下、二十三年に至り年賦割引方法によりて一時に卽納せしめたり。

葡萄酒醸造場　は十九年九月に至り、一箇年の經費を一萬七十圓と定め、之を年四回に交付して桂二郎に事業經營を委託し、二十年十二月に至り土地家屋器械所藏製品葡萄園等一切を擧げ代金千八百八十六圓三十一錢四厘卽納を以て同人に拂下けたり。

麥酒醸造場　は十九年二月大倉喜八郎に、土地家屋器械其他一切を、代金二萬六千六百七十餘圓二箇年據置、二十一年十二月より八箇年賦となし、又原料品及既製麥酒は代價千二百四十三圓二十三錢九厘卽時拂を以て同人に拂下け、醸造師屋外人を補助して之を奬勵せり。

篠路味噌醤油醸造場　は二十年一月土地家屋器械等一切を二箇年間無料にて笠原文平に貸付し二十二年八月に至り代價八百三十六圓六十四錢五厘卽納を以て同人に拂下けたりき。

機織場
製網場
葡萄酒醸造場
麥酒醸造場
味噌醤油醸造場

札幌桑園　は明治十九年中、成巽地荒蕪地谷五町歩以內を區內養蠶家に貸與し、同年八月第二號桑園全部を三箇年間、侯爵菊亭修季に貸付して其事業を繼行せしめしが、二十年四月第一號桑園の內七町餘歩を蠶室に屬して、星野長太郎町田菊次郎に貸下け、又二十一年十二月第一號桑園の一部を、養蠶篤志家に拂下け、二十二年に至り、第二號桑園全部を菊亭修季に、第一號園一部を山鼻琴似兩屯田共有地に拂下け、又其內七千餘坪を北海道尋常師範學校に交付し、蠶室は札幌女子小學校の校舍に下付せり、となし、又其內七千餘坪を返還せしめて、札幌病院敷地並に於てか曾つて廣大比類稀なる札幌桑園は皆民有に歸して、現時僅かに蠶業講習所內及北三條西十三、四丁目の私有桑園に其一部を殘留するのみとなれり。

札幌活版所　は明治十九年六月小樽區民山田吉兵衛に拂下けて札幌活版所を起さしめたり。

札幌牧羊場　は明治二十一年之を廢し、其飼養に係る綿羊メリノー種牝二十頭牡四頭サウスダウン種牝二十六頭牡七頭、コッツウォルト種牝五十七頭牡十六頭合計百三十頭を眞駒內種畜場に移し、其土地は入札法を以て藪惣七に拂下けたり。

其他葬草園は札幌育種場と併合したるが、岩村長官の拂下方針は開拓使の其工場設置以來、其工場主任となり、直接其事業の局に當り、將來獨立して其業務を經營し得べき見込ある者を選ひて之に拂下くるを原則となしたり、因つて應立札幌病院も其副病院長三田村多仲に拂下の內意を洩したるも、多仲其將來獨立維持の見

活版所
牧羊場
葬草園
札幌病院

込なしとして敢て請けざりき、該病院は明治五年高山周德院長となり、同年七月澁谷良次之に代り續て同六年新宮揔藏之に代りて院長となり、明治十年に至り新宮辭任して馬島譲之に代り、明治十四年に至り帝國大學分科藥學卒業生坂部勝任を聘して藥局調劑の事務を掌らしめ、十五年初めて醫藥分局の制を定め、三田村多仲其副院長として其院務の實權を握れる者なり、因つて院務刷新の議起り、明治二十年駐獨小松原代理公使の人選を以て獨逸人グリンム博士を聘し、馬島譲の院長を罷めて其後任となし又醫學士屋代善夫を副院長に同撫養圖太郎を藥局長となしたり、而して其翌二十一年に至り、永山長官はグリンム院長の獻策を納れ、大に院務の擴張を計進し、地を北一條西八丁目にトして、本院改築敷地に充て、院長自ら規畫經營の任に當り、工費約四萬五千圓を投じ、一箇年にして本工事を竣工せり、院室構造二階一棟、醫藥事務の三局に區畫し、病室六棟、患者百四十名を收容すべき設備を爲し、二十四年一月移轉開院式を行ひたるが、先是二十三年四月、官立病院を廢して既に札幌區に交付したり、因つて札幌區は當時他府縣に於て比類なき雄大なる區立病院を得たり。

病院擴張

病院建築

區に交付

又札幌幌内間鐵道も當時早く民有事業に歸せしむるの議あり、因つて總代人對馬嘉三郎專ら之を區有財産として拂下を受くるの議を主張したりしも、區總代人一般の同意を得る能はず、媒田開採事務所次長たりし村田堤道廳の内意を受け、幌内鐵道及幾春別鐵道運輸請負と、幾春別鐵道補足工事を爲さんことを出願せしめたり、因つて道廳は官に於て直接營業を爲さんよりも、實務經濟兩ながら得策なりとなし、同人の願を容れて、幌内鐵道は二十一年度の始めより、幾春別鐵道は工事落成の日より、各明治三十六年三月迄其運輸請負を命じたり。

其他開拓使以來の各種官營諸事業は此の如くにして僅かに札幌育種場及眞駒内牧牛場を除の外、忽ち擧げて皆民有事業に拂下げられ、爲めに札幌民業の發達に一大紀元を開きたり。

第十一節　民業の奬勵及發達

岩村長官の開拓方針は人民の移住よりも資本の移入を歡迎せり、開拓使は移住民を保護して資本金を貸付けたりと雖も、岩村長官は移住民に保護を與へずして、

資本保護

企業的精神

事業植民

工業地

製麻會社

亞麻種輸入

其移入の資本を保護し、本道に移入して本道の興業費となりたる資本に對し利子の保證補給を爲したり、茲に於てか廳治時代の移民は皆企業的精神を帶び來り開拓使及縣治の時代に於て移住植民の域にありたる者、漸く事業植民たるに至り民業自ら勃起し、北海道廳の奬勵により利子補給を受くる製麻、製糖、炭鑛、鐵道等の大會社等續續札幌に設立せられ、加ふるに官營事業拂下の斷行によりて新に民業に歸したる各工場等、又各其面目を一新して著著其事業を進捗するあり、曾つて全地を擧けて官營事業場たるの觀ありし札幌は、忽にして民營の一大工業地と變じたり。

北海道製麻會社　札幌に於ける製麻事業は明治八年屯田兵設置に際し、黒田長官其授産の大方針を製麻及養蠶の二業に置き、同年既に麻種若干を熊谷縣に購ひて之を試播し、明治十年四月栃木縣より、栽培及剝製に熟するもの三名を雇ひ、其方法を人民に傳習せしに始まれり、然れども當時其麻は大麻にして其製法は床製鐵引製にして、外國種子は明治十一年五月、露國駐箚公使板本武揚其品質の佳良なるを見て、露國亞麻種子九升を送りたるを東創成通空邸内二段歩に試播したりしも生暢

吉田健作

會社創立起原

十分ならず、翌十二年米佛白三國の種子を購ひ札幌育種園及山鼻琴似屯田等に試播したる者皆善く地味に適し、栃木新潟兩種に比し、發芽速にして幹節低下其品質最良なりしも、其製法に熟せざりき、然るに明治十五年時の農商務技師吉田健作製麻事業調査の命を奉じ北海道及越後地方を巡視するや、會、室蘭輪西屯田兵屋に於て、其製法の手段なき爲め、原莖及種子の儘保存しありたる亞麻を發見し、又た栃木福島群馬三縣下の麻業をも視察したる結果、亞麻栽培は本道に限ると斷定し、他日本道に一大製麻工場を設立するの必要を說きたりしが、後近江麻絲會社の創立に從事して、十九年九月其試運轉を爲したる後其會社員として原料麻買入の爲め來道し、岩村長官及永山屯田兵本部長等に其事を囑託して札幌を去るに臨み、岩村長官は內地府縣より來りて本道の物産を奬勵する者之を以て嚆矢なりとして頗る快事とし强て一日を留め勸業課員及屯田兵に將來の製麻談を爲さしめ續て吉田健作に託して本道に一大製麻會社を創設するに決し、續て健作及橫田萬壽之助を道廳技師となし、以て專ら其計畫の任に當らしめしが、遂に東京小室信夫澁澤喜作京都田中源太郎濱岡光哲札幌永山盛繁等其奬勵に應じて發起人となり、率先同志

を集め、遂に八十萬圓の資本を以て一大麻紡織會社を札幌に設立の事となり、健作萬壽之助職を辭して同會社に入り、健作創立委員長となり、道廳より株式募集の翌月より六箇年間其營業開始の日迄は、拂込株金に對し年五朱の利子交付、其以後は年五朱の純益保證其資本に對する利子の補給及保證を爲し、又札幌内鐵道に依り運送する器械、建築材、麻、亞麻に限り、二十一年より三箇年間定則運賃の幾分を減ずる等の特殊の保護を與へられたり、因つて直に北六條東一丁目に工場建築に著手し、健作萬壽之助等器械購入職工雇入の爲め佛國に赴き、二十二年歸朝し、二十三年一月に至り其器械据付を了して試運轉を爲たり、工場十棟二千八百二十三坪構造悉く煉瓦を用ひ百二十八尺の煙突を設け、麻剝皮場を雁來村豐平河畔及琴似村に設け、同年七月始めて器械を運轉して試業に從事したり、其原料は始め内地府縣及海外に仰ぎしが二十三年既に歐州產亞麻種子三百七十七石を一升代價二十五錢を以て札幌近傍村落に販賣して其耕作を奬勵したり。

利子の補給

札幌製糖會社　明治十三年内務省は有珠郡紋鰐村に製糖所を設置し、勸業局の管理となし、開拓使の同地に試植したる甜菜の大に其地味に適したるを原料に使

製糖會社

用したるも始め其成績良好ならず、吏員を交迭し製法を改むるも亦效なし、後明治十六年二月農商務省所轄となり、橋口文藏其所長となるや、一時其事業を中止し、自ら歐州に至り精良の器械及製糖師、機關師等の獨人を招聘し來り、十七年十月再其事業に著手したるに頗る好成績を得、其製品殆んど外國品に讓らざるの結果を示し、尙種種の改良計畫中、廳治時代に入り、北海道廳の所轄となり、文藏理事官兼同所長に任せられしが、二十年五月之を民業に移して紋鰐製糖會社なる保護會社を設立したり、然るに當時輸入糖減殺の希望を以て製糖業奬勵の際なりしを以て、別に一大製糖會社設立の議あり、橋口文藏專ら其計畫奬勵に從事せしが、二十一年東京府平民岩本五兵衛外五名より資本金四十萬圓にて札幌製糖會社を設置し利子の補給を出願せしを以て其請を容れ株金募集の翌月より滿六箇年間は、其營業開始の日までは其拂込金額に對し、一箇年五朱の利子を下付し、其開業の後は若し純益の配當一箇年五朱に上らざる時拂込株金額に對し年五朱までの不足額を補給する事となし、苗穗村御料地三萬八千九百六十二坪を向ふ二十年間無料貸與し、又二萬圓に該當する該社株券を帝室財產中に加へられ、道廳又勸業委託金五萬圓を貸

紋鰐製糖所

札幌製糖會社

保護

付して器械購買費に充てしめ、文藏及堀宗一を獨佛兩國に派遣して其器械等を購入せしめ、宗一歸朝の後社長に官選し、翌二十二年十二月更に事業の擴張を圖り、資本金を增加して八十萬圓となし(利子補給は總株金の內五十万圓に限るたるが、工場建築は同年五月既に起工して、外國購入の器械を裝置し、二十三年に至り全部竣工せり總煉瓦造にして其建坪八百九十八坪餘、之を十三號に區分し、器械場、事務所、流込場、濾汁場、骨炭場、蒸汽場、倉庫、社宅、鐵道岐線、車馬道等の設備皆就れり、(現時の札幌製麥場は其建物を製用したるものなり)、又其原料品は元來札幌附近所產の甜菜を目的とせしも、一時に多額の需用に應ずるは至難なるを以て、先づ空知監獄署所屬耕地二百餘町歩の拂下を受け、二十三年より會社自ら之を耕作して、原料供給の不足を補ふと共に農家に其範を示し、他日更に耕地を增加して八百町歩の大農場となすの計畫を立て同年十一月始めて運轉を開始せしが其器械頗る巨大にして一晝夜甜菜根四萬九千二百貫目を製造すべし、因つて一番糖二番糖の製造に著手せしに、其品質純白佳良にして外國品に讓らざりしが先是八月堀宗一社長の職を辭し伊藤祐之之に代り、幾もなく役員株主間紛爭百出、十二月九日に至り原料品の

運搬に困難して遂に一時其事業を中止せり。

北海道炭礦鐵道會社　幌內炭山及幌內鐵道の事業は元と互に聯帶せしが、廳治時代に入るや、兩事業を分離し幌內炭山は空知監獄署に所屬し、囚徒をして坑業に從事せしめ、幌內鐵道は明治三十六年三月迄、幌內炭の一手販賣は五箇年を期して村田堤に請負を命じたるを以て、堤は北有社を設置して其營業を開始したりしが、明治二十二年永山長官の時に至り、時の理事官堀基職を辭し、幌內炭山及幌內鐵道の拂下を受け、炭礦鐵道を起すの計畫を立て、率先誘導する所あり、同年八月に至り、侯爵德川義禮、奈良原繁、澁澤榮一、森岡昌純、原六郎、高島嘉右衞門、小野義眞、吉川泰二郎、田中平八、園田實德、下村廣啟、北村英一郎、堀基、創立發起人となり、資本金六百五十萬圓を以て會社を創立し、其資本に對する利子補給及幌內幾春別兩炭山、手宮幌內間及幌內太幾春別鐵道及所屬物件の拂下を出願せり、因つて同年十一月其一切を擧げて金三十五萬二千三百十八圓(內六萬四千五百十九圓は三箇月間に殘金は十箇年賦)を以て該會社に拂下げ、堤に對する請負既得權は會社をして之を買收せしめ尙室蘭空知太間鐵道及該線路より分岐して夕張及空知炭坑に達する兩支線の

鐵道敷設を許可し、毎工區鐵道敷設竣工迄は、株金拂込額に對し、一箇年五朱の割合を以て利子を補給し、毎工區運輸開業後八箇年間は、資本に對する純益金一箇年五朱に達せざるときは其不足を補給し、其補給年限中社長理事は道廳長官之を任免する事となし、堀基を社長に園田實德を理事に官選したり。因つて十二月十一日より炭山採掘及鐵道運輸の營業を開始し、又新設鐵道の設計は道廳一等技師松本莊一郎同二等技師平井晴二郎の管督を受け、二十三年既に室蘭岩見澤間及夕張支線の測量を完了し又岩見澤夕張間の線路を開鑿し、二十四年夏既に岩見澤砂川間幹線砂川歌志內間支線二十九哩の鐵道布設を竣工し、七月五日より營業を開始せり同社は始め其本社を小樽に置きしが二十三年四月札幌停車場前に出張所を置き、續て同年十一月本社を札幌に移せり。

其他の工業　又以上三大保護會社の外官營事業の拂下を受けたる諸工場も亦種種の改良發展を策せり札幌麥酒醸造場は新持主大倉喜八郎二十年九月道廳より醸造師獨逸人マックスボーマルの補助雇を受け、醸造法の改良を企てしが、同年十二月に至り澁澤榮一、淺野總一郎等と協同し、組織を改めて札幌麥酒會社となし

新鐵道敷設

其他の民業

麥酒會社

花菱葡萄酒醸造場

製粉場

紡機場

味噌醬油醸造場

製絲場

傭獨逸人の給料三箇年間の補助を受け、資本金七萬圓の株式會社となしたり、茲に於て築一社長となり、其器械舊式にして完全の醸造を爲す能はざるを見、二十三年三月資本金を十萬圓に增加し、新器械を獨逸より購入し、工場を改築し規模を擴張して東京新潟青森等に特約販賣店を置き、奥羽地方に販路を求め、全く舊觀を改めたり、又葡萄酒醸造場は桂二郎之を花菱葡萄酒醸造場と改め、葡萄酒、上等武蘭地、ベルモット及始めて林檎酒を醸造し、東京横濱大阪神戸及奥羽地方に販路を擴張し、後二十四年十一月之を谷七太郎に讓渡したり。又札幌製粉場は大に其製品販賣高を增加して、其原料品の不作と不足に困み、又札幌紡織場は官營時代より其製品の原料を減じて價格を低廉ならしめたるに、一般需要者の厭ふ所となりたるを以て高價の上等品のみを織出し、大に其需要を增したり。又篠路味噌醬油醸造場は需要增加の爲め其原料品に窮し、二十一年新潟より大豆二百石を輸入し、尚家屋の狹隘を感じ、增築及器械の完備を謀り、重に札幌空知樺戸等の各地に賣捌けり。又札幌製絲場は其生絲屑絲類は、專ら之を橫濱に輸出して外國人に賣付け、其綿類は札幌に於て販賣し、二十二年に至り、前年の養蠶凶作の爲め上半季其事業を縮少せ

鐵工場、木工場、製網所、活版所

農業

與産社

甜菜、亞麻、藍

養鷄

養樹

運貨牛減農具の下付拂下果樹栽培心得

しも下半季に至り養蠶豐況の爲め事業再び繁忙を極め、價格又騰貴したり。其他鐵工所、木工場、製網所活版所等其營業の基礎を確實にして益、其業務を發展せり。

農業　札幌市街の發達と共に人家は漸く稠密となり、開拓使及縣治時代の如く、宅地内の菜地を菜園となすの時代既に過ぎ、其菜園は漸次に果樹園となり、庭園となり、又家屋敷地に變じたるが、附近村落の農業は益發達し、道廳は既に製麻製糖の二大會社を保護し、又明治十五年澁本五郎等の設立したる資本金五萬圓の篠路興産社に、五箇年間其純益年五朱に至る迄其不足額を補助して其成立を助けたるを以て、甜菜及亞麻藍の耕作は最も之を奬勵し、又明治二十一年始めて鷄卵人工孵化器を賜ひ、養鷄場を北五條西七丁目に設置し、交趾種の鷄卵百十六顆を孵化し、續て之を眞駒内に移し洋種鷄の繁殖を圖りて、養鷄業を奬勵し、又圓山養樹園の種苗を人民に拂下げ、農産物の汽車運賃を半減し、又農具を下付或は拂下、又果樹栽培心得書、綿蟲驅除方法の冊子を頒ち又特に養蠶の奬勵を爲したる等種種施設する所ありたるが、札幌の地は既に此等農産物の原料を受けて製造品を作る工業地と變し唯其農業の發達を奬勵するの地位となりたるを以て、明治二十年八月一日より四

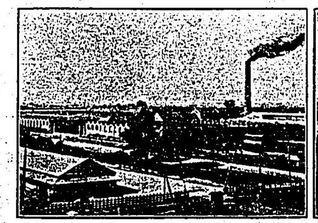

帝國製麻株式會社札幌工場

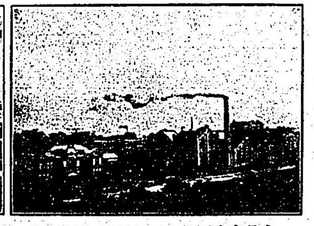

大日本麥酒株式會社札幌支店及工場

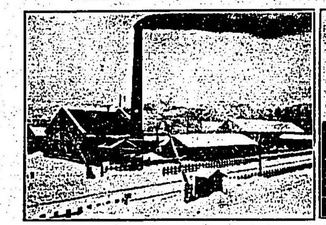

札幌製粉株式會社

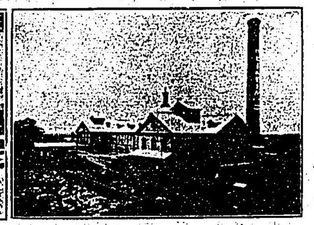

同上麥芽製造工場

拓殖貯金銀行

北海道拓殖銀行

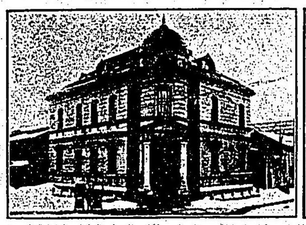

株式會社北海道銀行

株式會社北海道銀行

農談會

日間、全道農業篤志者二十四名を札幌町會所に會して、農談會を開き、(一)通常農家の經濟及重なる常食物、(二)耕産中最利益ある植物、(三)樹林地新墾法、(四)地味の肥瘠を相する簡便法、(五)農家に於て製造すべき肥料の種類及其分量、(六)多間農隙に營むべき事業、(七)農産物販路實況、(八)小作人の負擔すべき義務等に對して、其實驗又は思想を談話せしめ又二十一年三月十五日より一週間、全道蠶業篤志者二十五名を札幌町會所に召集して養蠶集談會を開き、(一)地方養蠶適否の實況、(二)野桑及桑園の景況蠶兒の飼育法及之に要する蠶具の種類、(三)産出生繭の販路、(四)製絲事業を起すの難易、(五)蠶病の實況及其種類、(六)養蠶改良振起の方策、(七)蠶種製造取締の方案等に就き、各自の實驗思想を談話せしめ、又物産共進會は開拓使以來の遺例により、明治十一年既に中島遊園地に開催したりしも、二十二年以後、各村各所に民設農産物品評會又は競優會を開かしめ道廳は其費用の幾分を補助する事と改め、同年中札幌附近に於ては、札幌村に札幌外四村の品評會琴似村に琴似發寒二村の品評會下手稻村に上手稻外二箇村の品評會豐平村に豐平外四村の品評會、山鼻村に山鼻圓山二村の品評會、江別村に江別外三村の品評會を開き、又二十三年には十一月二十一日より

養蠶集談會

物産共進會

品評會、競優會

養蠶

一週間、勸農協會の主催を以て中島遊園地に札幌區及札幌外五郡の品評會を開きたり。又蠶業に對しては、明治二十年札幌蠶種檢査所（後蠶病豫防事務所と改む）を設け、二十一年に至り、本道の蠶種府縣に好評を博して以來粗製濫造の弊漸く生じたるを以て、蠶種檢印の法を設け、又蠶業巡回講師を派遣し、二十三年には札幌蠶業傳習所（三十四年北海道廳農事講習所と改む）を北一條西十九丁目に設置し全道の蠶業篤志家二十一名を募集して、五月一日より授業を開始したり、又二十一年來道廳は勸業月報を發行せしが、二十二年に至り之を廢して、勸農協會及北水協會の月報に其原稿を下付し、又二十二年足立民治足立元太郎等は蠶業家を集め蠶種協會を組織する等、札幌の農業に對する地位自ら一變せり。

勸業團體

石狩原野の中央市場

商業　札幌市街及附近村落の發達、特に民業の隆盛に伴ひ、札幌の商業は自ら活氣を呈し、開拓使及縣治時代と其狀態を一變せり石狩原野に生産する農産物を買占め小樽商人の手を經て之を內地府縣に輸出し、又米穀其他の荒物類は、小樽商人又は內地府縣より直仕入を爲し、之を石狩原野の市場に販賣し、以て石狩原野の中央市場たるの狀況を現出するに至れり蓋し當時小樽市街の發達猶幼稚にして、札幌商人に敵する能はず、因つて此間札幌商人は石狩原野と小樽商港との中間に立ち能く二重の利益を占め得たりしなり。而して今の株式會社北海銀行の如きは實に此時に於て設立せられたる者なり。該行は明治二十二年七月一日、侯爵德川義禮、伊藤次郎左衞門、關戶守彥、岡田良右衞門、尾保吉、中村與右衞門の發起設立に係る資本金十萬圓の株式會社にして、當時札幌に三井銀行支店、二十銀行出張所（二十四年閉鎖）ありたるも、本道に本店を有する者、唯函館に百十三國立銀行ありしのみ、私立銀行に於ては實に之を以て嚆矢とせり、因つて永山長官は北海銀行と命名し、大に當時商界の金融を助けたり。

北海銀行

第十二節　札幌の繁榮

札幌集中主義

開拓使時代札幌は本廳所在地なりしと雖函館根室に支廳あり又郡區役所の外各地に出張所を置き、東京出張所は長官の在勤を以て原則としたりき、然るに岩村長官は全く之に反して札幌集中主義を採りたり、函館根室の兩支廳を廢止し、札幌に在る北海道廳を以て北海十一州に號令し、又黑田開拓長官の如く東京に出張所

土著主義

を常置する事なく、親ら一家を携へて長官官邸に入り、『何時客枕穩片帆環海流去年球陽住今歲蝦北游有人若問我死所創成橋畔賣酒樓』と吟じ、苗穗村に自作開墾地を開き、又其嗣子八作をして空知郡内に農場を經營せしむ、開拓使以來東久世、黒田西郷等各長官にして、其一家を拉して札幌に來る者岩村長官を以て嚆矢となす、而して岩村長官は自ら其範を示すと共に官吏は成るべく本道在籍者より採用する事とし、且つ其部下に成るべく一家を携へて在勤すべきを訓令せしを以て、諸官吏多く岩村長官の爲す所に倣ひ、開拓使當時の如く、本廳主任高等官僅に一僕を携へて官邸に寄留的居住を爲し、其部下多くは之に倣ひ當時の傭外人ライマンをして『官員の一妻君だもあらざる札幌』と嘆せしむるが如き事あるなく、自ら一新社會を建設するの傾向を示せり。

而して札幌附近の排水及道路工事札幌市街の道路、大下水、遊園地、墓地等の設定又著著進行し又二十年中札幌近傍九箇所に於て四千六百八十二萬八千餘坪の地質を選定し其内二千七百三十四萬餘坪を植民適地と定め、以て招かさるの移民の集來するを待たりしが、果して札幌市街には明治十九年より二十二年に至る三年間

來住者

人口倍加

屯田兵

職工

官吏

北海道廳廳舍

毎年平均戸數二百五十戸人口七百八十六宛の割合を以て新來住者あり、十八年末一萬六百六十八の人口は二十三年末には二萬四千三百二十七となり、倍數以上の增加を爲したり。又既に排水を行ひたる札幌原野には、十九年中江別に百十五戸篠津十戸、二十年中新琴似七十四戸、二十二年中、篠路に二百二十戸の屯田兵及二十三年中野幌に北越植民會社移民若干名等の移住あり、其他尚札幌附近の移住農夫諸工事の爲め工夫職人等の渡來者あるの外又函館根室兩支廳廢止と共に、札幌に於ける北海道廳の吏員自ら增加せしを以て、兩支廳の吏員續續來札し、札幌は頗る盛況を呈し、各廳舍、官邸、其他民家の建設等頻頻として起れり。而して其建築工事の最も大なるは北海道廳廳舍の建設たり、當時道廳は開拓使の札幌女學校校舍に執務せしが、家屋矮陋且つ狹隘、各部諸方に分居し執務に便ならざるのみならず、市街熱鬧の地にありて火災の虞あるを以て、十九年中早く已に三箇年繼續事業を以て新廳舍建設の議を決し、同年中已に四萬千百圓四十三錢三厘を以て、基礎地形及煉瓦石積重等の工事を爲し、二十年には前年度の工事を修め、床下階下階上三階共各間仕切及火防煉瓦の積重を了し、上棟家根裏等概ね外部の工事を修め、内部壁下

廳舍の構造

地の工凡十分の七を了し、工費六萬三百六十七圓六十五錢九厘を支出し、二十一年度には屋上の八角塔、空氣拔、煙筒、屋根、蒸汽暖温器据付及內外粧飾等の工事を畢へ且つ別に人民控所廐等を建築し工費六萬六千百四十六圓二十七錢九厘を支出し工事概略竣工せしを以て、同年十二月十四日新廳舍に移轉したり。尙其二十二年度に亙り、構內の道路庭園等を修めて、全部の工事を完了せしが、構內總坪數一萬八千八十九坪二合五勺、本廳舍は煉瓦石造石板葺にして總建坪五百五十坪九合五才、階上階下床下に各一條の廊下を通じ、室を二十五に畫し、三階を書庫となし中央に八角塔を設く、其高百八尺六寸、幅員二十四尺、塔頂を平出規となし、繞らすに鐵欄を以てし四方展望頗る佳なり、其中眞數十尺の避雷柱を建たり、又冬期暖を取る爲め暖温器室を設け、機關二箇を備へ、二條の源管を裝し、各室に分配する鐵管延長四千三百二十三尺にして、其他厩、馬繫所、馬丁詰所、人民控所門候所等皆洋式にして、井戸門柵道路池塘等其經費本舍新築費十七萬六千五百八十三圓二十六錢七厘在來の材料價格一萬八千百六十三圓二十九錢一厘、總額金十九萬四千七百四十六圓五十五錢八厘にして、其使役諸職工十九萬六千七百四十三人、材料の重要品たる煉瓦石、

硬軟石、木材、石灰等は概ね本道各地の物産を用ひ、建築工事は平井晴二郎之を設計監督し、請負人に委ぬるもの寡く、多く本廳官吏專ら董督せり、當時本邦に於て東京に於ける參謀本部の建築を以て最も雄大の者となしたりしに、北海道廳の新廳舍工を竣るに及び、其宏壯寡ろ之に優るものあり、開拓使の札幌本廳に比せば、更に數段の進歩を爲したる者なりき。

屯田兵司令部

又廳治時代に入りて大擴張の方針を立たる全道の屯田兵を統管すべき司令部亦當時札幌に在りたるを以て、明治二十二年北三條東一丁目に其新廳舍を建築せり、今の鐵道管理局の廳舍卽ち是なり先是十九年度第一大隊本部、札幌陸軍監獄署等を新築し、又二十二年には第一大隊本部官舍第二中隊官舍等を建築せしが、北海道廳も亦其新廳舍と共に其周圍に各官舍を築き、又分局と稱する開拓使時代の建物を舊本廳敷地內より北一條西五丁目に移轉して長官官邸となし、二十三年には炭礦會社は桑園內を其社宅敷地として多數の社宅を建設し、札幌の西北部に一新市街を現出せり。特に其社長堀基の建設したる私宅は頗る宏壯を極め現時帝國林野管理局札幌支廳建物札幌第一の稱あり、其他又札幌の繁榮に伴ひ民間に於て

諸官舍

炭礦會社社宅

貸家の建築

貸家を建設する者頗る多く、市街戸數は大に增加し、而して其繁榮狀態は開拓使當時の如く出稼的一時の者にあらずして、漸次永久土著的の性質を帶び來り、又電信電話電燈等の文明的施設に於て、電信線は新に石狩札幌間に一線を架設し、二十一年十二月二十六日之を開通し、尙既設線に聯絡して各地に延長し、又電話機は本邦に於ては明治十年始めて之を東京橫濱間に試み、後數次の試驗を經て、明治二十一年に至り、漸く東京、熱海と東京、靜岡との間に試驗し翌年又大阪東京間に試驗して、僅に其有效なるを認めたるに過ぎざるに、我札幌は既に明治十六年中幌內鐵道沿線各驛に對し、又札幌縣廳より苗穗監獄署に至る一里七町十五間に一條の電話線を架したりしが今又札幌に於ては二十二年中北海道廳より屯田兵司令部、札幌區役所、眞駒內種畜場、札幌農學校及其附屬農園間に之を實施し、又進んで札幌より市來知を經て空知太に至る線路を開通し、又市來知より忠太別、奈江、井瀧、川上川等の各地に聯絡して官用に供し、其內札幌より市來知を經て空知太に至る線路は他日を待つて公衆の使用を許さんとしたり、又電燈は當時東京橫濱等に於ても未た其普及を見さりしに二十二年二月對馬嘉三郎金子元三郎等資本金八萬圓の電燈會

電信

電話

電燈

社を設置し、二十四年には既に一百馬力の電氣機汽罐二臺を備へ、線路延長一里五町二十七間、線條長六里十七町を架設し、百十戸に五百四十燈を點火し、一箇文明的都會を建設したるが、二十三年夏以來獨英米人の來遊する者漸く多きに至れり。

憲法發布祝賀會

第十三節　憲法發布と自治思想

假裝行列

明治二十二年二月十一日欽定憲法の發布あり、我帝國は專制君主政體を脫して立憲君主政體となれり、此日區民有志無慮數百名、南一條西三丁目の舊假廳跡に會して、盛大なる祝賀會を擧行し、各學校職員生徒等亦皆札幌農學校演武場に會して祝賀式を擧げ、了つて市中に假裝行列を催し、夜に入り札幌獨立基督敎會及各寺院又各祝賀會を擧行し、戸戸業を休み國旗を揭げ、全區歡喜して殆んと狂するが如し、然るに憲法附屬法たる衆議院議員選擧法に北海道に對し、一般地方自治制を施行するに至る迄、衆議院議員を選出せさる除外例の規定あり。本道民特に本道の首府たる札幌區民は頗る之を遺憾としたりき、當時北海道民は租稅の負擔に於て、地

參政權と道民租稅の負擔

租條例、醬油稅則、菓子稅則、所得稅法、車稅規則、日本坑法、鑛山借區稅、酒造規則、醬麴營

植民議會請願

議會開會祝賀會

平和的活動

業稅則、船稅規則、地方稅則に於て內地府縣と同一ならす、全部又は幾部の免除を受けつゝあり、以て直ちに地方自治制度を本道に施行すべからず、然れども道民の參政權を希望するの熱情は發して植民議會設置の請願となれり、永山長官は既に明治二十三年に於て、本道二十年計畫の經營案を立て、之を時の內務大臣に上申するに當り、其緊急改良事項の一として、簡易なる方法を以て組織したる植民議會を開き水產稅を地方稅目に變更して地方經濟を獨立し、以て地方稅の收支を議する事、恰も府縣會の如くならしめ、又函館區に市政を施行する等皆二十五年度より實施すべきの議を上れり。而して其年十一月二十九日第一期帝國議會開會の日、札幌區民有志二百二十三名又豐平館に集會し、嚴肅なる祝賀會を擧行し、了つて演說及懇親會を催したるが、區內の官衙、會社、協會、學校等亦皆各祝賀會を擧けたり。

先是明治十四年、國會開設の大詔以後、時に福島事件、加波山事件、朝鮮事件の如き自由黨一部の士の過激的行動なきにあらずと雖も、帝國一般の趨勢は平和的の活動を以て時局を解決するを希望し、其國會開設期たる二十三年に近づくに從ひ各種階級の漸く活氣を帶び來れる者皆平和的にして、自ら立憲國民の要素を作らん

政黨員の遊說

北海道每日新聞各方面の活動

北海新聞

佛敎演說會

佛敎青年會
北海道禁酒會
醵金之桁

とする者の如かりき而して當時我札幌は一箇植民地市街たるに過ぎざりしも明治十五六年頃より漸次政黨員の遊說あり、十六年十一月には自由黨員和田彦二郎來り、安都滿座に政談演說會を開き、蒼海樓に懇親會を催し、二十二年又自由黨員高橋庄之助、小久保喜七、小池平一郎等遊說し來りたりしも、未だ政治的結社を爲すの反應あらざりき。然れども明治二十年一月小樽山田吉兵衞、札幌活版所の貸下を受くるや、新報三郎を主筆とし、每週一回發行の北海新聞を創始し幾もなく一週二回の發行となし、續て十月一日より阿部宇之八を聘して每日發行に改め且つ紙幅を擴張し、題名を北海道每日新聞と改稱し、翌二十一年三月其の營業を宇之八に讓り宇之八又道廳より印刷器械及活字等一切の拂下を受け益、其擴張を爲したるが當時新聞の創刊は大に札幌の天地に活氣を呈せしむるの基となれり、宗敎方面に於ては、佛敎徒は兒谷玉鳳龍山雷雲等札幌聯合隔月交代の公開演說を兩地に開催し又佛敎青年會を起し、基督敎徒伊藤一隆岩井信六等は北海道禁酒會を起し、『護國の楯』と題する機關雜誌を發行し會員數二十三年九月現在一千五百に達し、皆楯印の徽章を帶び、每月一回公開演說を開きて社會矯風に盡し、又農業上の改良の

北海之殖産
植民雜誌
北海道人懇親會
北海雄辯會
北海道學友會
『北海道』

爲には勸農協會の『北海之殖産』水産上の改良に於ては北水協會の報告書等皆漸次改良擴張を爲し又二十二年五月には佐藤昌介『植民雜誌』を發刊し學理と實驗に徴して本道殖産の道を講じたるが明治二十二年幕府本武揚鈴木大亮等東京に於て北海道人懇親會を開きしに來會者重に札幌人士にして七十四名あり又北海道學友會と稱する青年會も既に當時に於て開設せられたり北海道學友會は初め北海雄辯會と稱し明治二十年十二月澤村伊三郎金三穗金幹太郎(明治四年札幌出生者)伊東正三(明治九年現在公立學校生徒中最年少者)の發起に關り始め正三及杉原榮三郎(現時東京府會議長)新納三郎等相續いて會長たりしが翌二十一年二月規則を改正し北海道學友會と改稱して大に擴張を圖るや入會者頗る多く佐藤昌介會長新居敦二郎副會長となり幹事には正三新納三郎及遠藤國藏(文部省北海道讀本編纂者の一人)多羅尾忠郎(北海道鑛山略誌著者)杤内吉右(北海新聞創立時代の記者)之に當り會計には正三及家郷等(現時岩見澤願王寺住職)之に當り『北海道』と題する機關雜誌を發刊し圖書を購ひ學術演説會を開き學術講義を爲し忍路室蘭等に支會を置き其會員も亦荒井金助用人下宮良平安政五年より石狩在勤者增川菊次郎張碓在住葛山幸三郎用人渡邊友吉忍路高島場所請負人西川貞次郎安政年間石狩元締大西文左衛門等の子弟を始め多く祖先植民人の子弟を網羅し名譽會員特別會員等には當時の先達者あり其機關雜誌は二十三年七月迄繼續し其揭載する所自治思想の發揮多く北海道廳は明治二十三年三月基本金として金三百圓(現時金幹太郎高橋悌治高橋棟分擔保管)を補助するに至れり之れ實に札幌に於ける青年會の嚆矢にして當時に於ける札幌の自治思想を代表したるものと謂ふべし我札幌は實に此の如くにして既に立憲政體を迎へたりしも當時未だ一般地方自治制を施行するに至らず因つて府縣と同じく其代議士を帝國議會に選出する事なくして過渡時代に入れり。

第二章　過渡時代

第一節　植民議會總督府及北海道協會

明治二十三年帝國議會開設より明治三十二年十月一日始めて北海道區制を實

過渡時代の狀態

施するに至る迄を過渡時代となす、蓋し縣治時代の末に於て全國の府縣中最も重稅の義務を負擔したりし北海道民は、千歲一遇の政體改新の慶事に際し、唯地方自治制度を施行せざる故を以て、參政權利の付與を得ず、爲めに內地府縣の選出したる代議士のみの協贊に據る法律豫算の制裁規矩を受くるを遺憾とし、進んで自治制度の施行を要望すると共に、其自治團體を組織し得べき要素の準備を整へつゝあるの時代なり。

植民議會

本道に植民議會を設け地方費經濟を獨立するの議は、明治二十三年既に永山長官によりて時の內務大臣に上申せられたるが此の議は實に當時に於て官民一致の聲なりき、翌二十四年一月第一期帝國議會の開會中、札幌區民有志者は、(一)北海道議會を設け地方費の收支を議定し、(二)帝國議會に兩院議員を選出し、(三)事業費を增加し大に拓植事業を擴張するの三條を議し、之を帝國議會に請願せんと欲し、會合協議する所ありしが、三條の外更に『特別制度を立て自治の原則を施行す』の一條を加へて請願に決し互に提携する所あり、札幌は阿部宇之八を、

區民の活動

小樽有志の活動

小樽は山田吉兵衞岡野知莊を上京委員に選定し、二月十三日を以て出發せしめた

上京委員

り、先是二十八日函館有志亦北海道議會開設要項を議して請願に決し、衆議院議員高津仲次郎又北海道議會設置の議を衆議院に提出し、二月江差有志又請願の協議を決し函館請願委員工藤彌兵衞馬場民則請願書を携へて上京せしが、札樽上京委員出發後、北海道議會設立の要望は恰も轟の聲に應ずるが如く、全道八箇國三十餘郡の有志者皆起つて請願の議を決して札幌有志者に囑託する者續續絕へざるに至れり、因つて更に橋本義知を上京委員に選定し、十七日を以て出立せしめたり、而して此等上京委員は函館と札幌及小樽は其要望の內容と運動方法に於て一致を缺き函館は府縣會以上の獨立議會の設立を要望し、札幌小樽等は府縣會同等の議會を望み、又函館は專ら自由黨に傾き、札幌小樽は主として改進黨に依る處ありしが自由黨は既に高津仲次郎其建議を提出し、尙同黨所屬代議士植木枝盛、高津仲次郎、原田十衞等は厚生館に演說會を開きて聲援する所あり、又改進黨は三月二日を以て、其所屬代議士橋本久太郎本道行政組織變更に關する建議案を提出したるが、其議は本道に特別制度を設けて市町村自治制を準行し、地方經濟を國庫の歲入出と區分し以て人民をして地方政務に參與せしむる者にして、其特別制度の條件は

函館有志

北海道議會江差有志

全道輿論

函館と札幌小樽の不一致

自由黨

改進黨

本道特別制度案

公民資格を、土地家屋を所有し若くは直接國稅を納むる者と定め、市町村役場費を地方稅の支辨とし、敎育衞生等の費用を補助し、吏員を有給とし年限を定めて選擧すると云ふに過ぎず、又地方議會を起して其經濟を獨立せしめたる後は、從來區役所に分任せる官地測量事務及徵收檢査事務は之を道廳に復すべしと云ふにありたりき。然れども當時此の本道地方議會の議は政府は勿論、多數議員の贊成を得る能はざるのみならず殆んど眞面目に其議に耳を藉す者あらざりき、唯自由改進兩黨の各其黨勢を本道に擴張するの緣因となりたるのみ、同年議會閉會後、自由黨は總理板垣伯及河野廣中、高津仲次郎等八月十日函館小樽を經て札幌に來り、政談演說會を大黑座に開き懇親會を豐平館に催し、續て改進黨も亦代議士加藤政之助肥塚龍首藤陸三等を派遣し、皆大に地方議會設置の急要を論じ、道民の政治思想を鼓吹して其黨勢の擴張を圖るに至れり、時に札幌の識者は皆、本道は拓地植民の地にして專心實業に務むべく、政黨は本道の人心を擾亂して其秩序を破壞する者なりとなし、其來遊を歡迎する者寡く、道政に對する官民の希望は一變して、先づ北海道總督府を設置し、東宮殿下を總裁に仰ぎ其副總裁は親任官となし、名望閥歷當

奧論の不贊成

兩黨の黨勢擴張

區民の政黨排斥

總督府

時第一流の人士を之に充て、待つに內閣大臣と同班たらしめ、十五年乃至二十年計畫を確立し、北海道債を起し富籤方法を設け、以て盛に本道の經綸を行はんとするの議となり、對馬嘉三郎主として每年議會の開期に際し大に東京に主張する所あり、土田政次郎は植民省設置の意見を公けにし、白仁武も亦大に本道の行政組織を變更し、開拓大臣を置き之を親任官とし、勅任次官を置き、植民公債を起し、十箇年繼續事業費支出を確定し以て本道拓殖事業を完成するの議を建議せり、此等の議は當時政府の容るゝ所とならざりしが、輿論の本道に對する注意は益〻大にして、二十五年の帝國議會には代議士河野廣中、加藤淳造田中正藏等の本道施設に關する質問あり、本道經營論は當時の一大政治問題たるに至りしが、每年議會の本道歲出入豫算を議するに當り、院內に本道選出の代議士なく爲めに本道の事情に通ずる者寡く頗る不便を極むるを以て、明治二十六年三月北海道協會なる者を組織したり、該協會は貴衆兩院議員其他北海道問題を解決せんとする有志の團結にして、東京に本部を置き札幌に支部を設置し、公爵近衞篤麿(後公爵二條弘基之に代る)を會頭に、侯爵德川篤敬(後男爵小澤武雄之に代る)を副會頭とし、其他幹事評議員等若干名

植民省
開拓大臣

北海道協會

札幌支部

あり、札幌支部は鈴木米三郎(道廳首席事務官之に當るを例とす)を幹事長に、對馬嘉三郎、谷七太郎、富益頼道、森源三を幹事に、林悦郎、本郷嘉之助、岡田佐助、辰野宗城、後藤半七、淺羽靖、足立民治、水野義郎、莊子斌、平井晴二郎等を評議員としたるが、過渡時代に於ける本道に關する諸懸案の政府及帝國議會其他各方面に於て解決したる者實に斯の會の力多きに居れり。

弊政改革

施政の方針

土地處分の攻撃

第二節　長官の交迭と施設

過渡時代に入り明治二十四年六月永山長官に代りたる渡邊長官は、曾つて本道經營の局に與らざりしを以て、情實の纏綿たるものあるなし、因つて其職に就くや先づ道政改革の意を決し、赴任に先ち既に東京に於て施政の方針を演説して大に本道の弊害を摘抉し、其赴任するや、直ちに全道の巡視を了し、八月十六日郡區長を招集して施政の方針を示したるが、其示す所、土地處分及植民方法の二大綱に過ぎずと雖も、其に本道既往の經營方法を非難攻撃して餘力を殘さず、土地處分に就ては、從來土地拂下規則を濫用して一個人に大地積を所有せしめ、而して其成功を督せざるを以て、新移民正の植民人は皆其土地を得るに苦むの狀態を痛論し、之れ本道沃野千里の地を開發するにあらずして却つて之を閉鎖する者なりと罵り、因つて苟くも事業の成功せざる者あらば何等の事情、何等の物議あるも、斷然總て返地處分を命ずるは政府の本旨なるを說き、又其植民方法に就ては、各府縣廳郡區役所町村役場及民間に於ける名望有識の士に北海道移住事務取扱委員を囑託し、北海道廳は該委員全部に本道の狀勢を注意報告し、四方呼應して成功を期すべき事、富農富豪等の少數人民を招き、之をして至大の事業を起さしむるは實際行はれざれば、專ら有爲多數人民の勞資を待つの方針に出づるを說き、尚一般官吏の忠順清廉、規律勤勉等を注意したるが、先是八月道廳の官制改革ありて、行政の整革を斷行し、專任警部長を置き、郡區長町村吏員の警察官兼任を廢して郡區役所戸長役場と警察署警察分署を分離し、小學教育の程度を進め、又炭礦鐵道會社長堀基を罷め高島嘉右衛門を其後任となし、札幌農學校長橋口文藏の兼任を解き、北海道尋常師範學校山名二郎を免したり、基、文藏、二郎等皆薩人にして、尚冗員淘汰と共に多く薩人の官吏を罷免したり、又渡邊長官は此の改革を了るや、施政の方針を制度事業の二案

植民方法の變更

官制改革行政の整革

薩人罷免

に分ち或は在來の施政を踏襲し、或は之を改廢し、水產稅を地方稅に移し、小樽を開港場となすの議等二十餘條の意見を政府に奉り、其採擇を得て爲す所あらんとせしが、其の改革頗る急激なりしを以て、薩人の怨を買ひ、札幌の新聞紙亦熾んに之を非難し、品川內務大臣辭職し、副島種臣河野敏謙等其後任となるや、二十五年七月在職僅かに一年にして內務次官に轉任し、內務次官北垣國道千秋の後を承けて北海道廳長官となれり、國道曾つて開拓權判官たり、後二十四年京都府知事在任中本道を巡視す、國道長官となるの翌月、松方內閣辭職し第二次伊藤內閣組織せられ、井上伯內務大臣たり、伯曾つて北海道廳設置の際、伊藤內閣の閣員として十九年夏時の內務大臣山縣伯と共に本道を巡視し、本道經營策を閣議に提出したりしが、今又北海道廳は內務省の直轄として伯の監督下に屬す、時に前年自由改進兩黨本道來遊の結果、本道問題は衆議院の注意する所となり、幌內鐵道施政の方針、官有物拂下事件、勸業委託金處分の件、製糖製麻兩會社の件、土地貸付の件、炭礦鑛道線路變更の件等は衆議院の質問に上るに至れり、而して前任者渡邊長官は、置縣以來の拓殖方針に變更を試み又積弊の改革を企て中途にして交迭したるを以て、

北垣長官

道政刷新の輿論

井上內相の巡視

北垣長官の建議

政府は本道行政刷新の必要を認め、二十六年八月井上伯は直ちに本道巡視の途に上ぼり頗る苛察なる行政事務の檢查を行ひたるが、先是同年三月、北垣長官は井上內務大臣に建議し既往の跡を追ひ攻擊餘力を遺さゝるは畢竟死兒の齡を數ふるの類なりとして之を排し、專ら積極的拓殖經營按を具申せしに井上伯巡視の結果其建議多く政府の採擇する所となり、在職三年九箇月に亙りて新設拓殖務省次官に轉じ、福島縣知事原保太郎其後任となりしが原長官は其在職一年五箇月專ら北垣長官の政策を踏襲し三十年九月松隈內閣に入りて非職となれり、國道の施政は先づ永山長官以來事務錯雜庶務停滯の亂麻を解き、各課の秩序警察の改良、郡治の整理、町村の組織山林の調查、土地貸下處分(當時願書の稽留三萬餘件ありき)衞生事務の擴張(當時天然痘流行二十五年猖獗を極め、死者二千有餘人あり、又黴毒の浸染年年深きを致し、全道を擧げて黴毒患者の巢窟たらしめんとするの勢ありき)集治監取締(曾つて道路開鑿に囚徒を使役したるに、白日傲然役場を脫し、山上に登り尻を敲き看守を罵詈嘲弄するの狂暴を爲すに至り、且つ其免囚を本籍に復歸せしめざる爲め其害拓殖事業に及ぼす事至大なりき)貴衆兩院議員を以て組織したる常

行政整理

拓殖經營

置委員を置き拓殖事業を調査せしむる事（此按は北海道協會となりて現出せり）等に著手し、續て前途拓殖の順序に於ては鐵道を最も急務とし、港灣、排水、運河、道路等順次之に次く者となし、十二年經營事業費一千四百四十七萬圓、行政費を合せ二千六百萬圓を支出し、鐵道五百哩、港灣十一、排水運河二百里、道路五百里を開造し、其他市街驛遞等一切を成功し、以て十一州拓殖の實を擧げ、町村自治の力を養成せんとするにありしが、會、明治二十七八年の日清戰役起り、其事業計畫を行ふに至らざりしが、二十九年に至り、二箇年繼續として空知太、旭川間の官設線敷設の決定あり、續て同年二月法律第九十三號を以て北海道鐵道敷設法發布せられ、又北海道區制は明治三十年五月勅令第百五十八號を以て發布せられたり、時に松隈兩伯聯立內閣にして北垣國道拓殖務省次官たりき。

北海道鐵道敷設法

區制

區制實施期未定

政府は既に北海道區制を發布したりと雖も、直に之を施行するにあらず、其勅令施行の時期及其施行の場合初めて區となすの地は內務大臣之を定むる事となしたり。時に內地府縣に於て明治二十一年町制を施行して以來既に十年、自治團體各種の弊害著著として現出し、朝野政治家等漸く其前途を憂慮するの時代となり

し際なりしかは、北海道に自治制を施行するに就て其時機の尚早を論する者多く、北海道民中又其尚早を叫ぶ者あるに至れり、然れども既に其區制の發布ありたるを以て、道民中急進自治制の施行を希ふの徒は、速かに其實施時期を定むべきを內務省に迫る者多し、時に原長官に代りて福岡縣知事より轉じて新に長官となりたる安場保和は、大に行政機關を擴張して拓殖事業の發展を策すると共に、自治制施行を適切なりとなすの意見を懷き、道廳官制を改革して、內務部長を勅任とし、郡役所を廢して支廳を置き、支廳長の委任條件を擴張し、尚本道經營上國庫より一大補助を仰がんと欲し、大に政府に要求する所ありしが、松隈內閣既に辭職して第三次伊藤內閣となり、且つ政府と議會の衝突は連年益〻激甚を加へ、本道拓殖の大經綸に耳を藉すの暇なく、三十一年六月伊藤內閣辭し憲政內閣の成立を見るや、安場長官は其翌月遂に冠を掛けて去れり、續て杉田長官となりしも憲政內閣僅かに三箇月にして瓦解し、杉田長官亦其壽を同ふし、何等施設する所あらざりしが、三十一年十一月山縣內閣組織と共に、前警視總監園田安賢杉田長官の後を承けて十一州の尹鈴を帶ふるや、自治尚早論者の議を排して政府に進言する所あ

安場長官

行政機關の改革

杉田長官

園田長官

區制實施

り、遂に明治三十二年十月一日以後札幌函館小樽の三區に北海道區制を實施するの内務省令の發布を見るに至れり、茲に於てか我札幌區は明治二年始めて荊棘を闢きて市街の建設に著手したる最新都府たるに拘らず、他の先進都府に率先して本道に於ける自治團體となれり。

開市以來の大火

第三節　大火衰微、消防夫暴擧

其現狀

官治時代に於ける積極的諸經營は頗る札幌を繁榮ならしめ、二十三年の交に至り其全盛を極めしが、明治二十五年五月四日月明の夜午後九時頃より西南の烈風大に起りしに、會、南三條西四丁目服部文諸火を失し、札幌開市以來未曾有の大火となれり、時に札幌消防組の組織は僅かに三組獨逸喞筒三臺あるに過きず、其規律秩序亦今日の如く整備せず、猛火忽ち四方に延燒して殆んど消防配置の暇なからしめ、消防夫亦其獨逸喞筒を委棄し、分散して各其知己の急に赴き、有志裔然其委棄したる喞筒を動かして消防に從事する者あるに至り、曉天の頃に至り大通以北に飛火するに及んでは消防夫等疲勞其極に達し、又馳せ赴くを得ざりき、爲めに南三條北側より大通以南、新川通より西二丁目間は悉く烏有に歸し、札幌警察署、北海道每日新聞社亦類燒し、大通以北に於ては札幌創成、札幌女子二小學校、札幌地方裁判所同區裁判所等皆類燒し、其延燒戸數實に八百八十七戸全市街の約五分の一（二十三年末札幌警察署調査戸數四千二百五十二戸）を失ふ、而して其地域は皆全市中の首腦部に屬し、札幌商業繁盛の要地（當時停車場通未だ商業地とならず）なるを以て當時の混雜慘狀殆んど名狀すべからざるものあり、區役所は師範學校附屬簡易科小學校内に移り、札幌女子小學校は夏季休業を繰上げ、五十日間休業の上、道廳構内の倉庫を假校舍となし、机腰掛等を函館に注文し、六月二十五日に至りて開校し、創成小學校亦四十餘日休業の後渡邊萬治に貸與中なる第一分校を取戻して臨時校舍に充用したり、又燒失商家は此歳八月中島遊園地に北海道物産共進會開會の設備あり、區民既に協贊會を設け全國一般貴顯豪商及實業家等を招待するの企あり、商機の逸すべからざるものあるを以て、忽ち新築に著手したるが北海道廳は其改築に先立ち今回の大火は木造柾葺屋舍にして瓦石金屬等不燃質物の築造寡きを一原因となし、五月十五日を以て先づ家屋改良を告諭し、又同月二十八日衞生上に關

燒失區域

災後の狀況

物產共進會の設備と商家

家屋改良

衛生設備改良

し從來の構造を改め、厠圄は專ら不滲透質を以て造り下水は土管若くは厚板を以て造る等總て汚水の地層より井水に混滲せざる樣留意すべきを告諭したり、元來新開地の市街は其初に當り多く粗造なる假屋を作り、後之を改築するに暇なき者なるを以て多少の出火は却つて市街の體裁を改良し、且つ繁榮を爲すの基礎たりと雖も、二十五年大火の如きは此の向上的恢復を爲す能はずして、遂に市街の大衰微を來せり。加ふるに共進會は札幌市街に豫期の好果を結はず、北海道廳の經費は削減せられて新事業の起るものなく、鐵道諸工事は漸次竣工して、土木請負業者の減するや共に土方人夫の來る者なく、小樽港は明治二十二年特別輸出港となりて以來漸次隆盛に趨き、二十五年十月室蘭夕張線全通するや、小樽商人直接石狩原野に進入し來りて、又札幌をして石狩原野の中央市場たるを許さず札幌製糖會社は僞造株の疑獄起り其僞造社長伊藤祐之は當時第二部次長淺羽靖の推選なるを以て、靖官を辭して該社長に官選せられて、其整理の任に當りしも、信用失墜奈何ともす〳〵からざる等の事ありて、悲觀傳播區民日日に離散して二十六年には空屋實に一千餘戶を生ずるに至れり、恰かも明治六七年の衰微時代を再出したるの概あり。

市街の大衰微

大火の歲十二月十八日札幌消防組全部北門新報社及總代人岩井信六宅に闖入して暴行を爲し、道廳長官は屯田兵の出兵を要求し、全市亦皆警戒を爲したる事あり。其表面の原因は札幌區總代人會に於て總代人岩井信六當時の消防夫が毎年出初式に於て、重立たる富豪の宅前に梯子乘を演じ、纏頭を要するの弊を匡正するの論議を爲したるを北門新報其記事を揭載したるを以て、組頭笠原文司部下を煽動して此の暴行を爲し殿打創傷器物破毀等を爲したる者なるが、其裏面の眞相は當時北門新報と每日新聞と互に反目しつゝあり、北門新報が每日新聞主腦者と笠原文司の女子との艷事を摘發したるを含み、梯子乘事件に託して消防夫を煽動して此擧に出たる者と傳へらる、而して當時の札幌警察署長角田某又消防夫の暴行を寬過したるを以て非職を命ぜられ、暴行者は皆兇徒嘯集罪を以て國法に處せられ消防組の善後は阿部久四郎を擧げて組頭となし以て漸く秩序ある現今の札幌消防組の基礎を立たり。

消防組の暴行

表面の原因

裏面の眞相

第四節　日淸戰役中の札幌

區民と事變

明治二十七年日清戰役起り、陛下大纛を廣島に進め給ふ、事倉卒に起るにあらず、維新以後兩國の國際關係は不幸茲に至らざるを得ざりしなり、茲に於て我札幌區は、總代人對馬嘉三郎をして區民を代表せしめ、廣島大本營に遣して天機を伺ひ奉らしめ、二十八年二月十七日敵の海軍根據地たる威海衞の陷落するや、其祝賀會を豐平館に開き、又皇軍全捷を收めて媾和條約を締結するや、五月十九日直に其祝賀會を創成小學校内に開き、尚區長林顯三をして區民を代表して媾和奉祝書を京都の行在所に捧呈せしめたり、又屯田兵は廳治以來益々本道の各地に配置せられ其總數二十二箇兵村三十六個中隊ありて當時既に帝國の一大軍隊たり、先是二十四年三月諸兵を札幌に集めて輕川附近に於て大演習を施行したるが、戰役の起るや、二十七年九月屯田兵司令部の官制を改正し、副司令官及少佐參謀を廢して參謀長を置き、中佐淺田信興を參謀長に補し、初めて砲兵第一方面札幌支署及札幌陸軍經理部を置き十月北海道を第七師管區と定め、二十八年三月四日屯田兵を以て臨時第七師團を組織し、永山中將は師團長に、淺田大佐は參謀長に補せられ同日召集令の發布あり、總軍皆札幌に集り、其數實に四千を越ゆ、今の山鼻町にありたる山鼻

臨時第七師團

屯田兵も亦第一大隊第二中隊として出征せり。茲に於て札幌區民は三月十七日午前十時豫餞會を創成小學校内に催し宴席を豐平館に開く、來賓五百有餘名あり又軍人家族保護會を組織して出征軍人をして後顧の憂なからしめたり、而して第七師團は四月四日札幌を發し征清の途に上りしが、忽ち媾和談判結了し續て媾和條約の批準に會し、遂に實戰の地に赴かず、直ちに東京衞戍地より六月十三日空しく札幌に凱旋したるを以て、區民又中島遊園地に歡迎會を開きたり。又續て臺灣征討の爲め近衞師團の出征するや、屯田兵士官十一名を特派し近衞師團に從軍せしめたるに、轉戰數月を經十二月九日札幌に凱旋せしを以て又豐平館に於て盛大なる凱旋歡迎會を開きたりき。

軍人家族保護會

出征

凱旋

戰役中の金融

該戰役に於ける軍事關係は此の如くなるが、經濟關係に於ては大影響を受けたりき、其原因は内地府縣より本道に航海すべき定期船は皆政府の御用船に徵發せられ、唯僅かに函館青森間及函館室蘭間に小蒸汽船の往復あるのみとなり、爲めに日常需要の物質に缺乏を生じ、小包郵便二十六年二月初めて開始を以て其供給を仰ぐ者あるに至り、爲めに物價の騰貴を來たしたる事是なり。元來小樽大阪間の

物價騰貴

運賃定額は、當時百石九十一圓にして、郵船會社は其一割減社外船は二割五分を減ずるを定例とし、二十六年には其五割を減じ、大阪迄粕百石三十圓、東京迄二十四五圓の事ありしに、事變後百五十圓に騰貴したり、其後郵船會社更に外國汽船を購入するや、定額一割增に減じ、社外船又二十圓方引下げたるに、宣戰の布告後は此れ等の船舶悉く皆御用船に引上げられ、東京大阪敦賀地方等よりの運漕殆んど絶へ輸出入の途悉く杜絶したるを以て、米價其他は非常の騰貴を爲し、三井銀行第二十國立銀行兩支店等は荷爲替及貸出を引締め、金利は昂騰し、預金は引出方となり、殆んと金融上の恐慌を來さんとするの狀態に陷れり。此時に當り屯田銀行は十萬圓の資本金を二十七年七月に於て二十萬圓に增資し、又谷七太郎富益賴道等札幌倉庫組を組織し、屯田銀行及北海銀行と特約し、倉荷證を擔保として貸出を爲したる者、大に當時札幌の金融を助けたり。屯田銀行は明治二十四年六月二十四日の創立に係り先づ屯田兵十三個中隊の積金十三萬圓を資本とし、後年年增加して五十萬圓に至るを目的とし、特に屯田兵在籍者の外賣買所持するを得ざる者とし、頭取取締役監査役は屯田兵司令官の監督を受け、其株券は、屯田兵在籍者の

札幌倉庫組

屯田銀行

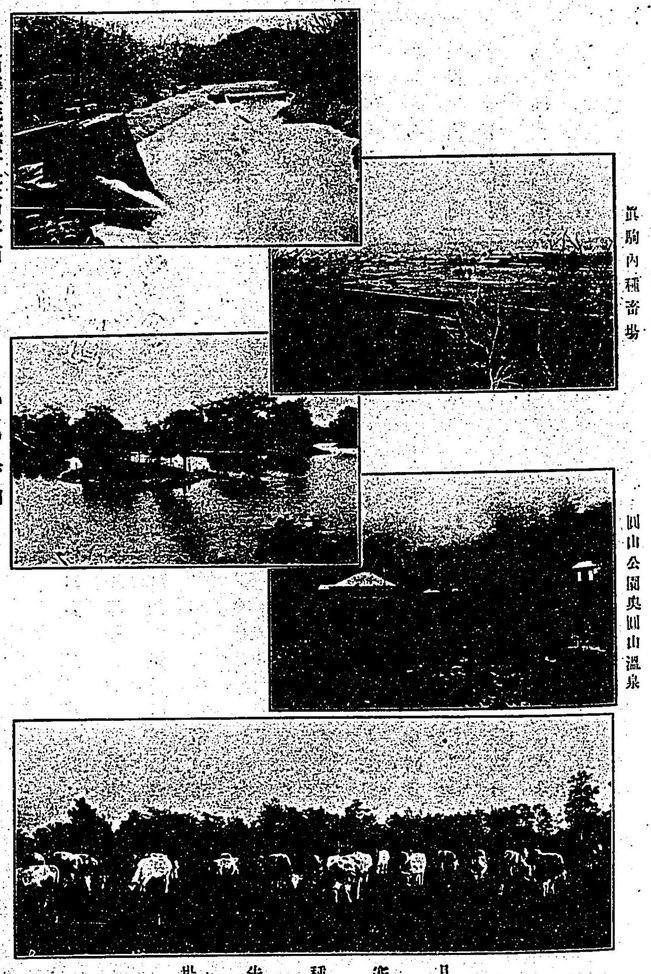

定山渓上流電燈會社水力取入口

眞駒內種畜場

中島公園

圓山公園與圓山溫泉

月寒種牛場

擇するものとなし、普通銀行と大に趣を異にせり。後株券は屯田兵將校及屯田銀行員も所持し得る事となし、資本金を十萬圓に減し、二十六年一月屯田兵司令官の監督を解き、株券は何人に限らず賣買所持する事となし、其組織を全く普通銀行に改め、他日を待つて漸次增資して植民銀行となすの計畫を立て、此に至り二十萬圓に增資せしものなるが、屯田兵の積立金は皆移住以來粒粒苦辛して蓄積したる者にして(二十三年十月新琴似屯田兵は、米價騰貴の爲め、兵士十數名暗夜中隊長の官舍を襲撃して實彈を發射し牢獄に投せられたる者あり)其兵士に當り、司令部之を許さゝる爲め、其蓄積の幾分の下渡を請ふ實戰に臨まずして凱旋せしと雖も、其粒粒辛苦の蓄積金は此の如くにして、戰役中に於ける札幌經濟界の危急を救ひたり。

第五節　戰役後の札幌

戰役中船舶の缺乏に原因したる札幌物價の騰貴は、平和克復して小樽入港の船舶復舊すると共に直に其悲境を脫したるが、戰後一般經濟の膨張及事業勃興の影

經濟の膨脹物價騰貴

日本銀行

貯蓄銀行屯田銀行

排水運河

上川鐵道開通

徵兵令施行

響を受け、再び一二割より五割の昂騰を爲したり。然れども其原因は戰時中の騰貴と異なるを以て、一般社會は益〻好景氣となり、其景氣に伴ひ資本の需要益〻增加せしと雖も、日本銀行は二十七年夏以來派出所を設置して商業手形の再割引を開始し、又二十九年四月には資本金六萬圓の札幌貯蓄銀行新に生れ、屯田銀行は谷七太郎頭取となり、二十九年七月其資本金を四十萬圓に增資して大に其業務を擴張したるを以て、資本は益〻潤澤なるを得たり、又北垣長官の創意なる石狩原野の排水運河は二十八年工を起し、馬追、夕張川間長二里半三里幅四間茨戸、發寒間長四里幅二間の排水運河を開鑿し、設計其當を誤り幾もなく舟楫を通せざるに至るて、三十年其全部を竣工し。砂川、旭川間官設鐵道又二十九年起工三十一年八月開通式を中島遊園地に擧げたり、時に代議士工藤行幹式場演說に於て歷代の長官を批評攻擊したるを以て永山中將は大に怒り部下を率ひ式半ばにして退席せり、又二十八年第七師團を本道に設置し、二十九年一月一日より先づ石狩、渡島、膽振、後志の四國に徵兵令を施行し、續て三十一年一月一日以後又

獨立大隊

北海道尙武會

北海道清語學校

參酒會社

其殘餘七國に施行し永山中將を第七師團長に補し、二十九年十一月獨立歩兵大隊を札幌に置き、月寒干城臺に新築中の第二十五聯隊兵營内なる獨立野戰砲兵大隊舍内に其本部を設け、十二月一日始めて新兵若干名を入營せしめたるが、之れ實に本道常備兵の濫觴本道徵兵の嚆矢にして。札幌區始めて其入營兵を出すや、豐平館に壯行會を開き後之を例とし、又二十八年十一月其戰役中組織の軍人家族保護會を廢し、北海道尙武會を設置して永續の方法を立てたり、又當時の北門新報社長中野二郎は戰後參謀本部長川上操六と前後して西伯利亞地方を巡視して歸り、私立北海露清語學校を札幌に設置し、通學生の外寄宿生を設け校費生を置き、又參謀本部及第七師團屯田兵司令部下士官の委託生を收容し、露國人、清國人を語學敎師とし又國際公法をも敎授し三十三年に至り閉校せしが、後日露宣戰詔勅發布の際該校に敎を受け露清兩國に散在したる者實に二十九名ありたりき、又工業狀態は札幌麥酒會社は二十七年植村澄三郎專務取締役となりしが戰後麥酒の需要大に增加せしを以て二十九年三月三十萬圓に增資し其販路本道を獨占し、內地に於ては東北諸縣、東京、靜岡、名古屋、大阪、神戶より中國、九州に亙り、海外に於てはコルサコ

製麻會社

ッフ浦鹽斯德釜山旅順大連牛莊天津上海馬尼拉新嘉坡に及び尚益其需要增加せしを以て三十二年再び六十萬圓に增資して事業を擴張せり又製麻會社は戰役中軍用織物の需要多く在庫品に至る迄賣捌きたるを以て二十八年百六十萬圓に增資し二十九年には亞麻四千五百町歩麻千五百町歩の栽培を豫約するに至れり又

製紛所

札幌製粉所は岡田佐助後藤半七の共同事業となりしが二十八年十月半七の專有に屬し二十九年米國ノーヱ會社より一晝夜二百石挽の新式製粉器械を購入し三十二年に至り北六條西七丁目新工場を增設し其原料品札幌近傍に於て缺乏せしを以て東京大阪地方より輸入するに至り又輿產株式會社札幌器械製造場札幌製絲場井硝子工場等皆其業務を擴張し谷倣炭製造所新に設置せられて宮城秋田諸礦山に其販路を求め又二十九年三月には資本金五萬圓の札幌電燈株式會社の設置續で北海道木材株式會社資本金十五萬圓札幌精米株式會社資本金三萬圓(魚印株式會社資本金二萬圓北海道牧畜合資會社資本金二萬二千圓北海道介立會社(資本金一萬圓後藤合名會社資本金二十萬圓札幌酒造合名會社笠原組資本金四萬圓)大倉組札幌支店共成株式會社札幌支店等の設立あるに至りしが獨り札幌製糖會

製糖會社

其他諸工業

社は役員其人を得ずして會社の信用失墜し農民甜菜を栽培せず二十八年より臺灣及ジャワ島より粗製糖を輸入して再製せしも戰時運賃騰貴收入相償はず且つ一年中其製糖時季僅に一二週間に過ぎざるに至り遂に道廳の利子補給期限の滿了と共に解散せしが全國一般の戰後企業熱は漸次其反動を生じ先づ有價證券の暴落となり續で信用の動搖となり漸く金融困難の時代を現出したるが其影響三十一年に至り一時札幌の物價に大騰貴を來さしめたりき。

帝國植民範圍の擴張

第六節　諸般の設備

過度時代に於ける札幌は先つ二十五年の大火あり續て日清戰役に際會したるが戰後帝國の南方に於て臺灣島の新領土となれるあり帝國の拓殖事業を本道に於て獨占するの時代は既に過ぎ新に設置せられたる拓殖務省は南部局及北部局を兩立し時人臺灣を以て帝國の南關となし本道を以て北關と稱する時代となり一般社會の趨勢は重に外に向つて發展するの氣運を生じ政府の方針又南を重視して漸く北を輕んずるに至りたるも本道拓殖の趨勢は既に二十二三年の交より

動かすべからざるものありて、本道に對する移民及起業熟の勃興漸次旺盛となり、札幌市街も亦此際種種の發達設備を爲し漸く自治時代に入るの素を爲せり。

租稅の變革

租稅　一部若くは全部の負擔を免せられたる租稅中地租は明治五年の開墾地收稅規則及北海道土地賣買規則の免除期限漸次滿了して有租地となり、醬油稅則は三十二年二月法律第二十五號を以て改正せられ、菓子稅則は二十九年三月法律第三十三號營業稅法施行と共に廢止せられ所得稅法は三十二年二月法律第十七號を以て改正せられ、三十四年度より一般に實施し、日本坑法鑛山借區稅は二十三年九月法律第八十七號鑛業條例を以て、酒造稅則及醬麹營業稅則は三十一年十二月法律第二十三號を以て何れも府縣一般の負擔を受くる事となり、唯地方稅則のみは開拓使の布達を遵守して自治制の施行を待てり。

區費

區費　區町村費を以て支出すべき費目は明治二十年以來三十二年に至迄(一)會議費(二)區町村費收扱費(三)區町村費滯納處分費(四)土木費(五)敎育費(六)敎育補助費(七)衞生及病院費(八)警備費(九)基本財産造成費(十)勸業費と定められたるが、其賦課方法は二十四年三月以來總代人通常會に於て、地價割は地租一圓に付一箇年十四錢を賦

賦稅標準

課し、營業割は諸營業者の商ひ高及收入高を標準とし、之を二十五等に分ち豫算總賦課額より地價割賦課額を控除し、其殘額十分の四に賦課し、戶別割は各戶使用の建物坪數を標準とし、市街の地位を四級に分ち、更に其級內に於て建物坪數に應じて十二等に區分し、總計四十八等とし、豫算總賦課額より地價割及營業割を控除したる殘額を賦課する事としたり、又工事關係地主戶別割なる特種賦課法を設けたるか、其性質は明治二十四年下水開鑿に際し一時借入支辨したるを二十八年度迄毎年二千八百圓宛償還の見込を以て、其半額は下水布設區域內の民有地地價金、其半額は布設下水地積を賦課の標準としたり、而して此等區稅の區民負擔額は二十五年度一戶平均二圓一錢最多額二百四十八圓八錢三厘最少額十九錢一厘一人平均四十四錢五厘にして、二十二年度の一戶平均六十一錢五厘、一人平均十五錢一厘に比せは約三倍の增加をなし、其增加に伴ひ三十年には新に不動產收得割の新稅を設け、又翌年段別割を新設あり、又區費總收支を二十二年度二十五年度及三十一年度を對比すれば、二十五年度は二十二年度に比し二倍餘となり、三十一年は二十五年に比し約三倍弱の增加を爲せり。

工事關係地主戶別割

一戶平增額

區費收支比較

收入ノ部

科目	二十二年度 円	二十五年度 円	三十一年度 円
財産ヨリ生スル収入	—	二五、三二三、七二三	六、八四六、七〇〇
雑収入	一〇、五〇〇、七八八	—	五〇、九四三、五〇〇
國庫補助金	—	一、四五六、六九八	三、〇〇〇、〇〇〇
前年度繰越金	六六六、一四五	八、六九二、〇三五	一、五一二、〇〇〇
區費賦課額	四、八三二、七九〇	三五、四七二、四五六	三〇、一六九、八七六
合計	一五、九九九、七二三		九二、四七二、〇七六

支出ノ部

（經常部）

會議費	七一、二四	八〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
區費取扱費	—	三八四、〇〇〇	八九〇、〇〇〇
區費滯納處分費	—	一二、〇〇〇	五、〇〇〇
土木費	一一七、六三九	五〇六、二〇三	八、七五六、四六六
衛生費	一三二、〇〇八	一三一、九〇〇	六八三、八〇〇
病院費	—	一八、九三五、〇六〇	三三、四七二、二二〇
教育費	九、七一一、五五七	八、四二九、三五〇	一八、九八八、三六〇

教育補費	—	二、九九六、九一九	四、〇一四、一五〇
醫備費	—	—	三〇〇、〇〇〇
救助費	—	—	二、九八六、一八〇
基本財産造成費	—	—	五、五〇七、六六五
財産管理費	—	—	三、六〇〇、〇〇〇
諸税及負擔	—	—	五〇、〇〇〇
次年度繰越金	二七一、一六二	—	四、八四一、一九三
合計	一三、三〇〇、四〇九	三〇、六三一、二六三	三五、四七二、四五六

（臨時部）

土木費	二、六九九、三一四	二、二〇五、三〇〇	三六〇、〇〇〇
衛生費	—	四七、四五〇	四、一八一、七六〇
病院費	—	—	二一三、五二五
教育費	—	—	三、九三六、〇〇〇
公債金償還	—	—	四五四、五五〇
雑支出	—	—	一八五、四〇〇
諸備費	—	—	—
合計	二、六九九、三一四	二、二五二、七五〇	七二、二一四、〇八一
總計	一五、九九九、七二三	三二、八八四、〇一三	九二、四七二、〇七六

豐水學校

創成高等小學校

女子高等小學校

北鳴學校

區立中學校

教育　札幌の教育地たるの地位は此時代に於て形成せられたる者にして、大火の時燒失したる札幌創成小學校及札幌女子小學校は何れも二十五年十一月其新築校舍を竣工し、創成小學校第二分校も亦二十六年四月豐水學校と稱して獨立し、翌年十二月に至り、兩陛下の御眞影を下賜せられたるが、二十九年十一月には創成高等小學校を南三條西七丁目に設置して其開校式を擧げ、又三十二年九月には札幌女子高等小學校を新築して開校式を擧げたり、又當時中學程度の學校として私立北海英語學校ありしも農學校豫科に入るの豫備に過ぎざるのみならず、校主に非違の事ありて豫期の功程を收めず、又時習館速成學館等同種の校舍あれども其組織完然ならず、農學校に豫科あるも本科に入るの階梯に過ぎず、小學校高等科を卒ゆる者漸次增加するに拘らず當時本道に於て敎育程度低下論の行はれたる際なりしを以て、未だ廳立尋常中學設置の計畫なし、時に二十四年九月堀基率先資を投じ、北一條西三丁目に北鳴學校を創立し農學校敎授新渡戶稻造に其の敎務を囑託したるが、入學生徒頗る多く前後四五百名に達せしが、明治二十八年四月に至り廳立尋常中學校の設置あり、北鳴學校は同時に廢校し、尋常中學校は先づ其校舍

生徒の雪中行軍參觀

師範校の失火

師範校舍の新築

を襲用して同年七月より授業を開始し八月新築校舍に移轉し、十月十九日を以て開校式を擧げたり、校長は始め矢島錦藏之に當り、翌年六月休職を命ぜられ、七月淺井郁太郎校長となり、三十年四月淺井校長辭職し、左乙女豐秋其後を承け三十二年に至る迄卒業生を出す事三回其總數四十七名に達せり(三十二年一月二十日獨立歩兵大隊等の雪中行軍參觀の爲め、矢島校長外職員九名生徒二百十八名を引率しインカルシベ山に登り、歸途軍隊と共に雪汀を爲し、誤て峻坂懸崖に陷り、生徒中に死者一名重傷者三名を出せり)。北海道尋常師範學校は二十四年十二月十二日火を失して、本校及附屬小學校を燒失したるを以て、南二條西五丁目の札幌區役所跡及町會所或は南三條西七丁目の創成學校第一分校等に轉轉し、明治二十七年九月一日南一條西十五丁目の新築校舍に移轉せり、該校舍は元綿羊場敷地跡五萬五百十七坪八合三勺內に建築したる建坪千九百九十坪の二階建にして、其工費三萬九千四十一圓四十六錢三厘を要し當時全國に於ける師範學校中最も宏壯なる設備にして、寧ろ其宏壯に過ぎたるを非難する者ありき、校長は山名次郎の後茨城正收校長心得を經て二十五年清川寬校長となり、二十七年清川校長文部屬に轉じ、色

師範學校令改正

勅語誤讀

農學校存廢論

土木工學科增修科

校舍改築

川圀士校長となり、二十八年辭職大窪實其後を承、三十二年六月に至り道廳視學官に轉任し、岡本常次郎校長となれり、此間卒業生を出す事二十四年より三十二年に至る迄、總數本科百五名、簡易科五名、小學校教員講習科(二十八年設置)四十七名其生徒定員は二十六年より約百名とし、三十一年よりは毎年二十餘名の卒業生を出すを得る事となし、校舍寄宿舍教員官舍等を新築又は增築し、三十一年四月一日より改正師範學校令により北海道師範學校と改めたるが、二十七年中清川校長勅語奉讀式に於て勅語の文字を誤讀したる爲め、教員生徒間に其不敬を憤る者あり、校外の有志新聞紙等亦之に聲援して、頗る紛擾を極め遂に校長教員の交迭生徒の退校處分等を行ひたる事あり。又札幌農學校は橋口校長の後佐藤昌介校長心得より校長となりしが、井上毅文部大臣の時同校の存廢論又起り、兵學科を廢し、縮て二十九年工學科及豫科を廢したりしが、此間同校財産は、二十八年に於て同窓會所有財産全部の寄附を受け、又二十九年富良野の内一千萬坪の付與を得て共に之を同校維持資金に編入し、三十年に至り又土木工學科を置き、三十一年豫修科を設け、三十二年に至り二箇年繼續事業として校舍を北八條西六丁目に改築するに決し、六月十三日

農藝科

森林科

スミス女學校

遠友夜學校

幌南學校

起工式を擧げ、農藝傳習科を農藝科と改め、學修年限二箇年を三箇年とし、農事に關する中等教育を授くる所とし、教授定員を十一人助教授を十五人に增加し、文部省直轄學校中其順位を女子高等師範學校の次に置き、又新に森林科を設けたり、卒業生二十四年より三十二年に至る迄農學科百二十一名、工學科十六名兵學科十八名農藝傳習科百七十二名を出せり。又スミス女學校は二十四年高等普通學科を設置し、二十六年に至り始めて卒業生二名を出し、北三條西一丁目なる北海英語學校の校舍敷地を購ひ增築し移轉の後北星女學校と改稱して幼稚園を廢せり。又二十七年新渡戸稻造有志と謀り大島金太郎赤井直吉伊藤肇其局に當り遠友夜學校を起し、每週二回貧民兒童及晚學子弟に、普通學科其他看護法禮式茶湯裁縫等を教授し、漸次其回數を增し、每夜一時間宛となし、三十年に至り喜多島慶次郎校舍を寄附したるを以て制度を改め高等尋常小學校と略同一の課程を定め、每夜二時間を教授し三十二年に至り第一回卒業生を出したり又幌南學校は山崎孝太郎三十二年中島遊園地内の地所貸付及開拓使時代の長官邸丸太組家屋の拂下を受け、貧民の子弟を收容し學校用具等をも給與して慈善教育を開始せり(後三十七年閉校せ

給仕教育會

しが其間生徒前後三百餘名に達す、又明治二十八年十二月北垣長官は林文次郎をして北海道廳給仕教育會なる者を組織せしめたり、其方法は北海道廳に於て購入する郵便切手類の利益五分の內三分を寄付せしめ(二箇月七八十圓乃至百五六十圓)之を其校費となし、參事官小野德太郎會長職に當り、尋常中學程度の國語算術作文習字を教授せしが頗る好成績を收め、安場長官の時、北五條東三丁目官有地千八百坪を金二百圓にて拂下け其基本財產に充てたり。

札幌神社
三吉神社

宗教　札幌神社は二十六年官幣中社に昇格し、三十二年七月又官幣大社となり、三吉神社は三十年二月鄉社に昇格し、境內地域を增加し奥殿を改築したり、又佛寺に於ては山鼻本願寺別院は二十五年本堂及諸堂を新築又は修繕し、三十二年又僧侶詰所等を建築し。本派本願寺別院は二十八年本堂並梵鐘堂を改築し、三十一年對面所御殿庫裡等を新築し、中央寺は二十五年中其殿堂を南七條西二丁目に新築して移轉したり、又十七年四月大谷玄超寺號公稱の許可を得て十九年四月建築落成したる淨土宗新善光寺は二十六年堂宇を變更增築し、三十年更に南六條西六丁目に移轉增築の許可を受け、又兒谷玉鳳二十二年十二月一寺創立の許可を得て設

山鼻本願寺別院
本派本願寺別院
新善光寺

成田山新榮寺
北海寺

立したる眞言宗成田山新榮寺は二十四年堂宇建築落成を届出で又二十五年高野舜全日蓮宗本成寺派北海寺を建立したるが其始め僅に植民地的假小屋に過ぎざりし者茲に至つて漸く寺院殿堂の形を具備したり。又基督教徒も僅に札幌獨立基督教會あるに過ぎざりしもの、漸次其宗派會堂說教所等を增加し三十二年にはハリスト正教顯榮會堂、札幌天主公教會、札幌組合基督教會、札幌美以教會、日本聖公會等あるに至り、又大成教蓮門分教會、大社教大靈教會、敬神教會北海道分教會、金光教北海小教會所等の神道說教所の設立あるに至り、各宗教皆其布教に力むる所ありて頗る活氣を帶びたり。

基督教會
神道教會

札幌病院

病院衞生　區立札幌病院は二十四年一月北一條西八丁目の新築家屋に移轉し、院長グリン、副院長屋代醫學士等引繼ぎ其職に在りしが、二十五年屋代副院長辭任して醫學士關場不二彥醫科大學より招聘せられ續てグリン滿期後高田甕、伊藤隼三、三角恂荒井保吉、北畠孝夫、柴田長道等の醫學士相續いて辭任交迭して院長又は副院長となりしが、二十六年五月賄制度を改め請負を廢して直扱となす等漸次種種の改良を爲したり、又私立病院醫院等も此時代に入りて開設する者多かり

北長病院

しが就中二十六年中關場醫學士の設置に係る關場醫院は二十七年北海病院と改め、三十一年又北辰病院と稱し、其患者數區立病院に讓き、其外科手術數は遙に之を凌駕するに至り、其他土屋病院、明治病院、島田病院、同明堂眼科病院、俣野眼科病院、其他荒井、三角醫學士等醫院を設くる者等區內に於ける醫師總數三十一人藥劑師五名(三十二年現在あり、又衞生組合は三十二年三月道廳訓令に基き十六組合を設け其組合規約を設けたるが其組合區域は左の如し

私立病院

衞生組合

第一衞生組合　創成川以西大通南側一丁目ヨリ四丁目迄南一二條一丁目ヨリ四丁目迄
第二衞生組合　創成川以西南三四條一丁目ヨリ四丁目迄
第三衞生組合　創成川以西南五六七條一丁目より四丁目迄
第四衞生組合　創成川以西大通南側五丁目ヨリ七丁目迄南一二條五丁目ヨリ七丁目迄
第五衞生組合　南三四條四五丁目ヨリ八丁目迄
第六衞生組合　南五六七條四五丁目ヨリ八丁目迄
第七衞生組合　大通南側四八丁目以西南一二條四八丁目以四一四
第八衞生組合　創成川以東南一二三條各町
第九衞生組合　創成川以東南四五六七條各町
第十衞生組合　創成川以東大通北一二三條各町
第十一衞生組合　創成川以東北四五六七八條各町
第十二衞生組合　創成川以東大通北側一丁目ヨリ十丁目迄北一二三條一丁目ヨリ八丁目迄
第十三衞生組合　創成川以西北四五六條一丁目ヨリ八丁目迄
第十四衞生組合　北七八九十十一條四一丁目ヨリ八丁目迄
第十五衞生組合　北一二三四五條四十丁目ヨリ以四
第十六衞生組合　中島遊園地一四

赤十字社

慈善事業　赤十字社事業は當時本道は植民地の故を以て人民の捐金は一切見合せ居たるに拘らず、二十年既に北海道委員部を設置し、二十五年八月始めて區內に赤十字幻燈を開きしが、翌二十六年既に全道に於て其社員一千名に達したるを以て先づ札幌支部を置き、續て之を北海道支部と改め、七月十二日第一回總會を開き總裁小松宮殿下伏見宮殿下の臨場あり、社長子爵佐野常民亦來會し、二十八年日清戰役には篤志看護會員六名を上京せしめ、又看護婦生徒寄宿舍を建築して其養成に著手したり、又二十四年新渡戶稻造有志と圖り出獄人保護會なる者を設立したる事あり。

出獄人保護會

各官衙　廳治時代の始め札幌に於ける官衙は屯田兵司令部札幌地方裁判所及

北海道廳
第七師團
聯隊區司令部
裁判所
鑛山監督署
御料局支廳

區裁判所等を除くの外皆道廳所轄なりしが漸次官制の改革あり、自治時代に入るの頃北海道廳は內務部植民部警察部の三部に分ちて地方拓殖行政を掌りしが、過渡時代に入りて各種の官衙續續設立せられて、札幌は全道所轄の各種官衙の集中地となれり、屯田兵司令部は二十九年第七師團の設置と共に廢止せられて屯田兵は其所轄となり、月寒村には獨立步兵大隊獨立野戰砲兵大隊獨立工兵隊札幌衞戍病院等設置せられ、札幌聯隊區司令部（大通西八丁目）、札幌衞戍監獄北七條西一丁目）札幌兵器支廠（南一條西十二丁目）等設置せられ、又札幌始審裁判所は二十三年十一月地方裁判所（北二條西三丁目）と稱せられ、二十四年八月所長本間季明福島裁判所長に轉じ、東京控訴院判事高野孟矩其後を繼ぎ、續て黑田英雄所長となり、區裁判所又地方裁判所と同構內に在り札幌鑛山監督署は二十六年十月一旦廢せられたりしが、二十九年四月再ひ設置せられ、御料局札幌支廳（北二條西一丁目）は明治二十三年創設にして、全道に亙る二百萬町步の御料林其他本道內の御料財產を管理し、又別に同廳の札幌出張所を區內に置きたり、支廳長は始め山內德三郎にして、後田町與三郎、佐々木陽太郎之に代り、北三條果樹園（園山養樹園等は當時其經營する所なり

稅務管理局
憲兵隊
區役所
北海道經濟協會
博物學會
史學會
人類學會

き、札幌稅務管理局（北四條西七丁目）は明治二十九年官制改革により北海道廳に委任せし徵稅事務を分離したる爲め設立せられたるものにして、司稅官大谷順作其署長にして、札幌稅務署も同時に設置せられ川又忠元署長たりき、又第七憲兵隊本部（大通東一丁目）の設置あり、札幌電話交換局（大通西二丁目）は三十二年七月開局せり。又札幌區役所は廿五年大火燒失後農學校寄宿舍に貸與中なる南二條西五丁目の舊廳舍に移轉せしが、二十六年六月又大通西三丁目の新廳舍（藤井磯平請負工費三千九百八十七圓四十八錢六厘）に移轉せり。

學會團體組合

一社會的及學術上の協會は、此時代に於て續續札幌に設立せられたり、北海道經濟協會は明治二十四年五月佐藤昌介新渡戶稻造阿部宇之八等之を設立し、佐藤昌介會長たり、北海道事情一班第一卷を出版す、札幌博物學會は宮部金吾神保小虎、松村松年等の發起により二十四年一月設立し、宮部金吾會長たり（後和洋兩文の會報を發行す、又札幌史學會は新渡戶稻造、永田方正、白野夏雲、河野常吉、高岡熊雄發起となり、明治二十五年設立し新渡戶稻造會頭たり、二十九年札幌沿革史を刊行す、札幌人類學會は明治二十九年開場不二彥北辰病院內に設立し、每月之を

同院內に開き、あいぬ醫事懇談を出版す、其他札幌農學校內に農學會、かめら會、植民研究會、學藝會等の設立あり、又北海道敎育會は、二十四年三月大槻吉直山名次郎等の發起に關り、三十二年社團法人となり雜誌を發刊し又夏季講習會を開會し、大日本體育會北海道支會は三十一年開場し、劍術、柔術、銃銷術を敎授し、永山武四郎會長松永正敏委員長、泉法輪幹事長たり、其他北海道衛生會、札幌醫師會、北海道醫事衛生講談會、露語研究會、大日本武德會北海道支會、札幌遠乘會佛敎各宗聯合研究會、札幌婦人會、札幌偕行社等皆此時代に設立せられたるが、札幌在住者が各其母國鄕里の同鄕會、青年會、親睦會、新年宴會、忘年會等を開くの習慣も亦此時代に始まれり。又同業組合に於ては札幌藥業組合、北海道印刷業組合、札幌旅人宿組合、札幌牛乳搾取販賣業組合等亦此時代に於て設立せられ十八年中池田惣兵衛、笠原儀左衛門、本鄕嘉之助、柴田與次右衛門、發起の札幌酒造懇親組は、二十年に至り酒造組合となり、二十四年には同業者二十七名に達し、翌二十五年山形縣酒造業者の請願に對し反對運動を爲せり。

政治　植民議會設置請願以來、二十四年板垣伯爵河野廣中等政黨員の遊說あり、

同年五月北海倶樂部なる者設置せられ、又同年九月山崎孝太郎花村三千之助小鹽武吉等商業倶樂部を組織し、又三十年中田中清一、中西六三郎、村田不二三等北海道同志倶樂部を設立したりしも、區民は多く政黨を排斥し、政黨員の來るあれば、政黨員として之を歡迎せずして、個人の資格に於ける名士として歡迎するを習慣と爲したりしが、三十年五月北海道區制の發布せらるゝや、一般地方自治制の施行及代議士選出の期近く來らんとするを以て、漸く札幌に政治的活動を見たり、三十二年七月憲政黨總務委員星亨及黨員井上角五郎、菅原傳等來り本道內の黨員等と大黑座に大會を開き、札幌支部を設置したりしが、之れ札幌に於ける政黨組織の嚆矢なり、淺羽靖を支部長とし、大河原文藏、山崎孝太郎、西村皓平、花村三千之助土居勝郎を幹事となし、別に評議員三十名を置きたるか當時其大會議に於て決議したる政治問題は(一)北海道代議士選出の件(二)北海道地方制度の件(三)官設植民鐵道敷設期限短縮の件(四)函樽鐵道速成の件(五)炭鑛鐵道幹線國有の件(六)北海道沿海航路擴張の件(七)道路橋梁排水其他事業費繼續支出の件(八)本道治水の件(九)港灣修築の件(十)水害救濟費特別處分の件(十一)拓殖銀行速成の件(十二)漁業銀行法制定の件(十三)水產

新聞紙

札幌出生者

稅廢止の件(十四)教育制度の改善及擴張の件等皆本道に關する地方的問題なりしも當時未た著實なる區民の歡迎する所となるを得ざりき。

時に北海道毎日新聞の外、北門新報及北海時事の二新聞あり、北門新報は明治二十四年四月金子元三郎之を小樽に創立し二十五年札幌に移轉したるものにして、中江篤介、村上祐前後其主筆たりしが、二十六年岡田昌作の所有となり、續て中野二郎持主社長となりて改良擴張を爲し、小泉政以伊東正三前後其主筆となりて不偏不黨の政見を主張し、北海時事は淺羽靖、東武吉植庄一郎等數名の合資の組織にして村上祐其主筆となりて憲政黨の主張を鼓吹し、毎日新聞亦北海道主義を發表せしが共に六頁日刊新聞にして發行紙數相若き、三社鼎立の姿あり、讀者亦各其愛讀する所により黨を爲すの傾ありき。

第七節　土著永住心及區公職者

開拓使以來移住民の土著永住心は頗る之を奬勵したりしと雖も、其奬勵の局に當る官吏既に其心なく、其效果を見る能はざりしが、此時代に入りて自ら其發達を見たり。曾つて幼にして札幌に移り又は札幌に出生したる者漸次生長して社會

に出で、各學校の卒業生は同窓會を組織し、曾つて移植したる果樹花木等は漸次に生長して益、其美を競ひて、其果實を結び、四園の荊棘は鷄犬相應するの村落となりて幽鬱の境遇を脫し、中島遊園地及東阜園(明治十一年上島正東京堀切村の花菖蒲を植へたるに始まり、三十二年の頃花菖蒲萩等の外牡丹芍藥等三千餘株あり)偕樂園、岡田花園、博物館境内等は區民の遊覽場となり、豐平館以外見るべからざりし庭園は次第に私人の邸宅内に設備せられ、明治八年開拓使及福玉仙吉(上手稻移住者の植付けたりし、札幌神社構内の櫻桃及櫻は漸次其美を競ひ、毎年春季『圓山花見』と稱して之を觀賞する者群集するの習慣を作り、又明治二十二年新善光寺のイシカルシベ山麓より山頂に至る間に、三十三觀音を崇置したる者、漸次『藻岩登山』(山名誤傳)と稱せられ、春秋二季登山者多く、古來神靈ありと傳へられたりしイシカルシベ山は愈、靈地となり、二十四年伊藤一隆、土田政次郎等北海音樂會を設置し、鮫島直佐池の坊活花を敎授し、又吉見知彰は茶の湯謠曲先是明治十一年伊藤左膳會津實生流十七年柳金城加賀實生流を敎へたり)渡刈宗三は園碁將棋等新田佐美治は琴の敎授を開始せしが、皆漸次流行を來して、冬季閉居の寂寥を慰し、二十七

名刺交換會

年には松田壽三郎、大野四郎五郎、佐治爲治、磯部榮太郎等の發起により、新年名刺交換會なる新風俗を作り、墓地の改葬を期したる假墓標は漸次石碑に改められ、二十八年山鼻兵村は神田直太郎の主唱により御靈掛りの槻樹下に開村記念碑を建て、又十九年中杉戸大角等の發起によりて、北六條西八丁目に建設せられたる開拓記念碑は、三十二年大通西六丁目の逍遙地に移され、又初め新地移住の際敢て習慣行事等を行ふものなかりしが漸く衣食足つて禮節を知るの時代となり、社會慣習行事等を行ふに至り、自ら土著永住の觀念を生じ、精神的の札幌社會を建設せり、而して其間區當局者は區長辰野宗城二十四年三月在職一年九箇月にして非職となり、檜山郡長林悅郎之に代り又在職四年四箇月にして二十八年七月根室郡長に轉じ、增毛郡長林顯三之に代り又在職二年十箇月にして、三十年五月上川支廳長に轉じ、蔭山逸夫區長代理たる事十箇月にして、三十一年三月に至り鳥取縣東伯郡長村上先札幌支廳長となりしが、在職五箇月にして非職となり、三十一年八月福島縣參事官加藤寛六郎其後任となり、其在職中自治時代に入れり、又此時代に於て區總代人となりし者前後七十二名あり、其人名は

選擧區					
石川　正曳	池田　新七	後藤　半七	谷　吉三	高田　貞八	齋藤芳三郎
武林　盛一	大岡助右衛門	佐藤　金治	伊藤　長造	池田惣兵衛	立松寅之助
堀内龍太郎	新田織之助	笠原　喜助	高田梅次郎	笠原　文司	高瀬和三郎
若月　幸七	中村　雄隆	村山政五郎	久慈　勘吉	吉田松太郎	本郷嘉之助
對馬嘉三郎	森　源三	南部　源藏	大竹　敬助	奥田　貞平	山崎孝太郎
綱島右源太	村松　盛藏	藪　惣七	助川貞二郎	田中重兵衛	新田　由平
稻川　直養	藤村　胖	野原　昌三	村岡治右衛門	松山　直吉	長谷川榮助
後藤　慶二	水野　義郎	近藤　昇平	五十嵐久助	原田　彌彌	田中　養治
池田　新七	海保柳太郎	澤井市藏	立花　幸治	本間儀兵衛	渡邊　萬治
堀井　民三	宮所　廣吉	足立　民治	山本六三郎	宮前　九平	佐藤　倉吉
奥泉　濟吉	三浦逐之助	谷　七太郎	後藤銓太郎	柴田與次右衛門	澤口　永將
金　三穗	長谷川孝太郎	刀根孫四郎	龜田平三郎	水原　寅藏	牧野　平助

にして、其選擧區を七部に分ちたるが、其區域左の如し、

第一部　大通北各條西各條、南一條西一丁目。
第二部　南一條西二丁目以西各町。
第三部　南二條西二丁目以西各町。
第四部　南三條西二丁目以西各町。
第五部　南四條西二丁目以西各町、南五條以南各條西各町。

初期區長對馬嘉三郎　　現區長青木定謙

前區長加藤寛六郎

第六部　大通南一條南二條東各町、北各條東各町篠路通南二條西一丁目
第七部　南三條以南各條東各町南三條西一丁目。

第三章　自治時代

第一節　區制實施

區制實施
最初の區制
區制改正
市制との比較

明治三十二年十月一日以後北海道區制の實施により、我札幌區は自治の時代に入りて區吏に一紀元を開けり、始め明治三十年發布せられたる北海道區制の定むる所は、區長書記を官選とし、其處務規程は北海道廳長官の定むる所に據らしめ、唯區會を開設して區費を以て支辨する歳出入の豫算協贊權を付したりと云ふに過ぎず未だ以て完全なる自治制度と云ふべからず、因つて三十二年八月其實施に先だち其區制を改正し、區長書記の外助役收入役を置き區長の候補者及助役收入役は區會に於て選舉する事となし、府縣に實施する市制と略同一のものとなしたるも尚市參事會の設置なく、又其公民權の納稅資格は市制に於ては其市の負擔を分

任し、其市内に於て地租を納め若くは直接國税年額二圓以上を納むる者とあるに、區制に於ては區の負擔を分任し、其區内に於て地租年額五十錢以上を納め、又は直接國税北海道水産税とを合して年額二圓五十錢以上を納め、又は耕地宅地三町歩以上を所有する者とし、又其議員數は市制に於ては、人口五万未満三十人、五万以上三十六人、十万以上は五万を加ふる毎に、人口二十万以上は人口十万を加ふる毎に三人を増加し、六十人を定員とし、區制は唯人口五万未満は二十四人以下、五万以上は二十八人以下と定め、又市制は三年以内、假還の市債は、内務大藏兩大臣の許可を要せざる事とせしも、區制に於ては凡て其許可を受けしむる等の差異あり。然れども道民之を歓迎し、道廳は其實施準備委員を設けて過渡事務を處理せしめ其區別施行後區長就職に至る迄は札幌支廳長加藤寛六郎に區長事務取扱を命し、豐平館を選舉會場とし、同年十一月三十日より十二月二日に亙り、三級より順次二級一級の選舉を施行し、十二月十三日赤十字社北海道支部内に於て第一回區會を開き區會假規則其他緊要議案を議了し、區長候補者助役收入役及收入役代理者の選舉を爲したるに、區長候補者に對馬嘉三郎、森源三、谷七太郎、助役に石丸弘陽（北海道廳屬）

區會議員の選舉

第一回區會

收入役に河田保(區公民)收入役代理者に佐々木忠太郎(北海銀行支配人)當選し、其月二十一日區長は嘉三郎に裁可あり、又弘陽保忠太郎各區會所選の職に認可ありて皆就職し、松田壽三郎以下九名を區書記に任用して自治行政機關の組織を完了し札幌支廳廳舍内に區役所を設けて執務を開始せり。時に區會議員の定數は二十四人にして其選舉有權者は一級十二名、二級二十七名、三級二百七十六名ありて、其有權者中地租五十錢以上の納稅者百八十四人、耕地宅地三町歩以上の所有者十八人、直接國稅二圓五十錢以上の納稅者百八十一人なり、又其有權者の納稅金は一萬二十三圓七十六錢九厘内一級選舉人の負擔額三千四百八十四圓五十九錢八厘、二級選舉人負擔額二千二百三圓七十五錢二厘、三級選舉人の負擔額四千三百三十五圓四十三錢九厘にして、區民總人口三萬七千五百二十三人、其區有財産は備荒基本金五千三百六十三圓三十四錢九厘共有資金一萬七千百五十七圓八十八錢三厘、墓地資金七百七十四圓五十八錢八厘敎育資金一萬七百六圓六十五錢、病院資金四千百二十五圓四十一錢窮民救助資金三百四十六圓六十八錢六厘、此積立金合計三萬四千四百七十四圓五十六錢六厘にして、其他土地は區基本財産四萬六千四百八十六坪二合七勺及遊園地十三町五段二畝二十歩(時價十四萬九千三百十九圓)病院基本財産二萬二千九百七十坪(時價七萬一千五十六圓)學校基本財産一萬二千八百十五坪(時價八萬千六百圓)此合計三十萬千九百七十五圓、又建物に於て區財産時價八十圓病院財産時價四萬二千四百七十四圓學校財産時價四萬五千三百三圓四十五錢此合計八萬八千六百五十七圓四十錢總計四十二萬五千七圓一錢六厘あり。

行政機關組織

議員數と選舉有權者

區有財産

租稅負擔額

又租稅竝區費の負擔は三十一年度國稅十四萬三千三十二圓地方稅五千五百八十五圓、區費五萬二千七百九十圓の狀態にありたりき。

區吏員の交迭

後三十五年五月六日對馬區長衆議院議員候補者たる爲め其職を辭し、六月二十四日加藤寬六郎當時上川支廳長就職し、三十九年五月病を以て退職し、同年十一月二十日青木定謙(休職廣島縣警部長就職し、功役は石九弘陽三十八年十二月二十日滿期退職し、三十九年六月一日河田猪三郎(函館區書記)就職し、收入役は三十六年十月河田保病を以て辭職し、佐々木忠太郎其後を繼ぎ何れも今に及べり。又區吏員定數は初め書記十三人技手二人雇後書記補と改む)二十人なりしが、四十三年度以降書記三十人技手五人書記補二十五人に增加せり。

區吏員定員

區會議員定期改選

又區會議員は三十五年十一月三十八年十一月及四十一年十一月各半數改選を爲したるが、其定數は四十一年十月に至り三十八に增加せり、又常設委員學務委員、各種委員

常設土木委員等の名譽職を置きたるが、區制實施以來區會議員及其各種委員の職にありたるもの左の如し。

區會議員

三十二年十一月（總選擧）

（三級）谷　七太郎　足立　民治　益　頴道　笠原　文平
森　源三　劒馬嘉三郎　岩崎孝太郎　本鄕嘉之助

（二級）上野　正　大井上輝前　西田　守信　宮澤文次郎
田中重兵衞　藤井民次郎　嘉納久三郎　伊藤　辰造

（一級）大島喜一郎　花村三千之助　宇野　孝吉　新田　由平
南部源藏　本間國藏　久慈　勘吉　宮所　虎吉

三十五年十一月（定期改選）

（三級）谷　七太郎　土屋　轍　花村三千之助　齊藤　亨
助川貞二郎（補缺）　村田不二三（補缺）

（二級）後藤鉦太郎　安部腰次郎　奥　石太郎　吉田松太郎

（一級）大井上輝前正（補缺）　大島　六郎　五十嵐佐市　安齋　虎藏

三十八年十一月（定期改選）

（三級）阿部久四郎（補缺）　助川貞二郎　山崎孝太郎　村田不二三
大竹　敬助（補缺）

（二級）秋野幸三郎　遠藤　俊　奥山　角三　三島　常磐
山形卯三郎（補缺）

（一級）奥泉安太郎　藪　惣七　眞弓　虎美　藤井民次郎

四十一年十一月（定期改選）

（三級）阿由葉宗三郎　塚島由太郎　助川貞二郎　關谷不二彦
佐藤貞太郎（補缺）　大竹　敬助（補缺）　小川　二郎（增員）　石井峰太郎（增員）

（二級）池内與三吉　榮藏　相澤元次郎　佐々木源六
渡邊　直令（補缺）　安部腰次郎（增員）　高橋宗吉（增員）

（一級）宮村　朔三　永田　巖　成宮　多吉　前田庄治郎
松本丑之助（增員）　松尾留太郎（增員）

各種委員

（常設委員）

花村三千之助　本鄕嘉之助　足立　民治　山崎孝太郎　○藤井民次郎
○村田不二三　土屋　轍　○大竹　敬助　○奥泉安太郎　○小川　二郎
稻川　直養　○高桑　市藏　○杉山　友藏　三浦逸之助　奥山　角三
岩川　浦吉　石井峰太郎　大島喜一郎　○石川　貞治　○池田愼太郎

○印は現職者

札幌區史

（學務委員）

足立　民治　　宮部　賴道　　本郷嘉之助
奥泉安太郎　　○三島　常磐　　○眞弓　廣美
朝明　門吉　　千葉養次郎　　宮所　慶吉
齋藤　弘輔　　吉田　元利　　○小林　到
榎元　半兎

（常設土木委員）

本間　國藏　　嘉納久三郎　　久慈　勘吉
阿部久四郎　　奥　石太郎　　○高橋　宗吉
森田宇吉郎　　○遠藤石太郎　　宮永宗太郎
○成宮　多吉

（常設勸業委員）

大井上輔前　　安齋　虎藏　　山崎孝太郎
石川　貞治　　南部　源藏

（臨時水道調査委員）

○村田不二三　　○永田　慶　　○大竹　敬助
○本郷嘉之助　　○隅　土次郎　　○久保兵太郎

（傳染病豫防委員）

山崎孝太郎　　齋藤　亨
○阿由葉宗三郎　　吉田松太郎
○榎本　巖　　○米澤　理作
○小川幸太郎　　○鈴木　又衛
○安齋　虎藏　　道藤　俊
○宮村　朔三　　○松尾留太郎
五十嵐久助　　○隅　土次郎
末松　格平　　小川　二郎
○藤井民次郎　　○助川貞二郎
○大澁甚太郎

花村三千之助　　宮所　慶吉　　伊藤　辰造
相澤元次郎　　松尾留太郎　　前野　長敬
田中　宮治　　青木　浦造　　遠藤石太郎
米澤　長七　　渡邊　貞佳　　荒井清一郎
吉田松太郎　　助川貞二郎
大國　元助　　八木　敬道
内山金兵衛　　堤　敬治郎

第二節　北海道會及衆議院議員

區制の實施は當時本道中札幌の外函館小樽の二區に止まり、北海道全部の自治を得る能はざりしが、三十三年七月一級町村制（後三十五年四月一日二級町村制實施を實施し、續て三十四年三月に至り、北海道會法、北海道地方費法、北海道會議員選擧令、北海道地方費令等を發布し、其選擧區は全道を十七區に分ちたるが、札幌區は獨立選擧區として議員定數一人を選出する事となり、同年八月選擧の結果谷七太郎當選し、翌年五月其議員資格に缺くる所ありて失格し同月中西六三郎補闕として選出せられ、後第二期（三十七年）藤井民次郎、第三期（四十年）第四期（四十三年）共村田不二三選出せられたるが、七太郎は副議長に推選せられ、六三郎、民次郎は議長に推選せられたり、本道は此の如くにして既に地

方自治制度を施行し、本道の參政權に對する、明治二十二年發布せられたる憲法附屬法規定の要素を充たしたるが、先是三十三年三月發布の改正議員選擧法は、札幌函館小樽を各獨立選擧區とし、各議員一人を定員とし、舊札幌函館根室縣廳管内を各一選擧區と定め、其議員定數を各一人とし、唯其施行期を留保し置たりしが、三十四年に至り札幌函館小樽三區に其實施期を定め、三十五年八月十日の總選擧より之を實施する事となしたり、因つて豐平館を選擧會場となし、選擧施行の結果森源三當選して第十七議會に臨み、開會僅かに三日にして再度の停會より續て議會の解散となり、翌年三月一日總選擧には對馬嘉三郎當選して第十八議會に臨みしが是亦開會僅かに二十四日にして解散を命せられ、翌三十七年三月一日又總選擧を執行し、淺羽靖當選して第十九議會より第二十四議會に至る迄臨時通常の各議會に臨み、四十一年滿期となり、同年八月の總選擧に於て再び選出せられて第二十六、第二十七議會に臨めり。

衆議院議員選擧法

衆議院議員の選擧

第三節　選擧競爭及政治

札幌に於ける選擧の競爭は明治三十二年初期區會議員の選擧に始まれり、先是開拓使以來總代人其他各種委員等の選擧ありたりしと雖も、絕へて競爭的行爲あるなく、甚しきに至りては二三票の得點を以て自ら衆望歸する所の總代人を得るの狀態なりしが、區制實施前設置せられたる憲政黨札幌支部は夙に爭ふて其黨員の多數を區會に選出せしめんとするの意あり、茲に於て内地府縣に於て政治と自治とを混同し、政黨關係を以て自治團體の選擧競爭を爲し、自治行政機關を擧げて、政黨の機關たらしめ、遂に自治團體を腐敗せしめたる弊害の前轍を憂慮する者相會し、選擧の神聖を保つ爲め、札幌實業協會なる政社を組織し、對馬嘉三郎、森源三、足立民治、富益賴道、南部源藏其幹事となり、中野二郎、阿部宇之八等三十名を評議員とし、又安達要吉等六十餘名を委員となし、三十二年八月十五日を以て豐平館に開會式を擧げ續て選擧事務所を設けたり、茲に於て憲政黨札幌支部亦選擧事務所を設け、各其同志を集め議員候補者を起てしが、北門新報及北海道毎日新聞は實業協會の主義に贊同して主腦者其幹部に參與し、北海時事亦憲政黨の機關となり、兩派相岐れ頗る激烈なる選擧競爭を開始したりしが、其結果實業派は三級選擧に於て

選擧競爭の起原

憲政黨

札幌實業協會

區會議員選擧

七名を出し、憲政黨は一名を出し、二級選舉に於て實業派の推す所全勝を占め、一級選舉に至り兩派熟議を遂げ實業派五名憲政黨員三名を選出せしめて局を結びたり。

道會議員選舉

續て第一期道會議員の選舉ありしが、谷七太郎候補者となり、選舉前日に至り森源三を推選するものあり多少の競爭を爲したりしも、其爭激烈ならずして七太郎の當選を見たり、後七太郎の補缺及其二期道會議員選舉に際し、激烈の選舉競爭を以て區平和に害ありとなし、有志協議して競爭を避け、中西六三郎及藤井民次郎を選出したりしが、代議士選舉は初期以來常に激烈の競爭を爲せり、三十五年の總選舉は對馬嘉三郎、森源三の兩人候補者たりしと雖も、此時に當り、札幌新聞界の形勢は一變したり、先是北門新報は社長中野三郎北清に去つて金子元三郎の經營を經て、大河原文藏村上祐等數名の所有に歸し伊藤公憲政黨を基礎として政友會を組織するや、北海時事、北海道每日新聞、北門新報關係者多く政友會員たるを以て、三社合同の議起り合資會社を組織して北海タイムスと改題し、伊東正三別に三十四年六月日刊北鳴新報を起して不偏不黨の政論を主張し、木村秀實、坂本直寬等又北辰日報を起し、札幌實業協會は政社を解散して

代議士選舉

札幌新聞界の形勢

更に札幌同志會を組織せしが、茲に至り同志派及北鳴新報は嘉三郎を推し、政友會の一部は黨員の候補者なきを以て多く北辰日報と共に源三を推し、(北海タイムスは其態度を決せず)兩派共に政談演說會を開き頗る激烈なる競爭を開始せしが、其結果三票の差を以て源三の當選を見たり、又三十六年の總選舉は對馬嘉三郎淺羽靖、中西六三郎の三候補者あり、靖既に政友會を脫したりしを以て六三郎政友會の公認候補者となり、同黨員堀內賢郎等選舉應援として來り、又頗る激烈の競爭を爲したりしが、其結果嘉三郎最多數を以て當選し、三十七年の總選舉は淺羽靖對馬嘉三郎二候補者ありしも、恰も日露戰役の開始に際せるを以て、其競爭激甚に至らずして靖當選したりしも、四十一年の總選舉に於ては、政友會員阿部宇之八帝國黨員淺羽靖候補者たりしを以て、各政黨の主義を以て競爭を開始し、政談演說會を開き、政見を發表し漸く主義の競爭に近づきたるが、其結果靖の當選を見たりき、又競爭なき慣例を作らんとしたる道會議員選舉は第三期(四十年)の選舉に際し村田不二三及阿由葉宗三郎二人の候補者出でゝ競爭を爲し、其結果不二三當選せしが、第四期(四十三年)の選舉に當りては不二三、宗三郎二人又候補者となり、自治制施行以

道會議員選舉

區會議員選舉

區民の政黨觀念

政友會

中央倶樂部

國民黨

來最も激甚なる競爭を開始せり、始め第一期區會議員及第一期代議士選擧の競爭を爲すや、騎虎の勢選擧の神聖を汚す者あるを慮り、兩派の幹部等堅く守りて勝敗の爭を第二となし足立民治等主として其神聖を保つに盡す所ありたりしも、漸くにして其軌道を逸するの弊風を生せんとしたりしが、選擧期日間際に至り伊東正三理想の主義を發表して候補者の一に加はり、開票の結果不二三の再選を見たり。又區會議員の選擧は豫め有志大會を開き、候補者を豫選して聯合選擧事務所を設置し、其聯合派の選ぶ所を喜ばざる者別に之と對峙して競爭を開始するの慣習を作らんとしつゝあり。而して區民の政黨に對する觀念は、代議士選出以來漸次之と接近するの傾向あり、三十四年八月政友會總務委員尾崎行雄片岡健吉等來りて札幌支部の發會式を擧げ、又三十九年八月同會東北及本道大會を札幌に開き、同會總務委員大岡育造等臨席したり、又區選出代議士淺羽靖は中央倶樂部に政籍を有し立憲國民黨は四十二年中新に札幌支部を置き助川貞二郎福士謹吾等其幹事たり、然れども此等の政派は其政治を談ずる者多く本道に關する地方政治問題に重を置き、一般國政上の政治問題に接觸する事寡なし、唯僅に三十八年日露媾和條約

締結の際、其外交問題に激激して札幌座に反對大演說會を開きたる事あるに過ぎず。

新聞紙雜誌に於ては北辰日報は村上祐入社して北門新報と改題し幾もなく廢刊し、其他北政日報(上野貫一經營)新北海(村上祐入山祐次郎經營)札幌新聞(始め中西六三郎後山口正峻經營)北海めざまし新聞(柴田鐵吉經營)札幌毎日新聞(松實喜代治、東武、木下成太郎、田口源太郎等經營等の日刊新聞あり、又北世界(戸川水哉經營)札幌實業新報(佐々木鐵之助經營)郡新聞(大内古城經營)北海之實業(山本喜一郎經營等ありしと雖も、多く久しからずして廢刊し、三十四年に創立したる北鳴新報亦後北海道新聞と改題し四十二年一月に至りて廢刊し、今に至り尚刊行持續する者、日刊新聞に於て、北海タイムス及四十四年創刊の札幌毎日新聞の二あるのみ、雜誌に於て、北世界、札幌實業新報、北海めざまし等あるに過ぎざれども、北海タイムスは漸次發展し、仙臺以北唯一の大新聞となるに至れり。

第四節　日露戰役中の札幌

日露戰役と區史

明治三十七年二月十日露國に對し宣戰の大詔を煥發せられ翌年九月に至り平和克復の詔勅發布あり。此戰役は有史以來の一大戰役に屬し、其結果世界の形勢を一變したるが、明和安永の頃より天明寛政以來夙に露國に對する帝國の逆成に關係ある我札幌區史は、今此戰役に遭遇して頗る今昔の感に堪へず。明治八年千島樺太交換以來、露國は又我北邊に寇するなかりしと雖も、西伯利亞鐵道の開通と共に、其東漸の鉾を支那大陸南下の政策に轉じ、日清戰役後獨佛兩國と結んで三國干涉の一擧となりて、一旦我新領土たりし遼東半島を還付せしめ、自ら其地を租借して、永久的占領の經營に著手したるを以て、我帝國の發展と相容れざる者あり、遂に茲に戰端を開始するに至りたる者なるが、宣戰大詔發布の翌日、津輕海峽に於て商船奈古浦丸の露國の浦鹽艦隊の爲めに擊沈せられたるの警報あり、續て露艦同海峽に出沒して剽掠を恣にし、帝國艦隊は旅順仁川方面の戰捷に急なる者ありて、暫し其跳梁に委したりしが、此露艦出沒は札幌附近に於ては先づ小樽港に大影響を爲し、其餘波札幌に及べり。事倉卒に起り、露艦は勇威に乘じ、轉じて小樽港を砲擊せんとする者の如く傳へられ、同港の老幼婦女は皆相率ひて札幌に避難し、宛も

露艦の出沒

避難者の來札

維新以前文化年間曾て露艦の津輕海峽に出沒したりし際、千歲の地勇拂白老等東海岸地方の老幼婦女避難場となりしが如く、札幌は今や小樽方面に於ける西海岸の避難地となれり。時に北海道廳長官第七師團長共に東京に在り、警報傳はるや月寒第二十五聯隊は直に海岸監視哨及小樽港守備隊を急馳せしめ、北海タイムス北鳴新報は日夜數回の號外を發行して急を報じ、區民皆戒嚴せり。幾もなく長官師團長等皆歸道し、露艦亦久しからずして出沒するを得ざりしと雖も、當時奈古浦丸は小樽に回漕すべき米を滿載して擊沈せられ、小樽港の在米僅に十萬俵に過ぎざるを以て米價忽ち昂騰し、續て各種の物價皆騰貴し、銀行郵便貯金は取付に會し、一時殆ど商業取引中止の有樣なりき。

物價騰貴

動員令

先是宣戰大詔發布前、月寒聯隊の一箇中隊は、大尉鈴木重行引卒の下に、北清駐屯軍として山海關に在りしが同年八月四日動員令第七師團に下りたるを以て、同聯隊は直に特設部隊を編成して出師の準備を整へ、先づ札幌區民の重立たる者を招待して訣別の意を表したるが、十月に入り大阪集中の命あり。其月二十、二十一の兩日を以て札幌停車場を發して出征の途に上れり。時に該聯隊の主腦者は聯隊

月寒聯隊出征

旅順攻圍戰

長大佐渡邊水哉、第一大隊長少佐松本浩、第二大隊長少佐平賀正三郎、第三大隊長少佐三宅義住にして、出征後直に旅順攻圍軍に加はり、十一月二十六日松樹山砲塁の夜襲、同月三十日赤坂山の攻撃、十二月一日より五日に亙る二〇三高地及赤坂山攻撃、同月二十二日より翌二十八年一月一日に亙る旅順後楊樹溝東方高地及後三羊頭南方高地の戰闘等に參與し、旅順開城後は直に北進の途に上り、三十八年三月一日滿洲軍の最右翼に進出し阿司手附近の騎兵を擊退して之を占領し、三月四日岔臺附近の戰闘に參與し、三月七日轉灣橋、同八日小寒地を占領し、同十日北陵の戰闘に參加し、之を占領して始めて奉天の包圍を完了し、四月二日以後金家屯附近の戰闘、三字子附近の戰闘、獅子峪附近の戰闘等に參加中休戰の命に接し、續て凱旋の命あり。十月二十七日八字子及其附近の宿營地を撤して、三台子及其附近に滯在して戰後の諸整理を爲し、三十九年二月十八日宿營地を發し、奉天附近に宿營し、其月二十日を以て鐵道輸送を開始し、柳樹屯より丹後丸及第一琴平丸に乘船し、三月三日室蘭港に著し、三月四日午後より八日に亙り、全軍札幌に凱旋せり。此役渡邊聯隊長は二〇三高地に傷き、平賀少佐以下全隊を通じ死傷頗る多かりしが、旅順方面

滿洲方面戰闘

凱旋

聯隊旗の光輝

より北滿洲に亙りたる聯隊の健戰奮闘は、大に敵膽を寒からしめ、第三軍に奇功を奏せしむる事多く、渡邊聯隊長は旅順攻撃に於て、又聯隊は滿洲方面の戰闘に於て、各第三軍司令官の感狀を受け、以て大に聯隊旗の光輝を放てり。

維新以前文化年間、我札幌附近は、曾て當時の露寇に對し、樺太宗谷高島等戍衛の爲め派遣せられたる會津、南部、津輕及幕府軍隊の通過宿營地たりしが、此役に至りては、札幌は北海道より進んで敵地に至るべき出征軍隊の宿營地及通過地と爲り、月寒聯隊出征の外、尚北韓軍に屬したる植村少佐平野少佐引率の後備二箇大隊(屯田兵)は札幌に宿營する事四箇月に亙れり。而して當時札幌官民の後援奉公狀態は頗る盛なる者ありき。當時既に日清戰役後組織したる北海道尚武會なる後援團體ありと雖も、尚別に札幌奉公義會を組織し、區民全部を會員と爲し、當時の區長加藤寛六郎會長の任に當り、數十名の役員を置き出征軍隊の壯行、凱旋軍隊の歡迎、出征軍人家族及遺族の保護、慰問、生業扶助、出征軍隊慰問、遺骨出迎、戰死者葬儀參加等を爲し、日本赤十字社支部は救護班を函館旭川及青泥窪に派遣し、又病院船補缺看護婦十二名を派遣し、愛國婦人會亦活動し、道廳區役所其他各官公衙諸團體等皆

後援狀態

北海道尚武會

札幌奉公義會

赤十字社

壯行

相待つて後援に全力を盡せり。其出征軍隊の札幌を出發するに當りては、寒暑深夜を問はず、官民婦女殊に最下級の小學兒童に至る迄、皆札幌停車場に見送りて其行を壯にし、其出征中は時時慰問狀を送るの外、軍隊慰問の爲め薩摩琵琶師稅所篤彦有馬正彦を戰地に派遣し、又慰問袋を作りて各家隨意の慰問品を收め、之を集めて戰地に送り、又札幌座に演藝會を開き、其所得を奉公義會に寄付し、其遺族に對しては、常に慰問を怠らず、或は會社製造所と特約し、職工又は雇人と爲し、比較的多額の給金を與へ、又行商を奬勵して其得意先を周旋し、尙其生活困難なる者は奉公義會及尙武會に於て之を救護し、又遺骨到達の際は奉公義會は別に葬儀係を置き、葬儀料を贈りて其葬儀を營ましめたるが、其數四十六戰死者區在籍三十五人寄留者十七人に達せり。又別に致誠團なる者を組織し、其遺骨を合葬したる二回の聯隊隊葬を協贊し、聯隊凱旋の前日特に其戰死者の招魂祭を札幌練兵場內に營みたり。又其北韓軍の駐在中は皆各民舍に分營せしが、區民皆頗る之を厚遇し、又其國庫債券の募集あるや、區民爭ふて之に應じ、常に其應募額に數十倍するの盛況を呈し、又恤兵金を出す者あり。而して遼陽旅順奉天等の陸戰及海軍の捷報到る每に、祝捷

慰問

遺族救助

葬儀

駐屯兵厚遇

祝捷會

凱旋歡迎

會を開きて、假裝又は提灯行列を爲して、帝國と海陸軍との萬歲を祝せしが三十九年三月聯隊凱旋に當りては、區長以下區代表者數名をして室蘭港に歡迎せしめ、其札幌に凱旋するや、大通西五丁目の道遙地に假屋を設け、三日に亙り、各隊凱旋每に嚴肅なる歡迎式を催し、別に將校以上を豐平館に招待し、又區內出征軍人の凱旋者に對しては、別に記念時計を贈れり。又第二十五聯隊は、其凱旋後先づ豫後備を解散して復員の後、四月十七、十八兩日を以て、札幌練兵場內に戰病死者の爲めに、盛大なる大招魂祭を開きたるに官民遺族の參拜する者數萬人に達せり。後論功行賞あり、出征軍人其他官公吏新聞社代議士等皆之に與かりしが、後援事務に從事したる阿由葉宗三郎は金盃を下賜せられ、其銀盃及御沙汰書を賜はりたる者數からざりき。後四十年十二月札幌聯隊區管內出征軍人の戰病死者を屯田兵招魂碑に合祀し、之を中島遊園地內に移轉し、同時に其名を忠魂碑と稱し、尙其祭日を八月六日と改めたり。

招魂祭

論功行賞

忠魂碑

第五節　大火、洪水

曾つて札幌市街の商業主腦地八百八十七戸を燒盡したる二十五年の大火以來、

三十四年の大火

三十四年四月十八日昼、南一條西一丁目に火を失し、南に延燒して南四條に至り西一丁目二丁目間、二百三十四戸を烏有に歸せしめたる外、每年春四月より夏季に亙る間、僅かに小火災あるに過ぎざりしに、四十年五月十日午前二時南三條西一丁目共益商館の一隅に火を失したるに、會、南風砂を捲きて火勢を扇げ、後風位東南に變し、火流爲めに二派に分れ、一は西方に走り一は北方に延燒し、北は大通に及び西は

四十年の大火

西五丁目新川に達し、三百七十戸(坪數一萬一千三十二坪二合三勺)、內煉瓦、石造、土藏五百九十七坪五合木造一萬四百三十餘坪を燒盡し、二十五年の大火と殆んど同區域に存在する、札幌支廳、札幌警察署、札幌郵便局、北海銀行、北海道貯蓄銀行、帝國銀行札幌支店其他重なる商家の大厦高樓を烏有に歸せしめ、燒死人四名を出し、午前五時半に至りて鎭火せり、時に消防組織は二十五年大火當時に比して隔天の感あり、

燒失戸數と坪數

二十七年既に公立消防組と改め、組を部となし、第一部より第四部を組織し、三十一年には第五部及び蒸汽唧筒部を設け、三十四年には第六部を設け、三十九年蒸汽唧筒部を第七部と改め、札幌警察署長を總指揮官とし、警部巡査部長を指揮官付とし

消防組織

組頭向井次郎及各部長以下總員二百二十五名あり、蒸汽唧筒三臺獨逸唧筒四臺を備へ、其訓練技術又疇昔の比にあらず、又月寒聯隊將校の多數兵士を率ひて來り援るあり、明治三十七年以來實施の屋上制限は柾葺屋根減少して飛火の憂を寡からしめたる等、比較的小區域の延燒に止まりしと雖も、市街の發達に伴ひ、益、市街熱闇の要部に當るを以て、其損害高總計九十四萬四千百八十九圓(內家屋燒失損害高三十一萬九百五十九圓家財燒失損害高十四萬五千五百六十圓、商品燒失損害高四十四萬六千五百圓、休業其他に原因する利益損失高四萬五千百七十圓に達し、火災後半箇月區輸出(重に小間物荒物下駄金物類四割を減じ、輸入五割を增し、六月に入り復舊す)又各保險會社の損害高十三萬三千四百八圓二錢あり、災後札幌警察署は長官邸空屋內に、郵便局は時計臺家屋に、札幌支廳は道廳內に、貯蓄銀行は大通西六丁目に移轉し、北海銀行は燒跡に天幕を張り、皆直に其業務營業を開始し、區役所は創成尋常小學校及南三條西一丁目本願寺說敎所を以て避難所に充て、又炊出を爲したるも、細民寂きを以て翌日に至り之を廢して專ら其恢復善後の策を講じ、先づ地賃、物價及勞働賃銀騰貴の傾向を戒め、木材石材等建築材料供給の道を講じ、又北海

月寒聯隊屋上制限

損害高

恢復善後策

災後の狀況

道拓殖銀行に交涉する所あり、同行は當時家屋抵當の貸出を爲さゝるに拘らず、特に類燒者の新築家屋を抵當とし、其利率を五千圓以下ほ年一割、普通利子より一歩乃至二歩下、五萬圓以上九朱、五厘乃至一歩下五萬圓以上八朱に低減し、鑑定料を徴收せずして貸出を爲すの同情を表したり。

又家屋改良を圖り其建築上の注意理想圖十六葉を公示し、區有地貸付期限を改正延長して不燃質を以て築造する者は二十箇年、普通建物は十箇年、宅地以外の者は從前の如く五箇年となし、不燃質物建築者に對し、抽籤又は競爭に依らずして貸付するの優先權を與ふる等の政策に出でたるに、時恰かも未た戰後企業熱反動の初期に屬し、一般經濟の不況甚だしからざりしを以て木材家具類鐵板、亞鉛板等盛に輸入せられ、就中木材は日日五十臺の特別列車を以て輸入し、木挽場は火災前に比し却つて多少の割引を爲し、物價は一二品の外殆んど變動なく、唯勞働賃金に著しき騰貴を見たるのみにして、金融市場に及ぼしたる影響極めて寡く、災後火災保險の申込高著しく增加し、同年七月には既に、木造家屋を建築する者百八十棟、石造一棟、假建築三十四棟、建築中の木造家屋三十八棟石造土藏十三棟あるに至り、漸次

北海道廳燒失

家屋を增加し、之を火災前に比するに、遙かに宏壯なる建築物を有する市街を作り出せり。後四十二年一月十一日北海道廳廳舍又火災に罹りしが、是札幌開市以來の大建築の燒失にして失火より鎭火に至る實に五時間餘を費し、貨物書類を搬出せるのみにして殆んと消防に從事する能はざりき。

豐平川洪水

又札幌の開始以來、野火と共に、札幌の二大恐怖の一に算したる豐平川の堤防治水は開拓使以來頗る盡す所ありと雖、春秋の雨季に於て其堤防を破壞し、豐平橋を危ふする事一再に止らず、二十三年秋九月堤防を破壞し、市街數所に浸水し、後又三十一年秋九月豐平橋架橋工事中の古橋を危ふし、其假橋を流し、又堤防を破り、東橋を下流二十間に流下せし事ありしが、

四十二年の洪水

四十二年四月七日の春水は其出水八尺五寸の增水を示し、鴨鴨水門上流屠殺場附近の堤防を決潰し岐れて二派となり、一は西に走りて山鼻町西屯田に達し、舊河床を沿ふて圓山村に至り、一は舊河床を沿ふて鴨鴨水門の南に達し、西折して鴨鴨川西隣の小川に注ぎ汎濫して鴨鴨川下流に注ぎ鴨鴨川第二水門、創成川第三、第四の水門をも破壞し、南四條以南、西三丁目以東に於て、床上四十八戶、床下百九十七戶に浸水し、尙進で大通以南東一丁目二丁目及舊

浸水家屋

膽振川河床に沿ふて北流して大通以南西一丁目二丁目の各所を浸水し、其他北七條西二丁目に至り、床下百戸の浸水を見たるが、當時浸水區域及其戸數は左の如し

床上浸水　南一條四一丁目十一戸南四條四二東四丁目十戸南五條四二東二丁目二十六戸南六條四二四三東三丁目十五戸南七條東二四一四二丁目三戸合計六十五戸

床下浸水　北五條四二東一丁目三十戸北四條東三四二丁目十五戸北七條四二丁目百戸北八條四四丁目三戸大通東一丁目十三戸南一條四一丁目十一戸南二條四一二丁目四十四戸南三條四一二丁目東一四五丁目四十四戸南四條四一西二丁目東一丁目より東五丁目迄百三十七戸南五條四二東一東二丁目五十二戸南七條四一四二四三東二丁目五十七戸合計五百四十三戸

豊平橋の墜落

其總數六百八戸に達し、明治十五年以來の洪水なりしも、警察官、區吏員等堤防決潰の現場に急馳し、徹宵應急防禦に從事したるを以て、直ちに減水して損害の多大なかりしと雖も、豊平橋は爲めに其基柱を破壊して用ゆべからざるに至り、其下流に假橋を架し、直ちに復舊工事に著手せしもの亦工事中翌四十三年の秋水に會し全く流失したり。

第六節　市街の發達及施設

人口の倍加

札幌市街は自治時代に入りて後長足の發達を爲したり、自治制を始めて施行したる明治三十二年末に於て、其人口僅かに四萬五百七十八、其戸數亦七千九戸に過ぎざりしに、四十三年末現在に於ては實に人口八萬八千八百四十一、戸數一萬四千九百四十五に達し、人口に於ても戸數に於ても優に倍數以上の增加を爲したり、從つて之に伴ふ諸般の施設亦長足の進歩を爲し、自治時代に入りたる札幌史は皆駸駸乎として積極的の發達を爲しつゝある向上史なり。

自治制施行後の形勢

始め園田長官の國費地方費を區別し、地方費自營の方針を立て地方自治制の施行を需むるや、同時に拓殖事業の十年計畫を立て其事業と經費を豫定し、十箇年間に總豫算三千三百四十一萬八千百二十七圓を支出するの經營案を提し政府の同意を得て議會の協賛を經たるを以て、拓殖の趨勢大に動き、移民益、增加し事業又益、勃興し、札幌區も亦た漸く自治行政機關の組織を整へ區内の大下水小下水等の七年計畫を立つる等種種經營に著手するに際し、會、日露戰役に會し、其の軍資無慮十

十年計畫

日露戰役

五億萬圓に上ほり、國民は其軍資中外債の外は非常特別稅に於て一億一千五百萬圓を負擔し國庫債券に於て六億七千萬圓の募集に應するの狀態に陷りたるを以て本道十年計畫は事業繰延となり、又札幌區も其七年計畫の土木事業を中止し、又其の前後に於て廳治時代に入り、北海道廳と共に札幌の二大官衙たりし第七師團は上川に移轉し、又札幌唯一の大會社たりし炭礦鐵道會社は其本社を岩見澤に移すあり、又戰後に於て四十年の大火及洪水等ありたりしと雖も、札幌の進運は爲めに多大の影響を受くる事なく、樺太島の新領土は本道民の新植民地たるの概あるを以て其關係は益、密著し、三十九年八月中島公園内に開設したる北海道物産共進會は極めて好結果を收め、東北實業大會を札幌に集め、戰時繰延事業は悉く開始せられ、官設鐵道の天鹽線は三十六年名寄に達し、十勝線は三十四年落合に四十年釧路に達し、留萌線は四十三年を以て開通し、私設鐵道の函樽線は三十八年を以て開通し、小樽の築港は四十一年其第一防波堤を竣工して更に第二防波堤の建築に著手し、札幌小樽間の鐵道は四十三年を以て、複線となり、字穴ノ澤の軟石材を搬出すべき札幌馬車鐵道は四十二年を以て、又茨戸札幌間の札

炭礦鐵道の移轉

戰後の形勢

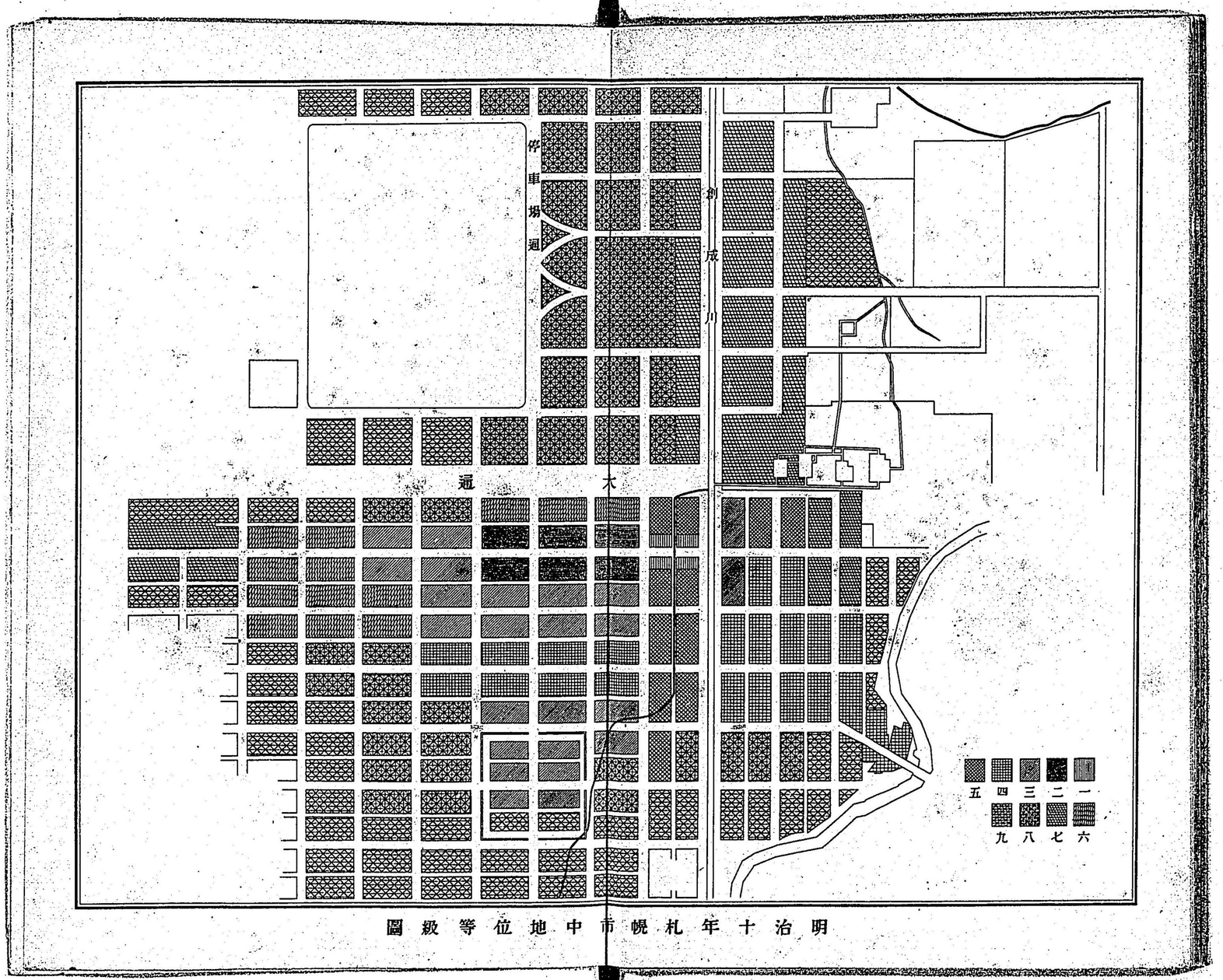

明治十年札幌市中地位等級圖

北馬車鐵道は四十三年を以て開通し、交通の發達と共に、本道奥地に開設せられたる新市街新村落は益、札幌に接近し來り、開拓使以來札幌の四圍に移殖したる各農村は漸く其富力を增加して炊煙熾んに上かり、園田長官の十年計畫の期既に盡くるや、其後任長官河島醇(前福岡縣知事)又內務大藏兩省と協定し新に十五箇年經營案を立て、其間の拓殖費總額を七千萬圓と定め、事業の種類により之を繼續費とし、繼續費に屬する事業完成後の不用額は他の事業に使用するを得せしめ、又繼續費以外の各年度支拂殘金は遞次繰越使用し得る事とし、其國庫支出額は四十年度以降每年二百五十萬圓及本道に於ける政府の歲入增加額を以て確定支出額とし此豫定は國家事變に際し一時に多額の費用を要する場合の外之を變更せざる事と定め、鋭意其實行に從事中病を以て斃れ、靜岡縣知事石原健三四十四年五月其後を承けて北海道廳長官となり、新經營案實施の當局者たり。

札幌四圍の狀況既に斯の如し、札幌區戶口の自治制施行以後十年間に二倍の增加を見たるもの亦自然の勢にして、札幌に於ける各種の施設亦自ら其必要に應して皆長足の發達を爲したり。

新街の開設　人口の增加に伴ひ、自ら新町の開設なかるべからず、官治時代に於て既に新町の開設ありたりしが、元開拓使の當初市街の區畫を定め其家屋を建築するや、市街としては密集主義ならずして、頗る粗居主義なりしを以て、明治四五年以來の札幌市街圖を比較するに其歷年刊行する所の地圖上には大なる進步發達の跡を認めずと雖も、其間市街は絕えず進步發達し、增加人口は其粗居の空地に漸次密集し居り、僅に豐平川沿ひ及桑園に新町を作りたるに過ぎざりしが、自治時代に入りては其發達は札幌市街圖を變化するに至れり、明治三十二年六月札幌農學校は今の農科大學所在地に其校舍起工式を擧くるや、其附近鐵道以北の農園を擧けて新町を開設するの設計を立て、之を宅地となし、頗る低廉の地代を以て借地を許したるを以て、札幌南方に於て地代の高價を苦む者漸く北方に轉するの趨勢を生し、同年十一月二十八日には北海道廳は北九條より北十五條に至る各條、西一丁目より西五丁目に至る各町合計三十五箇町を新設するの告示を爲したり、茲に於てか札幌市街の發達は北進の勢を爲せり。停車場東側なる北三條北四條の西三丁目は久しく空地又は炭礦會社社宅なりしもの三十四年の交より漸次商家の建

設を見又三十六年札幌農學校の北八條の新築校舍に移轉するや、北一條、二條、三條間にある西一丁目二丁目間の舊校舍跡三千二百四十坪を札幌區に貸付し、又演武場(時計臺を金一千圓を以て特別拂下を爲し、殘餘の土地及官舍敷地は個人に貸付し、其間縱橫に市街道路を開鑿したるを以て忽にして一新町を現出したり、又豐平橋下流の西岸五千七十七坪の地は開市以來未だ原始的狀態を持續し、森林中に乞食等と共にアイヌ人の居住家屋二戶ありて其內に琴似又市一家僅に膝を容るゝに足るべき堀立小屋を構へたる者ありて別に一天地を爲したりしが、明治三十四年に至り、未開地處分法により宅地の目的を以て區は其貸下を受け之を個人に貸付し區有財產に編入して居宅を新築せしめて一新町を作り南七條西八丁目の舊墓地跡は四十三年に至り、之を個人宅地に貸付けて新町を作り、又大通の札幌練兵場は四十一年區債七萬五千圓を起し、陸軍省の指定したる苗穗及雁來に於ける糧秣廠出張所敷地を買收して之と交換し四十二年道路を通じ區畫を割り、入札方法を以て個人に貸付けたるに希望者頗る多く忽ちにして八箇町の一新町を作れり。又遊園地方面に於ては豐平川沿及鴨鴨川沿岸は漸次人家增加し、豐水小學校附近

に於ける創成川上流は明治三十六年に四千九百十四圓を投じて河身を改良し又千二百餘圓を以て舊河床を埋立千百九十四坪の新町を作り、『遊園地内』と稱すれば公園以外の一新町を意味するに至れり、又苗穗方面に於ては北三條に接續したる道路は札幌の東部及北部に至る道路の要衝に當るを以て漸次發達して其附近は一新町を爲したり札幌市街は已に如斯き發達を爲したるに獨り南二條以南の西九丁目以西及南七條以南の山鼻町附近は札幌開市の始め先づ南に向て發達し明治七八年の頃既に南七條に達したるに拘らず、藻野遊廓、大谷派本願寺別院敷地及墓地等あり又屯田兵所有地は屯田兵條例により賣買を許可せられず且農耕を奬勵して宅地を許さゞりしを以て、此等諸原因は札幌市街の南方發展を阻止したりしが屯田兵後備滿期となり、其所有地の自由處分權を得るに至るや、先づ南二條以南西九丁目以西の山鼻町内は漸次新町を爲したり、又南七條以南の山鼻町は四十三年區に編入したる後頓に戸口增加し三十二年に於ける札幌市街北進の趨勢は漸く南下せんとするの趨勢を生じつゝあり。

上下水道　衞生及火防の現況に鑑み近き將來に於て上下水道敷設の必要を認め先づ四十三年度に於て調査費三千圓を計上し北海道廳技師土井良太郎に囑託し別に技術員二名を附して其設計調査に著手せり時恰も四十三年夏工學博士中島鋭治小樽區水道調査の爲め來道せられしを機とし特に現狀の踏査を請ひ幸に其快諾を得て設計調査上大體の方針を定め以來著著進行して既に其完了を告げんとするに至り又經濟方面の調査は區會議員及區公民中より選出したる九名の水道調査委員と共に專ら調査中に係れり又明治三十二年に於て札幌區各町總代人會は三十二年以後七箇年の繼續總工費七萬六千六百九十五圓内約三分の一は國庫の補助を受くる見込にて大下水新設及改修の計畫を立て初年一部工事の實施にして區制の見更に區會の議決を經て其計畫を繼承することゝなり又三十五年度以後七箇年繼續總工費三萬二千八百二圓にて區内各町樞要の箇所に小下水新設の計畫を定め兩工事とも三十七、八年度は經費緊縮の爲め事業を休止し後年度に繰延たり之を實施したり。

區勢調査　札幌市街の發達は此の如くなるを以て區の行政上之が區是を定むるに當り、先以て民勢調査の必要を認め法學博士高岡熊雄に調査顧問を囑託し助

役河田猪三郎を委員長とし、書記杉本喜久次郎、小西助三郎、佐瀬德五郎、濱田文之進を調査委員とし、區勢調査條例を發布し四十年十二月一日を期し區勢調査を實施せんとせしも會四十年五月の大火に際したるを以て、更に四十二年三月一日午前零時を以て之を實施し、四十三年九月其調査の結果を發表せり。該調査は區吏員八名の準備委員の外區吏員及學校敎員等三十三名に監督委員を區內篤志者三百四十三名に調査員を囑託して實行し頗る好結果を得たり。此の種の調査は屢に亞灣に於て戶口調査を行ひたるは獨り本區と東京市あるのみなりとす。

區域擴張　開拓使の始め札幌市街地は札幌本廳を中心として方一里と定めて以來漸次四方より村落地に蠶食せられ、市街地は漸く狹隘を感じ、夙に苗穗村方面及山鼻村遊園地附近を區に編入すべきは官治時代既に此議あり、自治時代に入り、明治三十三年中山鼻、豐平、苗穗の一部を區に編入するの意見を北海道廳に上申したりしも當時道廳は何等指令する所なかりしが、明治三十九年に至り、區域變更の議又起り札幌支廳長は苗穗村の一部を區に編入するの意見を區に致すに至り、茲

現在の札幌區役所及標準時時計臺

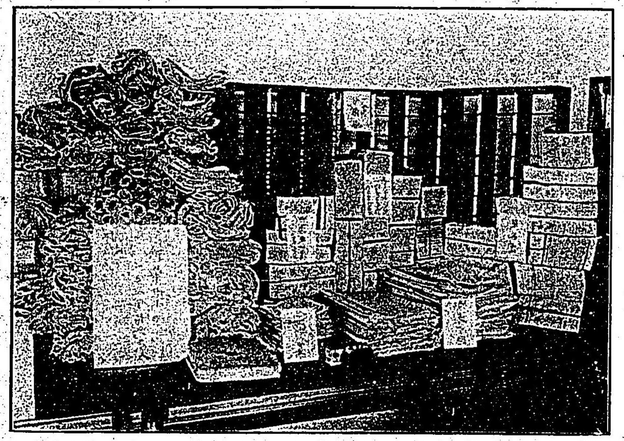

札幌區區勢調査の材料

に於て區域の變更は相互の問題となり、四十二年に及び區會議員村田不二三、三島常磐、高橋宗吉、石井峯太郎、阿由葉宗三郎、宮村朔三、藤井民次郎、助川貞二郎を調査委員に擧げ、調査の結果苗穗、豐平、山鼻の外尙其他村落の札幌附近の地をも區に編入する事に決し關係町村長支廳長と熟議の結果其意見を道廳長官に上申し、遂に四十三年四月一日以後豐平町に於て戶數六百九十六、人口四千六百四十三白石村に於て戶數四十三、人口二百七十八札幌及苗穗村に於て戶數五百三十三、人口千八百七山鼻村に於て戶數九百二十六、人口三千八百四十三を札幌區に編入し又區の一小部分を琴似村に編入したる結果區は新に面積に於て三百二十五萬五千九百五十二坪、戶數二千二百十八、人口一萬五百七十一を增加し、又區有財產として現金、金券を合せ千八百五十圓九十八錢三厘土地十八町三畝步此時價九千三百八十四圓三十九錢五厘建造物七百三十六坪此時價一萬六千七百三十圓を收得し、其區域は開拓使當初所定の方一里に比し約半方里を增加したり。

墓地新設及改葬　豐平町に於ける區有墓地は十九年設置以來既に年所を經其地積僅に一萬四千餘坪にして漸次狹隘を感じたるを以て三十六年四月圓山官林

內に於て未開地十四町六段六畝十歩の拂下を受け、三十九年に至り、一坪を以て一區畫となし、之を墓地として割渡すの制を定めたり、先是、三十六年六月南六條西八丁目の舊墓地を區有財産として拂下を出願したるに、道廳は直ちに墓地の供用を禁し、三十九年十二月其墳墓地を廢止し、其遺體及墓標墓石は翌年四月三十日限り改葬移轉すべく、若し其期日內に改葬せざるものは無緣者と認め札幌區をして相當處分を爲さしむべき旨廳令せしが、該墳墓地は開市創草の際に於ける墓地なるを以て、其遺族等四方に散し其廳令を知る者寡く、改葬者殆んと稀なりしを以て札幌區は中央寺住職三澤松儀及新善光寺住職林玄松大谷派本願寺別院輪番三枝良慶に取扱を命し、四十年六月九日を以て全部圓山新墓地に改葬せり。

遊廓移轉の計畫　明治三十四年一月第七回區會に於て薄野遊廓移轉の議起るや因つて其移轉地の調査に著手し土地の適否及區畫の整理等を考査し、鴨鴨水門上流區有地內に於て適地を發見し、其內五千四百五十五坪六勺を貸地とし、六千七百七十九坪五合を賣渡地と定め、之を合して廓內となし、大小八十區畫に分ち、八十區を移すの設計を爲したりしも之を實行するに至らざりし。

公園の設備　明治三十六年十一月公園豫定地として圓山御料地六十二町九段二畝十歩を借地料一箇年二百七圓六十四錢(一段歩三十錢の割)を以て、明治五十五年十二月迄二十箇年間貸下を受けたり札幌は南に中島公園あり、西に圓山豫定地を有するに至りしも、圓山は當時直に其經營に著手するを得ず、唯三十七八年戰役記念として三十八年度より區內各小學校生徒をして記念植樹四箇年繼續にして三萬八千四百本を爲さしめたるに過ぎさりしが、四十一年度に於て兩公園設計調査費三千圓を支出し、長岡安平を聘し、其設計圖案を製せしめたるに、其設營工費中島公園は五萬六千餘圓圓山公園は四萬八千餘圓を要するの設計を立てたり、茲に於て先つ四十二年度に於て金四百五十四圓を以て、圓山公園の一部に苗圃を設け、櫻、菩提樹、吉野櫻、落葉松等を植付け、又中島公園は四十三年度に於て金六千三百七十圓を以て、其設計中樞要地域の設營を了し始めて公園と公稱し大に面目を改めたり、又大通火防線は開拓使以來或は花園となし、或は林檎園となり、二十九年松、櫻、柳等を植又牧草を播種する等種種の變遷を經たるが自治時代に入り之を小公園に充つるの目的を立て、三十四年中西七丁目に開拓使長官たりし黑田伯の銅像を

設置し、同年又同所及西六丁目の兩區域に築山池水を設くるの設營に著手せし後之を中止し開拓記念碑を西六丁目に移し、西五丁目を體育會の運動場となし、三十八年西三丁目より西十丁目に至る間に三十七八年戰役記念植樹を爲し四十二年西三丁目に北海道廳長官屯田兵司令長官たりし永山男爵の銅像を建設せしが其植樹は多く枯死したるを以て更に四十二年度より四十四年度に亙り同しく長岡安平の設計に依り金千九百三十餘圓を支出し、西三丁目より西九丁目に至る各區畫にイタヤ、マク、オンコ等植樹を爲し、牧草を採種し、其間に適當の通路を設けて逍遙地となし、是に於て漸く、小公園の形を爲せり。

水力電氣事業　過度時代に於て札幌區長たりし林顯三其前任地增毛に在るの際曾つて京都に遊ひ疏水工事附帶の水力電氣場を見て大に感する所あり、其任地增毛の暑寒川を利用して一小電氣場を起さんとして其計畫中札幌區長に轉任したるを以て、豐平川を利用して水力電氣を起し大に工業を振起せんと圖り、工學博士田邊朔郎の意見を聽き工學士岡崎文吉の贊助を得て其調査設計を完了し其創立意見及分岐水位圖及發電所圖、株式會社收支豫算書、電氣工事設計及豫算書、水力

利用工事設計及豫算書、電動力使用規則、札幌區內各工場調査表、得失比較表等を對馬嘉三郎、谷七太郎、藤村肹、植村澄三郎、足立民治等に示し其顚末を告けて贊成を求めたるに、皆其擧を贊し、唯之を區の公共事業となすか、或は株式會社と爲すかを決せすと雖も、當時日清戰役の後を承け金融緊縮の時なりしを以て時機を待つて必す之を起すに決せしが、三十年五月顯三上川支廳長に轉任せしを以て其關係書類一切を嘉三郎に引繼き其創立を約して赴任せり、茲に於て同年十二月嘉三郎等五人首唱者となり區內重立たる者を豐平館に集め、株式會社設立を議したりしか、後之を區公共事業として起業の事に決し、自治時代に入り、三十四年三月先つ其起業方法其他技術上の調査全部を文吉に託し、其調査大體を完了したるも翌三十五年十月文吉學術研究の爲め米國に赴くを以て更に其調査を囑託したるに翌年歸朝其設計報告書を呈出したるを以て、其設計に基き、札幌支廳の拓殖方針と協同し、八垂別に發電所を設置し、一千馬力の電力を發生せしめ、其水路の餘力を同所より山鼻町の中央を過き、大通に出て、大通を東流して篠路兵村に導き、茨戸川に放水して水田を起すの計畫を立たるも幾もなく日露戰役に際し、且つ營利事業を公法人に

於て營み得へきやの法律上の疑義ありて其進行中近藤修孝來り、獨逸人の技師を伴ひ設計を爲し、定山溪上流に於て發電所の位置を定めて水利權を得、三十八年五月資本二十二萬圓北海電氣株式會社を創立し、翌年一月札幌電燈會社を合併し、北海電氣株式會社の名義を以て營業を開始し、山本久右衞門社長、石母田正輔支配人となり、同年六月より定山溪發電所水路工事に著手せしが、谷七太郎、土屋輸等の有志卒先奔走し拓殖銀行頭取美濃部俊吉の後援により四十一年九月資本金七十五萬圓の札幌水力電氣株式會社の設立あり、翌年一月一日北海道電氣會社事業全部を讓受け、本郷嘉之助社長石母田正輔支配人となりて事業を繼續し、山鼻町に配電所を設け、四十二年三月其全部の工事を竣工し、順次水力電氣を送電するを得たり。

金融銀行　既設銀行中日清戰役に際會し、其戰後に於て增資したる札幌商業銀行(三十三年屯田銀行改稱)北海銀行、日清戰役中に設立せられ日露戰役後に於て增資したる北海道貯蓄銀行(元札幌貯蓄銀行)及國民銀行等は皆日露戰役後に於ける企業熱勃興の反動期に入りて休業整理の悲運に逢著し、而して今や其整理を完成して新時期に入れる時代なり、札幌商業銀行最も早く蹉き日本銀行の援助を以て整理し三十九年五月資本金百萬圓を二十五萬圓に減却し、株式會社小樽銀行と合併し資本金を七十五萬圓となし北海道銀行と改稱し、札幌に支店を置き普通銀行業務の外札幌支金庫として國費現金北海道支金庫として、地方現金の出納日本銀行代理店として國債及鐵道預金、內藏寮現金取扱方札幌本所として御料部資金及區公金の出納を取扱ひ、又札幌貯蓄銀行は三十八年三月松前、江差の兩貯蓄銀行を合併し、資本金を十九萬圓に增加して北海道貯蓄銀行と改め續て翌三十九年一月又江差銀行と合併し更に八萬圓を增資して二十六萬圓となしたりしが、四十一年三月に至り臨時休業して整理に著手し、北海道拓殖銀行の援助を受けて之が整理を了し翌年一月に至り營業を開始し拓殖貯金銀行と改稱せり、又北海銀行も三十年資本金を二十二萬五千圓に增加し、續て三十萬圓に增加せしが四十二年以來營業の傍ら整理に著手し、四十四年に至りて其整理を完了せり、此銀行整理時代に於て開拓使以來の商家中倒產する者あり札幌金融界に影響を及ぼせり、而して既設銀行の此の如き狀態に在るの際北海道拓殖銀行の設立ありたり、同銀行は三十二年三月法律第七十六號に基き、始めて資本金を三百萬圓とし四十三年四月一

日札幌に本店を置き其營業に著手し、三十九年十月資本金二百萬圓を增加し、又三十八年以降四十三年六月迄前後八回に債券千百八十九萬六千圓を發行し、小樽函館旭川に支店を置き尙東京に出張所樺太に派出所を置けり、其營業は普通銀行と異なり、(一)不動產を抵當とする年賦又は定期貸付(二)本道拓殖を目的とする株式會社の株券債券を質とする貸付及其社債券の應募引受(三)本道農產物を擔保とする貸付及荷爲替(四)預金、保護預(五)本道公共團體に對する無擔保の年賦又は定期償還貸付等なりしが、三十八年以後更に爲替荷爲替、產物擔保、貸付擔保、手形の割引及二十八以上連帶竝に產業組合に對する無擔保貸付を爲すに至れり。

其他四十三年中資本金五萬圓の札幌銀行の設立等ありしが、此等銀行の外開拓使以來貸金業を營む者漸く產を爲し拓殖銀行又は普通銀行に於て貸出を受くる能はざる者は皆其貸金業者の資金を融通せり、而して札幌區內に於ける土地及建物を抵當として市場に融通する四十三年內の資本總計を通算するに土地を抵當として融通する者札幌本區に於て三百七十二件、二百九十萬六千三百二十八圓、山鼻町三百九十六件、百二萬七千二百六圓、豐平町六十四件、十五萬千七百五十二圓、白

石町二十八件、五萬九百七十圓、苗穗町四十五件、二十四萬千七百二十圓、元村町二十二件、九萬千六百十六圓、此合計九百二十七件、四百四十六萬九千六百四十六圓なり。又建物を抵當とする者は、札幌本區五百三十八件、百三十七萬九千五百二十八圓、山鼻町七十五件、十五萬八百五圓、豐平町二十件、一萬百二十五圓、苗穗町十二件、二千六百九十圓、元村町二件、千九百五十圓、此合計六百四十七件、百五十五萬二千二百九十八圓にして總計六百二萬千九百四十圓なり。

教育　札幌に於ける教育事業は此時代に入りて益、發達を爲したり。明治五年開拓使の設置したる東京假學校に淵源する札幌農學校は、進んで農科大學となり佐藤昌介を學長となせり、先是同校の存廢頗る論議に上ぼりしが、日清戰役後、帝國教育事業の擴張となり、明治三十年政府新に京都大學を設置するや、本道に於ては札幌農學校を基礎として本道大學の設置を要望するの論議起り、當時の北門新報燻んに其論議を主張し、札幌の有志者又北海道大學設立期成同盟會を組織し、谷七太郎を委員長となし、三十三年二月貴衆兩院に其設立請願書を提出せしめたるが、札幌區會も、北海道教育會も、北海道廳長官も、後北海道會も皆其要望を獻議する所

師範學校

ありたりしが當時の要望は、農工二科大學整備の後、理科大學、醫科大學を設け、更に法科大學、文科大學を開き、十數年の後札幌帝國大學を完成せんとするにありて、其計畫の著手と共に一箇高等學校をも設立せんとするにありたりしが、時に九州東北地方に於ても亦大學設置の希望を以て政府に迫る所あり、九州大學は既に、明治三十六年中福岡醫科大學、三十九年中工科大學の設置ありて其基礎を建てたりしも、東北大學と北海道大學は未だ其要望を達する能はざりしが明治四十年札幌區會は其創立費に十萬圓此內五萬三千四百六十圓は區內其他は全道有志寄附金)を寄付するの決議を爲して文部省に申請し、又古河虎之助金十萬五千圓を寄付するや、遂に大學設立の機運に達し、四十年六月東北帝國大學を仙臺に置き、札幌農學校を改めて其一分科大學となしたるなり。これを以て區民は更に工科大學を置きて北海道大學設立の基礎を建てんと欲し、其目的を達せんとしつゝあり。又北海道師範學校は三十四年度より國費支辨より地方費支辨に移り、槇山榮次安達常正を經て星菊太校長となり、三十九年九月創立滿二十年記念式を行ひ、四十二年校旗及校歌を制定し、四十三年大に教室及寄宿舍の增築を行ひ、四十四年度より毎年本

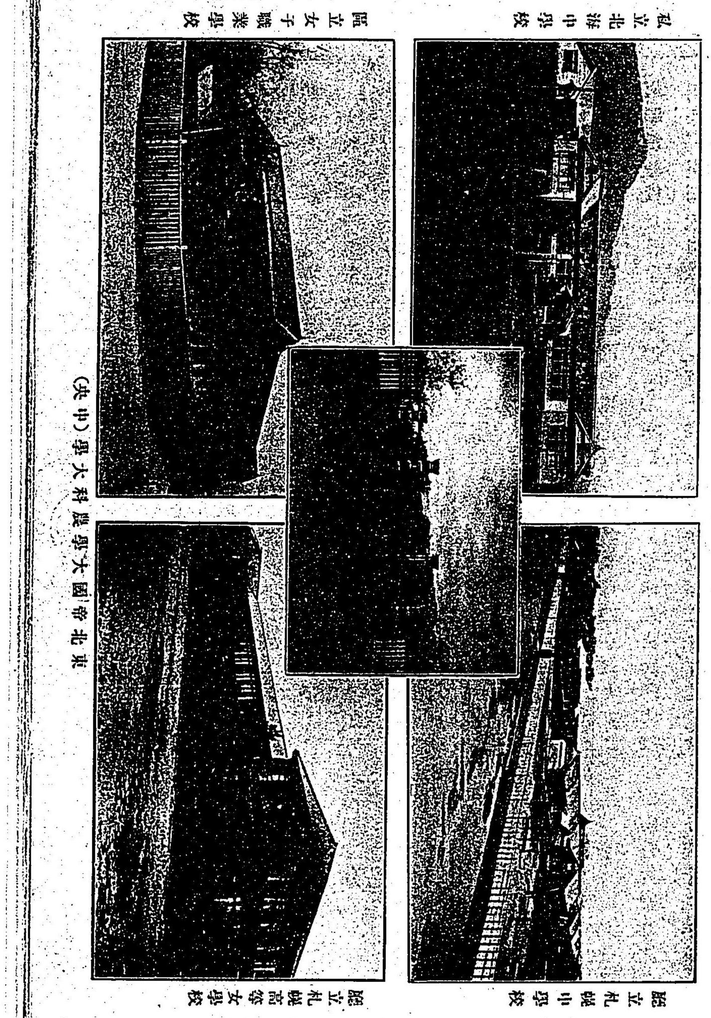

科第一部三學級百二十名第二部二學級八十名を入學せしめ、乙種講習科を廢したるが、北海道教育會は同校内に、常設講習會を置き尋常科正教員養成を爲せり、而して開校以來卒業生總數本科第一部七百五名、第二部九十七名、簡易科六十名合計八百六十二人を出せり、又札幌中學校は三十四年尾原亮太郎校長となり、四十一年十月山田幸太郎之に代る、三十四年國費より地方費支辨に移り、校旗校歌を制定せり同校雪戰會は二十年前に淵源し、三十一年に催したる雪戰會よりは其組織方法を整備し毎年冬季之を施行し生徒訓練の重要機關となし、特種の校風發揮に力めつゝあり、又北海英語學校は三十四年五月中學部を置き、三十八年三月北海中學校と改稱し、四十一年七月豐平町に移れり、淺羽靖校長たり。女子教育は自治時代に入りて特に發達したり。三十五年三月廳立札幌高等女學校の設置あり、四十三年三月に至る迄、本科卒業生總數五百十二名、補習科修了生三百十四名を出せり、小林到工藤金彦相續いて校長たり、又四十年一月區立女子職業學校の設立あり、始め女子小學校内に開校し、四十三年中島遊園地内の新校舍竣工して移轉し、四十三年度より文部省の補助金を受く、校長は泉繁太郎にして、本年に至る迄卒業生本科百十二

札幌中學校

北海中學校

高等女子學校

名、專修科百六十六名、補習科三十四名、合計三百十二名を出せり、又大谷派本願寺札幌別院は三十九年中小規模の北海女學校を設立せしが、四十一年火災に罹り、直に新校舍を建築し、四十二年に至り高等學校と改稱し、清川圓誠を學校長とし、現時生徒百餘名を收容し、又北星女學校も三十六年校舍を改築し、創立以來卒業生百五十餘名を出せり。又小學校に於ては、創成尋常小學校は、四十三年高等科を併置し、中央創成尋常高等小學校（校長莊司龜太郎）と改稱し、校舍を新築し、四十三年十月、創立四十年記念祝賀會を催し、創成高等小學校は西創成尋常高等小學校（小鹿達三郎）と改稱し、豐水尋常小學校（校長鈴木又衞）校舍を南七條西一丁目に新築して移轉し、四十二年十一月創立二十五年記念祝賀會を催し、又三十七年四月札幌女子尋常小學校札幌女子高等小學校を併合して一校となし、之を札幌女子尋常高等小學校（校長小川幸太郎）と稱し、又豐平町山鼻村併合後は、四十年校舍を增築したる山鼻尋常高等小學校（校長谷藤末次郎）及四十一年高等科を併置したる豐平尋常高等小學校は新に區立となりしが、先是、區內就學兒童益、增加するを以て、二十九年中北八條西一丁目に私立上守尋常小學校（上守祐眞

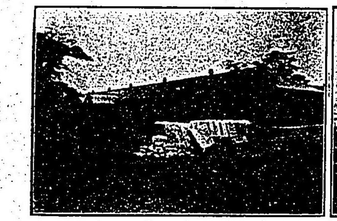

北九條小學校

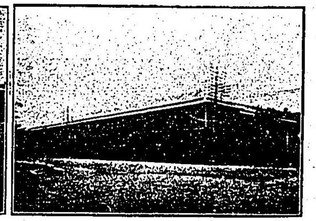

中央創成小學校

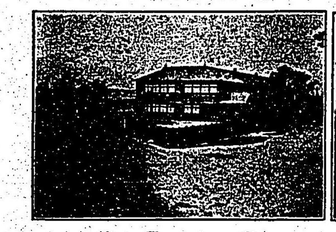

東小學校

札幌女子小學校

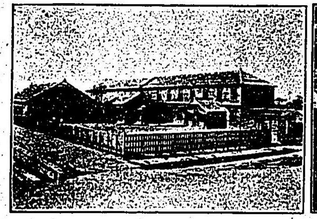

東北小學校

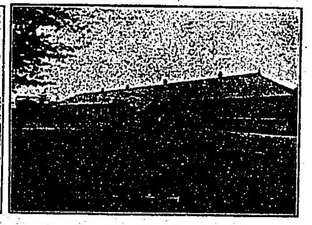

西創成小學校

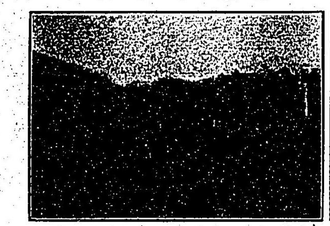

小學兒童日露戰役記念凱山植樹地

豐水小學校

設立ありしを、三十二年之を創成尋常小學校の分校となし、續て三十一年校舍を新築して北九條尋常高等小學校（校長小山準平）と改稱し、數次校舍を增築したり、又三十六年三月南二條東六丁目に校舍を新築して東尋常小學校を設置し、三十九年更に二階建校舍を增築し、四十四年に至り東尋常高等小學校（校長和田爲彦）と改稱せり、又四十二年北四條東三丁目に一校を創設して之を東北尋常小學校（校長及川龜之進）と稱せり。又私立遠友夜學會は三十三年文部省規定の高等科尋常科に準し、四十三年新校舍を建築したるが、漸次世人の認識する所となり、北海道廳及內務大臣より補助金及奬勵金の下付を得たり、又四十一年、區の南部に位する豐水尋常高等小學校及區の北部に位する北九條尋常高等小學校內に區立實業補習學校を設置し、工業者徒弟に適切なる敎育を開始したるに、年齡最高三十四年最低十三歲平均十九歲の徒弟入學し、既に金工二十八人機械工四十七人、木工六人、建築工三十八人、合計百十一人の卒業生を出せり。又三十四年藤井民次郎加藤正雄、仁平豐次等に名に近く頗る隆盛を極め、又私立育成小學校は安田貞謹により、三十五年設立せら

れ、北海露語學校又三十三年中對馬嘉三郎により設立せられたるも、何れも久しからずして、閉校せり、其他西本願寺別院を校舍に充用したる中學夜學會四十一年設立北一條西二丁目の若葉幼稚園(四十二年設立其他裁縫、刺繍、編物、挿花、造花、女禮式、點茶、家政、音樂等を教授する私立學校及教授所等益、增加し、各般の教育皆長足の進歩を爲し、札幌區教育會は明治四十一年設立せられ會員三百三十名あり藤井民次郎會長たり、又北海道教育會は附屬圖書館(三十四年設置)を又北九條尋常高等小學校及札幌女子尋常高等小學校内には有志又は同窓會の經營になる文庫を設置し、其藏書を衆庶の閲覽に供せり。

教育會

圖書館

工場

工場　札幌は工業地として益、發達の趨勢を示せり自治時代特に日露戰役後は益、發達し、札幌麥酒會社は三十六年東京に分工場を設け三十七年資本を百萬圓に增加し、三十九年日本麥酒、大阪麥酒の兩會社と合同して、大日本麥酒株式會社と改め、札幌工場と稱し、釀造大規模の擴張工事を起し、製麥器械を購入し、ホップ園及製桶所を設け、一箇年製造高三萬石に達し、其製麥場は札幌製糖會社の製造場を製用したるものにして一年二萬石を製麥すべく、其設備東洋第一たり。又札幌製麻會社は、明治三十一年以來金融界の打撃を受け一時無配當の悲境に陷り、三十六年末四十萬圓に減資せしが、日露戰役中其事業大に發展し、三十九年技師長鈴木鈴馬を歐米に派遣し新器械を購入し、資本を倍加して二百四十萬圓に增資するの計畫中四十年七月、日本製麻株式會社と合併し、同社の札幌製品工場と改稱したり。又炭礦鐵道及函樽鐵道國有に歸し、道廳所轄の本道鐵道を併せ北海道鐵道管理局を置くや新に一大鐵工場を本道に設置の議ありて其位置尚定まらざるや、本區は衞生狀態物資の供給水利の便等に於て、工場適當の地たるを認むるを以て、意見書を政府に提出し、又谷七太郎は其敷地として低廉なる價格を以て、苗穗衛苞園の大地積を買收に應ずるの意思を申出、附近地主も亦適當の價格を以て買收に應せんとし、會、管理局長野村彌三郎は札幌を以て適當の地たる意見を當局に致し、遂に苗穗町に二十餘萬坪の工場敷地を確定し四十三年苗穗停車場と共に一大工場の新設を見るに至れり是に於て札幌東北部の戸口は忽然として增加し著大の發展を示しつゝあり。

第七節　區財政

自治制施行以來札幌區の財政は一般區費及札幌病院費の二部に分ちたるが其歳入出別表の如し。

札幌區史

終

正	誤
九百九十三頁六行	
東武ノ二字削ル	

札幌區費收支一覽

摘要	明治三十二年度(自三十二年十月至三十三年三月)	明治三十三年度	明治三十四年度	明治三十五年度	明治三十六年度	明治三十七年度	明治三十八年度	明治三十九年度	明治四十年度	明治四十一年度	明治四十二年度
歳入	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
財產ヨリ生スル收入	2.935.807	6.811.499	8.608.239	10.964.645	11.213.969	10.588.713	13.591.701	15.168.791	13.700.000	29.562.160	31.570.920
使用料及手數料	586.219	1.754.372	2.628.990	3.122.600	4,456.134	2.817.630	3.022.081	4.796.662	4.610.778	6.562.619	8.532.672
雜收入	5.236.660	13.584.099	16.055.968	14.537.437	18.345.459	19.303.562	16.644.935	19.804.444	25.061.816	35.317.882	42.475.910
繰越金	0	1.668.072	521.641	9.761.104	18.237.800	22.927.778	11.541.562	7.893.933	14.227.981	5.407.497	25.178,014
補助金	4.883.000	4.880.000	4.948.000	4.800.000	0	132.300	120,256	1,999.000	3,809.700	1.071.485	950.000
交付金	0	2.073.126	2.627.032	3.054.335	3.115.678	3.988.589	6.179.247	6.552.363	6.946.109	8.509.380	7.721.550
寄付金	172.800	80.000	600.000	0	0	0	1.304.656	0	30.125.500	13.515.050	9.273.450
區稅	21.653.952	53.016.530	81.508.242	83.444.866	77.203.110	51.021.890	45.283.730	70.825.430	87.589.130	134.164.380	132.863.780
區債	7.000.000	3.800.000	5.500.000	0	0	0	0	0	0	75.000.000	0
不動產賣却代	0	0	0	0	0	0	0	0	81,019.270	0	0
歳入合計	42.468.438	87.667.698	122.998.112	129.684.987	132.572.150	110.780.462	97.688.168	127.040.623	267.090.284	309.110.453	258.566.296
歳出經常部											
區役所費	6.099.373	17.216.382	20.862.023	22.131.591	23.160.068	21.147.879	21.248.559	23.909.861	27.362.725	27.496.025	31.261.060
會議費	262.933	433.576	321.140	283.620	235.015	132.752	147.719	271.596	457.560	392.020	781.680
土木費	589.505	6.350.393	7.466.653	6.944.371	5.943.309	7.251.248	6.945.565	7.570.481	10.413.485	21,501.100	12.896.270
小學校費	12.431.488	28.084.931	32.115.047	35.832.112	37.247.007	34.236.200	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

雜收入金	5.236.660	13.584.099	16.055.968	14.537.437	18.345.459	19.303.562	16.644.935	19.804.444	25.061.816	35.317.882	42.475.910
繰越金	0	1.668.072	521.641	9.761.104	18.237.800	22.927.778	11.541.562	7.893.933	14.227.981	5.407.497	25.178.014
補助金	4.883.000	4.880.000	4.948.000	4.800.000	0	132.300	120.256	1.999.000	3.809.700	1.071.485	950.000
交付金	0	2.073.126	2.627.032	3.054.335	3.115.678	3.988.589	6.179.247	6.552.363	6.946.109	8.509.380	7.721.550
寄附金	172.800	80.000	600.000	0	0	0	1.304.656	0	30.125.500	13.515.050	9.273.450
區稅	21.653.952	53.016.530	81.508.242	83.444.866	77.203.110	51.021.890	45.283.730	70.825.430	87.589.130	134.164.380	132.863.780
區債	7.000.000	3.800.000	5.500.000	0	0	0	0	0	0	75.000.000	0
不動産賣却代	0	0	0	0	0	0	0	0	81.019.270	0	0
計	42.468.438	87.667.698	122.998.112	129.684.987	132.572.150	110.780.462	97.688.168	127.040.623	267.090.284	309.110.453	258.566.296
歳入合計											
常部											
歳出經費											
區役所費	6.099.373	17.216.382	20.862.023	22.131.591	23.160.068	21.147.879	21.248.559	23.909.861	27.362.725	27.496.025	31.261.060
區會費	262.933	433.576	321.140	283.620	235.015	132.752	147.719	271.596	457.560	392.020	781.680
土木費	589.505	6.350.393	7.466.653	6.944.371	5.943.309	7.251.248	6.945.565	7.570.481	10.413.485	21.501.100	12.896.270
小學校費	12.431.488	28.084.931	32.115.047	35.832.112	37.247.007	34.336.200	35.406.697	36.883.430	42.876.038	46.553.009	52.700.803
補助費	171.177	1,358.019	850.000	50.000	0	0	0	0	0	0	0
衛生費	168.911	4.837.030	3.161.577	7.299.036	6.404.196	5.509.175	5.024.348	6.187.226	6.140.766	12.929.300	12.611.640
警備費	1.036.766	3.198.565	5.151.538	4.559.460	5.544.974	4.643.725	5.279.759	6.190.525	10.928.360	12.869.510	12.247.870
諸稅費	44.205	125.915	200.673	187.057	187.091	573.670	1.398.489	1.355.909	1.368.469	1 356.407	1.508.750
基本財産造成費	18.000	98.630	42.000	48.000	832.338	0	1.610.000	0	0	0	0
救助費	324.963	530.960	632.627	377.551	499.191	387.087	278.980	325.806	303.751	383.147	397.550
雜支出費	986.828	2.025.798	2.470.834	2.831.311	3.635.251	4.488.769	3.662.155	3.389.780	5.887.590	7.944.360	6.824.200
公園費	0	0	0	0	0	298.127	336.507	562.478	1.222.398	353.905	381.755
勧業費	0	0	0	0	0	0	0	91.250	571.250	1.598.080	1.819.850
女子職業學校費	0	0	0	0	0	0	0	0	2.459.597	6.411.535	7.701.350
實業補習學校費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.029.900	1.017.100
計	22.134.149	64.260.199	73.274.112	80.544.109	83.688.440	78.768.632	81.338.778	86.738.342	109.991.989	140.818.298	142.149.878
歳出臨時部											
土木費	11.888.922	9.775.860	14.085.413	18.385.987	12.169.281	159.600	0	12.282.039	17.313.046	16.482.970	12.683.860
小學校費	0	11.963.745	12.136.678	11.285.129	8.271.353	0	0	3.805.581	23.934.037	4.515.660	23.731.240
墓地費	0	0	0	0	0	0	113.000	2.077.180	104.260	0	0
衛生費	0	100.498	0	424.920	0	0	0	0	233.000	712.460	6.239.670
不動産買得費	0	0	0	0	0	0	2.451.610	7.344.000	37.771.850	60.439.390	148.500
土地整理費	0	0	0	0	0	0	0	0	822.380	0	0
寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	30.000.000	15.000.000	8.460.000
區役所費	0	0	0	492.838	0	0	0	565.500	16.476.000	17.395.681	26.843.171
積立金	0	0	0	0	0	15.000.000	2.276.296	0	25.000.000	1.500.000	166.000
警備費	0	0	871.505	209.324	0	77.880	0	0	36.225	0	356.950
女子職業學校校舍建築費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20.655.950	10.959.810
公園費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.436.100	1.699.260
雜支出費	0	0	688.530	0	0	0	615.421	0	0	2.012.710	1.910.240
補助費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.200.000	1.000.000
區債	7.184.246	1.045.755	12.130.770	104.880	5.515.298	5.232.788	2.999.130	0	0	763.220	5.625.000
屠畜場費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.036.730
建物修繕費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	790.000
計	19.073.168	22.885.858	39.962.896	30.903.07	25.955.932	20.470.268	8.455.457	26.074.300	151.690.798	143.114.141	102.650.431
歳出合計	41.207.317	87.146.057	113.237.008	111.447.187	109.644.372	99.238.900	89.794.235	112 812.642	261.682.787	283.932.439	244.800.309

區立札幌病院費收支一覽

摘要	明治三十二年度（自三十二年十月至三十三年三月）	明治三十三年度	明治三十四年度	明治三十五年度	明治三十六年度	明治三十七年度	明治三十八年度	明治三十九年度	明治四十年度	明治四十一年度	明治四十二年度
歳入											
外來患者藥價	3.753.805	11.948.319	8.255.235	8.330.003	10.702.880	11.068.375	17.839.465	27.873.110	34.717.620	32.601.680	31.336.200
患者入院料	11.344.650	41.238.280	23.896.100	22.910.680	26.299.550	27.567.950	36.469.100	46.491.100	55.576.500	60.153.400	59.582.100
財産ヨリ生スル收入	1.891.226	4.255.281	4.307.502	5.339.695	6.034.508	6.547.972	6.999.937	7.177.634	7.142.245	7.131.496	8.809.190
雜收入	698.678	1.690.048	1.497.720	1.790.955	1.792.482	1.763.598	2.270.430	1.992.118	2.222.355	2.332.448	2.444.318
繰入金	0	0	1.294.750	0	0	0	0	13.325.971	0	0	750.000
繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	11.052.116	11.618.010	192.307
歳入合計	17.688.359	59.131.928	39.251.307	38.371.333	44.829.420	46.947.895	63.578.932	96.859.933	110.710.836	113.837.034	103.114.115
歳出經常部											
俸給	4.556.755	9.946.569	12.331.205	12.422.304	14.400.918	14.323.527	14.201.743	15.711.349	18.760.444	20.818.710	21.958.050
雜給	2.777.623	6.503.684	5.075.634	5.825.233	4.917.329	4.556.394	4.666.977	5.776.891	6.844.937	7.980.060	9.679.510
需用費	5.203.070	12.344.129	10.898.292	9.372.018	11.187.440	13.484.508	21.418.571	25.812.659	34.234.071	37.003.075	29.807.240
修繕費	99.795	5.458.844	1.736.810	1.049.367	1.019.319	740.139	1.670.499	2.316.921	2.187.809	2.655.640	2.458.770
賄費	4.583.417	14.302.461	7.229.947	9.283.421	10.683.774	11.039.294	13.639.261	16.916.646	21.088.375	22.425.607	20.693.080
資産管理費	25.793	51.588	64.483	64.470	60.840	297.280	745.920	678.710	678.710	666.035	655.955
積立金	0	2.645.556	1.914.936	354.520	2.559.800	2.506.753	5.775.343	5.325.971	7.000.000	19.400.000	12.000.000
計	17.246.453	51.252.831	39.251.307	38.371.333	44.829.420	46.947.895	62.118.314	72.539.147	90.794.346	110.949.127	97.252.605
歳出臨時部											
新營費	0	0	0	0	0	0	1.460.618	13.268.670	8.298.480	2.695.600	0
雜支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.375.000
計	0	0	0	0	0	0	1.460.618	13.268.670	8.298.480	2.695.600	1.375.000
歳出合計	17.246.453	51.252.831	39.251.307	38.371.333	44.829.420	46.947.895	63.578.932	85.807.817	99.092.826	113.644.727	98.627.605

著作權所有
札幌區役所
印刷ノモノハ總テ偽版ト心得ヘシ

明治四十四年七月十日印刷
明治四十四年七月十五日發行

札幌區役所

（非賣品）

印刷者　東京市日本橋區數寄屋町一番地
田山宗堯

서7819 V.15